

# 財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 2 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>1 重要な指摘事項に係る措置事項</b> . . . . .          | <b>1</b>  |
| <b>【出資団体関係】</b>                            |           |
| 1-1-1 出資団体に対するもの                           |           |
| 財団法人佐賀県臓器バンク（健康増進課） . . . . .              | 1         |
| 1-1-2 所管課に対するもの                            |           |
| 健康増進課（財団法人佐賀県臓器バンク） . . . . .              | 1         |
| <b>【補助金等交付団体関係】</b>                        |           |
| 1-2-1 補助金等交付団体に対するもの                       |           |
| 佐賀県バレーボール協会（政策監グループ） . . . . .             | 2         |
| 学校法人鍋島学園（こども未来課） . . . . .                 | 3         |
| 社会福祉法人麗風会（長寿社会課） . . . . .                 | 3         |
| 第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会                        |           |
| （くらしの安全安心課） . . . . .                      | 4         |
| 佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会（流通課） . . . . .         | 6         |
| 1-2-2 所管課に対するもの                            |           |
| 政策監グループ（佐賀陸上競技協会ほか3団体） . . . . .           | 6         |
| こども未来課（学校法人鍋島学園） . . . . .                 | 8         |
| こども未来課（学校法人佐賀龍谷学園ほか73団体） . . . . .         | 9         |
| くらしの安全安心課                                  |           |
| （第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会） . . . . .            | 9         |
| 長寿社会課（社会福祉法人麗風会） . . . . .                 | 10        |
| <b>【公の施設の指定管理団体関係】</b>                     |           |
| 1-3-1 公の施設の指定管理団体に対するもの                    |           |
| 社会福祉法人佐賀ライトハウス〔佐賀県立点字図書館〕                  |           |
| （障害福祉課） . . . . .                          | 11        |
| <b>2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項</b> . . . . . | <b>11</b> |
| 2-1 各団体に対するもの                              |           |
| 財団法人佐賀県芸術文化育成基金                            |           |
| （政策監グループ、社会教育・文化財課） . . . . .              | 11        |

|  |    |
|--|----|
| 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団                           |    |
| [佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター]              |    |
| (男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課) . . . . .           | 13 |
| 財団法人佐賀県環境クリーン財団 (循環型社会推進課) . . . . .       | 15 |
| 財団法人佐賀県地域福祉振興基金 (地域福祉課、長寿社会課) . . . . .    | 16 |
| 財団法人佐賀県長寿社会振興財団                            |    |
| [佐賀県介護実習普及センター] (長寿社会課) . . . . .          | 19 |
| 財団法人佐賀県臓器バンク (健康増進課) . . . . .             | 21 |
| 財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会 (生活衛生課) . . . . .           | 23 |
| 財団法人佐賀県地域産業支援センター                          |    |
| [佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター]        |    |
| (新エネルギー・産業振興課、雇用労働課、商工課) . . . . .         | 23 |
| 公益社団法人佐賀県農業公社 (旧社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社)        |    |
| (農産課、農山漁村課) . . . . .                      | 26 |
| 財団法人佐賀県青年農業者育成センター (農産課) . . . . .         | 27 |
| 社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会                          |    |
| (旧社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会) (園芸課) . . . . .       | 28 |
| 財団法人佐賀県教育文化振興財団                            |    |
| [佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家]     |    |
| (社会教育・文化財課) . . . . .                      | 29 |
| 財団法人佐賀県体育協会                                |    |
| [佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館・市村記念体育館]                |    |
| (体育保健課) . . . . .                          | 34 |
| 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター                      |    |
| (旧財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター) (組織犯罪対策課) . . . . . | 37 |
| 佐賀陸上競技協会 (政策監グループ) . . . . .               | 37 |
| 佐賀県バレーボール協会 (政策監グループ) . . . . .            | 38 |
| 佐賀県ラグビーフットボール協会 (政策監グループ) . . . . .        | 39 |
| 学校法人光薫学園 (こども未来課) . . . . .                | 39 |
| 学校法人鍋島学園 (こども未来課) . . . . .                | 40 |
| 社会福祉法人吉祥会 (こども未来課) . . . . .               | 40 |

|   |    |
|---|----|
| 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会                        |    |
| [佐賀県立児童養護施設聖華園、佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮]         |    |
| (地域福祉課、母子保健福祉課) . . . . .               | 42 |
| 社会福祉法人聖母の騎士会 (母子保健福祉課) . . . . .        | 44 |
| 社会福祉法人松風会 (長寿社会課) . . . . .             | 45 |
| 社会福祉法人麗風会 (長寿社会課) . . . . .             | 46 |
| 特定非営利活動法人福祉コミュニティエル (障害福祉課) . . . . .   | 47 |
| 社会福祉法人たちばな会 (障害福祉課) . . . . .           | 47 |
| 社会福祉法人友悠会 (障害福祉課) . . . . .             | 48 |
| 社会福祉法人天童会 (障害福祉課) . . . . .             | 49 |
| 佐賀県商工会連合会 (商工課) . . . . .               | 49 |
| 佐賀県中小企業団体中央会 (商工課) . . . . .            | 50 |
| 佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会 (生産者支援課) . . . . . | 51 |
| 社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会                       |    |
| (旧社団法人佐賀県果実生産出荷安定基金協会) (園芸課) . . . . .  | 52 |
| 佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会                     |    |
| (園芸課、農山漁村課) . . . . .                   | 53 |
| 佐賀県農業協同組合 (畜産課) . . . . .               | 54 |
| 富士大和森林組合 (林業課) . . . . .                | 55 |
| 第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会               |    |
| (旧第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県準備委員会)            |    |
| (学校教育課) . . . . .                       | 56 |
| 第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会                     |    |
| (くらしの安全安心課) . . . . .                   | 57 |
| 佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会 (流通課) . . . . .     | 58 |
| 平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会                 |    |
| (体育保健課) . . . . .                       | 59 |
| 財団法人佐賀県市町村振興協会 (市町村課) . . . . .         | 60 |
| 社会福祉法人佐賀ライトハウス [佐賀県立点字図書館]              |    |
| (障害福祉課) . . . . .                       | 62 |
| 特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会                    |    |
| [佐賀県射撃研修センター] (生産者支援課) . . . . .        | 63 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 川原建設株式会社 [佐賀県営住宅 (佐賀県西部地区)]    |    |
| (建築住宅課) . . . . .              | 64 |
| 財団法人スマイルアース [佐賀県立二十一世紀県民の森]    |    |
| (森林整備課) . . . . .              | 65 |
| 乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 [佐賀県立宇宙科学館] |    |
| (社会教育・文化財課) . . . . .          | 66 |

## 2-2 各所管課及び関係課に対するもの

### 【出資団体等関係】

|   |    |
|---|----|
| 男女参画・県民協働課 (財団法人佐賀県女性と生涯学習財団<br>[佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター]) . . . . .          | 67 |
| 循環型社会推進課 (財団法人佐賀県環境クリーン財団) . . . . .  | 68 |
| 地域福祉課 (財団法人佐賀県地域福祉振興基金) . . . . .   | 69 |
| 長寿社会課 (財団法人佐賀県地域福祉振興基金) . . . . .   | 69 |
| 長寿社会課 (財団法人佐賀県長寿社会振興財団<br>[佐賀県介護実習普及センター]) . . . . .                              | 70 |
| 健康増進課 (財団法人佐賀県臓器バンク) . . . . .  | 71 |
| 生活衛生課 (財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会) . . . . .  | 73 |
| 新エネルギー・産業振興課 (財団法人佐賀県地域産業支援センター<br>[佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター]) . . . . . | 74 |
| 雇用労働課 (財団法人佐賀県地域産業支援センター) . . . . .   | 77 |
| 農産課 (公益社団法人佐賀県農業公社<br>(旧社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社)) . . . . .                            | 78 |
| 農産課 (財団法人佐賀県青年農業者育成センター) . . . . .  | 79 |
| 空港・交通課 ((公益社団法人佐賀県農業公社<br>(旧社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社)) . . . . .                        | 80 |
| 園芸課 (社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会<br>(旧社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会)) . . . . .                         | 81 |
| 社会教育・文化財課 (財団法人佐賀県教育文化振興財団<br>[佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家]) . . . . .   | 82 |
| 体育保健課 (財団法人佐賀県体育協会<br>[佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館・市村記念体育館]) . . . . .                      | 84 |

|  |     |
|--|-----|
| 組織犯罪対策課（公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター<br>（旧財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター）） | 86  |
| <b>【補助金等交付団体関係】</b>                                      |     |
| 政策監グループ（佐賀陸上競技協会ほか3団体）                                   | 87  |
| こども未来課（学校法人佐賀龍谷学園ほか73団体）                                 | 91  |
| こども未来課（学校法人光薫学園ほか34団体）                                   | 94  |
| こども未来課（学校法人鍋島学園ほか71団体）                                   | 96  |
| こども未来課（学校法人佐賀龍谷学園ほか7団体）                                  | 97  |
| くらしの安全安心課  |     |
| （「家族だんらん県民運動」みんなで食卓推進委員会）                                | 98  |
| 循環型社会推進課（相賀区自治会ほか1団体）                                    | 99  |
| 循環型社会推進課   |     |
| （有限会社鳥栖環境開発総合センターほか1団体）                                  | 99  |
| 地域福祉課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会）                                  | 100 |
| 母子保健福祉課（社会福祉法人済昭園）                                       | 103 |
| 母子保健福祉課（社会福祉法人聖母の騎士会ほか7団体）                               | 104 |
| 長寿社会課（社会福祉法人麗風会ほか22団体）                                   | 104 |
| 長寿社会課（社会福祉法人松風会ほか1団体）                                    | 105 |
| 長寿社会課（社会福祉法人麗風会ほか9団体）                                    | 106 |
| 障害福祉課  |     |
| （特定非営利活動法人福祉コミュニティエルほか4団体）                               | 107 |
| 障害福祉課（社会福祉法人たちばな会ほか1団体）                                  | 109 |
| 障害福祉課（社会福祉法人たちばな会ほか60団体）                                 | 110 |
| 障害福祉課（社会福祉法人友悠会ほか2団体）                                    | 111 |
| 障害福祉課（社会福祉法人天童会）   | 112 |
| 地域医療体制整備室（佐賀大学医学部附属病院ほか1団体）                              | 114 |
| 企業立地課（株式会社日立物流）  | 115 |
| 企業立地課（美光九州株式会社ほか6団体）                                     | 116 |
| 雇用労働課  |     |
| （職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会ほか11団体）                                | 117 |
| 商工課（佐賀県商工会連合会ほか28団体）                                     | 118 |
| 商工課（佐賀県商工会連合会ほか7団体）                                      | 120 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 商工課（佐賀県中小企業団体中央会）・・・・・・・・・・・・・・・・  | 121 |
| 生産者支援課                             |     |
| （佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会）・・・・・・・・     | 122 |
| 生産者支援課（佐賀県玄海漁業協同組合連合会）・・・・・・・・     | 123 |
| 農産課（佐賀県農業会議）・・・・・・・・・・・・・・・・       | 124 |
| 園芸課（社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会              |     |
| （旧社団法人佐賀県果実生産出荷安定基金協会）・・・・・・・・     | 124 |
| 園芸課                                |     |
| （佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会ほか8団体）・・・・     | 125 |
| 農山漁村課                              |     |
| （佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会ほか19団体）・・・・    | 126 |
| 畜産課（佐賀県鶏卵販売農業協同組合ほか1団体）・・・・・・・・    | 127 |
| 畜産課（佐賀県農業協同組合ほか1団体）・・・・・・・・        | 127 |
| 林業課（富士大和森林組合ほか22団体）・・・・・・・・        | 129 |
| 空港・交通課                             |     |
| （株式会社JTB西日本メディア販売事業部ほか7団体）・・・・     | 130 |
| 市町村課（財団法人佐賀県市町村振興協会）・・・・・・・・       | 130 |
| 学校教育課（第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会    |     |
| （旧第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県準備委員会）・・     | 131 |
| 社会教育・文化財課                          |     |
| （財団法人筑後川昇開橋観光財団ほか21団体）・・・・・・・・     | 132 |
| 体育保健課（市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット       |     |
| 世界選手権大会実行委員会）・・・・・・・・              | 132 |
| 体育保健課                              |     |
| （平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会）・・・・      | 133 |
| <b>【公の施設の指定管理団体関係】</b>             |     |
| 母子保健福祉課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会           |     |
| [佐賀県立児童養護施設聖華園、佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮]）・・ | 134 |
| 障害福祉課（社会福祉法人佐賀ライトハウス               |     |
| [佐賀県立点字図書館]）・・・・・・・・               | 135 |
| 生産者支援課（特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会        |     |
| [佐賀県射撃研修センター]）・・・・・・・・             | 137 |

|  |     |
|--|-----|
| 建築住宅課（マベック・松尾建設共同企業体<br>[佐賀県営住宅（佐賀県東部地区）]） | 139 |
| 建築住宅課（川原建設株式会社<br>[佐賀県営住宅（佐賀県西部地区）]）       | 141 |
| 森林整備課（財団法人スマイルアース<br>[佐賀県二十一世紀県民の森]）       | 142 |



# 1 重要な指摘事項に係る措置事項

## 1-1 出資団体関係

### 1-1-1 出資団体に対するもの

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県臓器バンク   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 22 年 10 月 14 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 法的に命令権限のない別団体において、財団職員に対し、時間外勤務命令を行っているものがあった。</p> <p>県からの受託事業（平成 21 年度骨髄移植普及啓発事業業務委託）で雇用した職員の勤務地は、佐賀県赤十字血液センター内となっていたが、これら職員の時間外勤務命令の決裁は、本来財団法人佐賀県臓器バンクで行うべきものを、法的に何ら権限のない佐賀県赤十字血液センターに行わせていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 健康増進課】</p> <p>○ (財) 佐賀県臓器バンクの指揮命令の下にあることを明らかにするために、原則として、(財) 佐賀県臓器バンク事務局に出勤後に、佐賀県赤十字血液センターに出張させることとした。</p> <p>また、佐賀県赤十字血液センターから事前に月間献血予定表等の提供を受け、これを元にして職員に対して勤務命令を行うとともに、時間外が見込まれる場合は、時間外勤務命令を行うよう改めた。</p> |

### 1-1-2 所管課に対するもの

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県臓器バンク  |
| 所 管 課   | 健 康 増 進 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 団体の寄附行為に記載のない骨髄移植普及啓発事業を委託していた。</p> <p>当初、県は、骨髄移植普及啓発事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業として日本赤十字社に委託しようとしたが、断られたため、財団法人佐賀県臓器バンクに受託させていた。結果として、当財団の寄附行為で事業として位置付けられていない骨髄移植普及啓発事業を委託していた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、同様の委託事業を委託する際は、委託先の団体の寄附行為等記載の事業の範囲を十分確認したうえで、委託を行う。</p> |

1-2 補助金等交付団体関係

1-2-1 補助金等交付団体に対するもの

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県バレーボール協会  |
|---|--|
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 22 年 10 月 22 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【さがんアスリートジュニアサポート事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 知事承認が必要な補助対象経費の取扱いで、知事特例による支出承認を受けずに、執行されている事業があった。</p> <p>さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業においては、指導者の育成及び選手強化を目的に、久光製薬スプリングスの協力を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校指導者を久光チームに派遣し、久光チーム指導者からの直接指導</li> <li>・ 久光チーム指導者を招聘し、選手への指導</li> </ul> <p>が計画されていたが実施されておらず、事業経費のほとんどが(財)日本体育協会公認トレーナーの指導経費として支出されていた。</p> <p>この経費については、補助金交付要綱の「その他特に必要と認められる経費」に該当するものであり、支出する場合は、特例支出承認申請書を提出し、知事の承認を受けると規定されているが、承認を受けていなかった。</p> <p>補助事業実績額</p> <p style="text-align: right;">1, 996, 983円</p> <p>うちトレーナーの謝金</p> <p style="text-align: right;">1, 773, 000円</p> <p style="text-align: right;">" 旅費</p> <p style="text-align: right;">196, 720円</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p>計 1, 969, 720円</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 政策監グループ】</b></p> <p>○ 今後、知事特例による支出承認が必要な事業計画の変更がある場合は、速やかに報告・事前の承認を得る。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 学校法人鍋島学園<br>(新栄幼稚園・鍋島幼稚園)  |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 8 月 9 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助対象が他の受託事業と重複し、補助金の返還を要するものがあった。</p> <p>佐賀県私立幼稚園運営費補助事業の変更承認申請書において、補助対象にできない幼稚園等支援要員配置事業業務委託事業による採用職員1名を含んで申請したため、補助金額が過大となり、返還を要することとなっていた。</p> <p>過大となった補助金額<br/> <math>84,000円/月 \times 12月</math><br/> <math>= 1,008,000円</math></p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 こども未来課】</b></p> <p>○ 他事業による補助対象と重複しないよう確認を行った上で、補助金申請を行うこととした。</p> <p>過大となった補助金 1,008,000 円については、平成 2 3 年 4 月 4 日に返還済みである。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人麗風会<br>(軽費老人ホーム (ケアハウス) 桜の園)  |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</b></p> <p>(1) 軽費老人ホーム (ケアハウス) 利用者の収入認定の誤りにより、補助金の返還を要するものがあった。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助事業の補助金額は、補助対象の事務費の実支出額と県の要綱に基づき算定された事務費の年間合算額 (事務費基準額) とのいずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費徴収額 (以下「サービス提供料」という。) を控除し得られた額を基本とし、決定される。利用者本人から徴</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 長寿社会課】</b></p> <p>○ 利用者より提出を受けていなかった遺族厚生年金証明書の提出を受けると同時に、支給開始年月日を確認した。その結果、平成 1 9 年度の収入認定以降から誤りが発生していることが判明し、平成 1 9 年度分から公的な証明書に基づき収入認定を再計算した。</p> <p>その再計算した収入認定の結果を利用者に説明し、了承を得た上で、過少に徴収した事務費を利用者より受領後、平成 2 3 年 2 月 1 5 日付けで補助金を返還した。</p> |

収されるサービス提供料は、本人の前年の対象収入によって決定されるが、対象収入の認定に必要な利用者の収入を証明する書類（遺族厚生年金の証明書）がないままに、前年に提出されていた証明書を元に認定していたものなどがあり、その結果、サービス提供料が過少になり、補助金を過大に受領していた。

そのため、補助金の返還を要することとなっていた。収入認定は厳格に実施されたい。

ア サービス提供料を過少に認定していたものの 2件

事例：

(正) サービス提供料

月額40,000円

(誤) サービス提供料

月額16,000円

イ 平成21年度事業に係る補助金返還額

既受領補助金額 (A)

23,328,000円

修正後補助金額 (B)

22,885,000円

補助金返還額 (A-B)

443,000円

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年10月 7日   |
| (監査の結果)<br><b>【第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金関係】</b><br>(1) 実行委員会規約に、予算・決算の規定がなかった。<br>総会の権能として、最も重要な予算・決算が実行委員会規約に規定されていなかった。事務局長を務める県の所管課長が、実行委員会事務 | (措置の内容)<br><b>【所管課 暮らしの安全安心課】</b><br>○ 実行委員会の重要事項について、事務局(県)だけで決定できる体制になっていたこと、また、内部監査体制も十分ではなかったことから、事務局内部の決裁手続きや実行委員会規約の予算、決算、監事の設置等、総会での議決事項 |

局規程を作成する際、予算・決算については、事務局の分掌事務としていた。

その結果、事務局長の権限のみで予算額が流用されていた。

監査の際、所管課からは、予算・決算に関し、実行委員会事務局規程に基づき適正に処理したとの説明があったが、予算科目毎の予算額と決算額の差額が大きいにもかかわらず、予算額変更に係る事務局の決裁等の記録もなかった。実行委員会規約に、予算・決算についても規定し、実行委員会として適正に管理すべきであった。

また、実行委員会規約には、監事の規定も定めておらず、やむなく関係者（幹事）に監査をさせていた。

（ 表 略 ）

(2) 事業計画変更にあたって、機関決定がなされないままに、執行されている事業があった。

広報計画については、平成21年9月3日開催の第2回実行委員会において、実行委員会規約第11条に基づき、事業計画の一部として審議決定されているが、決定された計画にない広報事業が実施されていた。

また、広報事業の計画変更についての事務局の決裁等の記録もなかった。

(主な広報事業)

| 項目   | 計画     | 実績          | 決算額      |
|------|--------|-------------|----------|
| ポスター | 1,200枚 | 4,000枚      | 231,000円 |
| チラシ  | 9,000枚 | 120,000枚    | 409,500円 |
| パネル  | なし     | A0判13枚、特大1枚 | 287,500円 |

について改正を行った。

○ (1) の措置内容と同じ。

|   |  |                    |
|---|--|--------------------|
| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会                                    |                    |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 8 月 5 日                                       |                    |
| (監査の結果)   | (措置の内容)  |                    |
| <b>【佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会負担金関係】</b><br>(1) 米穀事業の執行で、事業計画及び予算に計上されていない米袋を作成し、卸・小売店等に販売するなど、適正でないものがあった。<br>事業計画では、米袋のロゴタイプ・パッケージの「デザイン開発等」を行うとされている。したがって、開発後の統一デザインを活用した米袋の作成及び販売は、J A 及び卸・小売店等自身が行うべきものである。<br>米袋の作成、販売が協議会事業として必要であれば、事業計画及び予算に計上し、執行すべきであった。 | <b>【所管課 流通課】</b><br>○ 今後は、米袋の作成及び販売を、協議会事業から切り離すこととする。 |                    |
|   | 平成 21 年度の米袋の作成費支出(借用)                                  | 米袋販売収入(収入分は、支出に戻入) |
| 新 県 産 米 マーケット 確立対策費   | 1,861,388 円  | 972,993 円          |
| 米 穀 事 業 販 売 促 進 対策費   | 2,028,363 円  | 3,088,460 円        |
| 合 計   | 3,889,751 円  | 4,061,453 円        |

1-2-2 所管課に対するもの

|   |                     |
|---|---------------------|
| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀陸上競技協会ほか 3 団体     |
| 所 管 課   | 政 策 監 グ ル ー プ       |
| (監査の結果)   | (措置の内容)             |
| <b>【さがんアスリートジュニアサポート事業補助金関係】</b><br>(1) 現場の実態の調査・把握が不十分 | ○ 今後、新たな取り組みを行う際には、 |

で、事業手段の検討・検証が不足していた。

「さがんアスリートジュニアサポート事業補助事業」（平成20～22年度の3か年事業）については、佐賀県の存在感を高めるとともに、県民の盛り上がりを創出することを目的に、高校生スポーツ活動を支援することとし、マスコミへの露出度の高い特定の競技（駅伝、バレーボール、ラグビー、サッカー）について強化を行い、平成22年度までに、高校スポーツの全国大会で表彰台に1回立つことを成果目標とされていたが、目標は達成できていない。

平成19年度の県の新規事業評価では、「これまでの取組の反省等を踏まえた事業手段で、常勝チームを構築するためのプログラムも含まれており、成果は見込まれる」と評価されていたが、目標実現には、効果的で高度な対応が求められる中、事業実施についても、団体の組織的な支援体制がなされておらず、県が指定した公立高等学校の現場責任者任せになっていた。また、いずれの競技団体も、経理処理には携わっておらず、実質指導教師任せになっており、経理処理が不適切な事例も多くあった。県は、経理指導についても、きめ細かな指導をしておらず、加えて実績報告書のチェックも杜撰であった。

当事業は、非常に高い目標を目指す事業であるにもかかわらず、現場の実態の調査や状況把握が十分になされておらず、当初の新規事業評価時の事業手段の検討や事業実施後の効果の検証が、杜撰であった。

（事業実施が現場責任者任せの例や経理方法の指導が不十分な例）

事業立案段階から事業実施主体と事前調整を十分に行い、現場の実態を踏まえた上で、事業を組み立てる。

また、事業内容についても、毎年、効果を検証しながら、必要に応じて、見直しを行っていく。

会計処理・事務処理については、各団体に対して適切に行うよう指示し、県においても随時丁寧な指導を行う。

- ・団体の決算書が、適正な決算とはなっていないかった。  
(佐賀陸上競技協会)
- ・委託契約に当たって、団体内部の決裁がなかった。  
(佐賀陸上競技協会)
- ・補助金変更承認時期で、大幅に遅延していた。  
(佐賀県バレーボール協会)
- ・補助対象経費で、知事の承認を受けないままに、事業が執行されていた。  
(佐賀県バレーボール協会)
- ・総会や理事会への補助金の報告が、事後となっていた。  
(佐賀県ラグビーフットボール協会)
- ・領収書の記載内容が、誤っているながら、そのまま保存していた。  
(佐賀県ラグビーフットボール協会)
- ・補助事業について、関係団体と県の調整不足など不十分な処理があった。  
(（社）佐賀県サッカー協会等)

| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人鍋島学園  |
|--|---|
| 所 管 課  | こ ども 未 来 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 他の委託事業との重複確認を怠り、補助金を過大に交付しているものがあった。</p> <p>学校法人鍋島学園に対する佐賀県私立幼稚園運営費補助事業の変更承認申請書において、対象にできない県の幼稚園等支援要員配置事業業務委託事業の採用職員1名を含んで申請されたものを、そのまま交付決定し、補助金額が過大となり、返還を要することとなっていた。両事業は、いずれも所管課が管理する事</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 重複していた1,008,000円については、平成23年4月4日に返還された。</p> <p>今後、補助金交付の重複が生じないよう、他の補助事業担当者対象者名簿の確認を行うこととした。</p> |



業であり、重複の確認を行うべきであったが、行っていなかった。

| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人佐賀龍谷学園ほか73団体   |
|--|--|
| 所 管 課  | こ ども 未 来 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 団体に提出させて処理すべき補助金変更承認申請書を県が改ざんしていた。</p> <p>平成21年度の佐賀県私立幼稚園運営費補助事業について、平成22年2月に、園児数割や経費割などの補助単価を変更したため、73団体から平成22年2月下旬に、補助金変更承認申請書の提出を受けた。その後、平成22年3月に、再度補助単価を変更したため、2回目の補助金変更承認申請書を提出させる必要があったが、職員の1名減等もあり、団体への指導に手が回らず、平成22年2月下旬に提出された1回目の補助金変更承認申請書を、県が勝手に、補助単価、補助金額及び日付を改ざんして、補助金を交付していた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 園児数割や経費割などの単価を2月中に確定した上で、学校法人に変更承認申請書を提出させ、その後の変更は生じないようにした。</p> <p>平成22年度<br/>平成23年3月16日変更交付決定<br/>平成23年3月31日最終交付完了</p> |

| 監 査 対 象 機 関   | 第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会  |
|---|--|
| 所 管 課   | く ら し の 安 全 安 心 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金関係】</b></p> <p>(1) 実行委員会規約や規程の作成で、所管課としての指導的役割が果たされていないかった。</p> <p>第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会規約は、所管課職員が事務局職員を兼務し作成していた</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今回の結果を受けて、事務局内部の決裁手続きや実行委員会規約の予算、決算、監事の設置等、総会での議決事項について指導を行った。</p> |

が、総会の権能として、最も重要な予算・決算や、監事の設置について、当該規約に規定していなかった。予算の大部分が県の負担金であったとしても、資金の用途は、総会の総意で決定すべきものであり、実行委員会規約の中に規定すべきであった。

また、予算・決算を事務局の分掌とした実行委員会事務局規程の素案作成に当たって、本部長及び副本部長の判断を仰ぐべきであった。

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人麗風会  |
|---|--|
| 所 管 課   | 長 寿 社 会 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金申請書等の審査や団体への指導を徹底すべきものがあった。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金制度では、補助金の交付を受ける施設は、年1回、利用料の見直しのために、施設利用者の収入階層認定を行うこととなっているが、証拠書類の確認が不十分で、認定を誤り、補助金を過大に申請しているものがあつた。また、補助金申請書及び実績報告書について、「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要領」の規定に沿って記載されていないものもあつた。</p> <p>所管課においては、補助金申請書等の審査や団体への指導を、徹底されたい。</p> <p>ア 利用者の収入認定を誤り、利用者からの事務費徴収額（サービス提供料）を過少に算定し、結果、補助金を過大に受領して</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査調書項目の着眼点の中に、入所者の対象収入に関する項目を増やし、認定誤りをなくすよう注意を促すとともに、施設への説明会開催時に次のとおり指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の入所者に、入所費用の一部が公的資金により補助されていることを徹底して認識させること。</li> <li>・入所者の対象収入を必ず公的書類で確認し、証拠書類が不十分にならないようにすること。</li> </ul> <p>また、団体から提出される補助金申請書及び実績報告書が、規定に沿った内容で誤りなく記載されるよう審査、指導を徹底したい。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>いた。</p> <p>平成21年度補助金返還額：<br/>443,000円</p> <p>イ 補助金申請書及び実績報告書の記載内容に誤りがあった。</p> <p>事例：1施設当たり平均勤続年数の記載誤り</p> |  |
|--|--|

### 1-3 公の施設の指定管理団体関係

#### 1-3-1 公の施設の指定管理団体に対するもの

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人佐賀ライトハウス<br>(佐賀県立点字図書館)   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月22日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立点字図書館関係】</b></p> <p>(1) 郵便物の発送で、不適正な取り扱いがなされていた。</p> <p>運営懇談会の開催に当たって、ボランティアに開催通知を郵送しているが、それを第四種郵便扱いで行っていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 障害福祉課】</b></p> <p>○ 指摘を受けた後は、適正に発送するよう指導した。</p> |

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 2-1 各団体に対するもの

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県芸術文化育成基金   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月5日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 決裁規程に基づき、決裁されていないものがあった。</p> <p>当基金の決裁規程では、「理事会の招集及び議案の提出」、「寄附行為及び諸規程の制定並びに改廃」等は、理事長決裁(副理事長代決可)になっているが、全て事務局長決裁となっていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 政策監グループ、社会教育・文化財課】</b></p> <p>○ 決裁規程に基づき、決裁することを徹底した。</p> |

(2) 公印規程の整備について、検討を要するものがあった。

公印は、一般会計用1個と特別会計用5個の計6個が使用されており、新公益法人制度改革への対応方針も考慮しつつ、公印規程の整備について検討されたい。

(3) 特別会計に係る寄付金収入の取扱いについて、適正でないものがあった。

寄付金(図録、グッズの頒布)の際に、領収書が発行されていなかった。

吉野ヶ里遺跡保存整備特別会計、  
名護屋城博物館、博物館・美術館、  
佐賀城本丸歴史館

(4) 図録の管理について、適正でないものがあった。

名護屋城博物館で開催された、追悼「日本芸術会員中里逢庵」展で、基金特別会計から図録が購入(200

○ 公印規程を整備した。

○ 寄付金(図録、グッズの頒布)の受入の際は、希望者へ領収書を発行していたが、現在は、現金受領の面から、頒布者全員に領収書又は、レシート発行を行っている。

【吉野ヶ里遺跡保存整備特別会計】

希望者へのみ領収書を発行していたが、現在は、頒布者全員に発行している。

なお、事務の軽減を図るため、レシートでの発行を検討している。

【芸術文化普及特別会計】

(博物館・美術館)

現在、頒布者全員に領収書を発行している。

なお、事務の軽減を図るため、レシートでの発行を検討している。

(名護屋城博物館)

現在、頒布者全員に領収書を発行している。

なお、事務の軽減を図るため、レシートでの発行を検討している。

(佐賀城本丸歴史館)

現在、図録等の頒布の際には、レジスターによるレシートを発行している。また、領収書が必要な方には、その都度発行している。

○ 中里逢庵展図録等、特別会計で購入した贈呈用図録は、図録贈呈表により贈呈先、日付、部数等を記帳するとともに、図録在庫表で毎月の在庫管理を行っていた。

部100千円)されているが、物品管理簿等で管理されていなかった。

〔 芸術文化普及特別会計  
(名護屋城博物館) 〕

(5) 事業の執行で、県事業と財団事業との役割分担について、不明確なままに支出されているものがあつた。

名護屋城博物館で、県事業である特別企画展「肥前名護屋城と『天下人』秀吉の城」が開催されているが、経費の一部(警備委託料等)が財団事業から支出されていた。

当財団の事務局を兼ねている県が、財団事業としての位置付け(財団の事業計画への計上、理事会の承認)を明確にした上で、事業執行すべきであつた。

しかし、これらの帳簿は、図録名のみで管理しており、県費図録との区分が明確でなかったため、平成23年度から基金図録の表示を行い、県費図録との区分を明確にした。

○ 特別企画展の経費の一部については、財団事業計画に具体的に計上していなかったが、「各種展覧会関連イベント」予算に該当すると判断し、支出を行った。

今後、このようなことがないように、事業の執行に当たっては、財団事業として明確な位置づけを徹底していく。

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団<br>(佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター)   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月29日   |
| (監査の結果)  | (措置の内容)   |
| <p>(1) 理事の異動で、主務官庁に届けられていないものがあつた。</p> <p>財団寄附行為第17条第6項には、理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を主務官庁に届出なければならないと規定されているが、登記は行われているのに、県の主務課への届出は行われていなかった。</p> <p>(2) 予算の補正について、主務官庁に届け出られていないものがあつた。</p> <p>財団会計規程第16条には、予算の補正をするときは、理事長は補正</p> | <p>【所管課 男女参画・県民協働課(佐賀県立男女共同参画センター)、社会教育・文化財課(佐賀県立生涯学習センター)】</p> <p>○ 監査後は、主務課である男女参画・県民協働課と社会教育・文化財課に、その旨の届出を行った。</p> <p>○ 監査後は、主務課である男女参画・県民協働課と社会教育・文化財課に、その旨の届出を行った。</p> |

予算を編成して、理事会の承認を得て、主務官庁に届出なければならないと規定されているが、理事会の承認は得られているのに、県の主務課への届出は行われていなかった。

(3) 非常勤役員への謝金支払の根拠について、明確でないものがあつた。

財団寄附行為第21条には、「役員は無給とする。ただし、必要な場合には有給とすることができる。」とされ、同条第3項には、前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めるとされているが、非常勤役員への理事会開催時の謝金支払は、同項に基づき理事長が別に定めておらず、支払根拠が明確となっていなかった。

【公の施設：佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター関係】

(1) 指定管理業務報告書の様式で、検討を要するものがあつた。

管理運営業務の報告で、県の委託料で購入された備品が事業報告書に記載されていなかった。

|          |          |
|----------|----------|
| ・テレビ1台   | 97,500円  |
| ・給与ソフト1式 | 59,850円  |
| 計        | 157,350円 |

(2) 会計規程の見直しを要するものがあつた。

指定申請書において、警備、清掃、建築設備保全、舞台等管理業務については、蓄積されたノウハウを活用し快適で安全な施設管理を行うために、申請時点の契約業者と随意契約する旨計画し、指定管理者の指定後、この計画に基づき、単一業者との随意契約を行っていたが、財団会計規程では、単一業者との契約についての規定が明記されてい

○ 平成23年6月7日の理事会の議決を経て「非常勤役員の報酬及び費用弁償に関する規程」を制定し、謝金支払いの根拠を明確にした。

○ 監査後は、県の委託料で購入した備品については、必ず事業報告書に記載することとした。

なお、平成22年度は県の委託料で購入した備品がないため、事業報告書上の記載はない。

○ 平成23年4月1日付けで財団会計規程の一部改正を行い、警備、清掃、建築設備保全、舞台等管理業務については、申請時点の契約業者と随意契約する旨を明記した。

なかった。会計規程を見直されたい。

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県環境クリーン財団   |
|---|---|
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 資金運用で、検討を要するものがあった。</p> <p>事務監査日現在で、廃棄物処理事業特別会計預金に約 1. 6 億円、環境保全基金預金に約 1. 4 億円の資金が普通預金で管理されていた。地元協議を要するものもあるが、資金を有効に活用するよう検討されたい。</p> <p><b>【財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 事業の執行時期について、適正でないものがあった。</p> <p>産業廃棄物啓発学習推進事業で、高度処理施設案内設備として屋外展示用パネル 3 枚が平成 2 2 年 1 月 1 5 日、循環型社会の啓発物品として下敷き 2, 0 0 0 枚が平成 2 2 年 1 月 2 6 日、展示パネル 1 7 枚が平成 2 2 年 3 月 3 0 日に納品されていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 循環型社会推進課】</b></p> <p>○ 廃棄物処理事業特別会計預金については、事務監査の翌日(平成 2 2 年 9 月 2 日)に大口定期預金にしたほか、以降、随時資金需要に留意しながら運用を行っている。</p> <p>環境保全基金預金は、地域振興の一環として造成された資金で、地元が実施する事業に助成するためのものであり、財団の純粋な資産ではない。</p> <p>このため、資金管理については、ペイオフ対策を含め安全性を最優先と考え、運用については、1 千万円定期預金し、運用益は事務費等に充当しているところである。</p> <p>今後とも、環境保全基金の活用については、地元と協議しながら進めていきたいと考えている。</p> <p>○ 事業効果が早期に発現するよう、今後は適正に執行していく。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県地域福祉振興基金      |            |   |                 |            |            |   |
|--|----------------------|------------|---|-----------------|------------|------------|---|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日 |            |   |                 |            |            |   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 理事会の在り方で、改善を要するものがあつた。<br/>議案が事前に配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、さらに、委任先が空欄となっているものもあつた。事実上の白紙委任状態となっているものがあり、理事会の在り方について検討されたい。</p> <p>(2) 役員就任承諾日について、不明なものがあつた。<br/>監事の就任承諾書の日付が空欄となつていた。</p> <p>【地域福祉活動推進事業関係】</p> <p>(1) 資金の有効利用について、検討を要するものがあつた。<br/>年間支出額(12,080,587円)を超える繰越金(34,786,586円)があつた。助成金の公募や基本財産に積み立てる等資金の有効利用を検討されたい。</p> <p>(2) 助成事業の実績報告書の確認で、不適切なものがあつた。<br/>県社会福祉協議会から当財団に提出された実績報告書に、下記のような不備があつた。</p> <p>① 記載誤り</p> <table border="1" data-bbox="194 1908 783 2096"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 1908 389 1957">項 目</th> <th data-bbox="389 1908 592 1957">正</th> <th data-bbox="592 1908 783 1957">誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 1957 389 2096">住民福祉セーフティネット充実強</td> <td data-bbox="389 1957 592 2096">2,211,000円</td> <td data-bbox="592 1957 783 2096">2,760,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目                  | 正          | 誤 | 住民福祉セーフティネット充実強 | 2,211,000円 | 2,760,000円 | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 地域福祉課(地域福祉活動推進事業)、長寿社会課(高齢者保健福祉推進事業)】</p> <p>○ 平成23年度からは、各理事の意見をより反映するために、事前に議案書を送付し、欠席者には、書面により表決をいただくよう改めた。</p> <p>○ 今後は、日付等の漏れがないよう適切な事務処理を要請した。</p> <p>○ 地域福祉活動推進事業は、(福)佐賀県社会福祉協議会が市町社会福祉協議会と共同で実施する事業に対して助成を行うものであり、(福)佐賀県社会福祉協議会が事業を計画する際に市町社会福祉協議会のニーズをより反映させるよう改善を図っている。<br/>なお、既に平成22年度からは単年度の運用収入を超える額の助成事業を実施しており、繰越金の一部を充当している。</p> <p>○ 記載事項の誤りについては、以後このようなことがないように、記載内容の確認作業等の徹底を平成23年3月14日に要請した。</p> |
| 項 目  | 正                    | 誤          |   |                 |            |            |   |
| 住民福祉セーフティネット充実強  | 2,211,000円           | 2,760,000円 |   |                 |            |            |   |



|                         |                                  |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 化事業における市町社会福祉協議会への事務交付額 |                                  |                                  |
| まちづくりモデル事業支援の助成金額       | 300,000円×<br>9事業 =<br>2,700,000円 | 300,000円×<br>8事業 =<br>2,400,000円 |
| 助成金の積算額                 | 8,683,000円                       | 8,932,000円                       |

② まちづくりモデル事業支援として、A町ボランティア推進協議会に30万円支出されていたが、添付されていたA町ボランティア推進協議会の決算書には当助成金が計上されていなかった。

③ 「しあわせ体感！福祉のまちづくり」プロジェクトとして、B市社会福祉協議会へ100万円助成されているが、B市社会福祉協議会から提出された決算見込書（抄本）には証明の日付も押印もなかった。

以上のように杜撰な事務処理がなされており、この実績報告書を担当者以外がチェックしたことを確認できなかった。実績報告書の審査に不備があるので、改善されたい。

(3) 団体の事業報告書の記載で、誤っているものがあつた。

住民福祉セーフティネット充実強化事業における市町社会福祉協議会への事務費交付額の記載に誤りがあつた。

(正) C市 96,000円  
D市 102,000円  
(誤) C市 102,000円  
D市 96,000円

○ 今後は、助成先団体に対する指導及び（福）佐賀県社会福祉協議会における関係書類の確認作業の徹底を、平成23年3月14日に要請した。

○ 今後は、市町社会福祉協議会に対する指導及び（福）佐賀県社会福祉協議会における実績報告書の審査の徹底を、平成23年3月14日に要請した。

○ 記載内容の正確さを期するよう確認作業等の徹底を、平成23年3月14日に要請した。

## 【高齢者保健福祉推進事業関係】

(1) 実績報告の確認で、改善を要するものがあつた。

地域福祉振興事業助成金は、平成21年度分から領収書の添付が求められたが、社会福祉法人E町社会福祉協議会の助成は、助成額も大きく、減額変更等もあり、領収書に代え、現場確認が予定されていたにもかかわらず、事務監査日現在で現場確認も未実施であつた。なお、現場確認実施の有無にかかわらず、領収書提出を求めるべきであつた。

(2) 額の確定時期について、遅れているものがあつた。

平成21年度地域福祉振興事業助成金の額の確定が行われていなかつた。(平成20年度は平成21年6月に額確定)

返納を要する案件もあり、額の確定は早期に行われたい。

(3) 基金の運用について、改善を要するものがあつた。

高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産の平成21年度残高につい

○ 助成金の適正使用を審査するために、実績報告において、領収書等の証憑書類を確認しているが、E町社会福祉協議会にあつては、事業規模が大きく、また、助成対象経費に人件費が含まれていることもあり、実地監査の対象とした。これは一般に事業所における労働者への賃金の支払いは、口座振替によって行われていることや、事業所が雇用する労働者全員を対象に社会保険料や雇用保険料を計算し、納付していることもあり、当該助成事業だけを切り出して領収書を添付させることは事実上困難であることなどを総合的に判断したものである。

事務監査日時点では、実地監査は未実施であつたが、既に実施の予定は計画されており、事務監査の際にも、その旨説明しているが、今後は、早急に実施することとしている。

本来、事業実績の確認は、実地による監査等によるものが望ましいと理解しているが、助成件数が多く、全ての助成団体に対する実地監査は難しいため、領収書の提出を求めている。

○ 助成金の額の確定は、毎年行っているが、平成21年度分の額の確定については、66件3,300万円を超える事業実績報告書の点検作業を行う必要があり、また、前年度までの確認作業に加え、領収書の点検を行うこととしたため、相当の時間を要し、結果、事務監査実施日までに行うことができなかった。今後は、できるだけ早い時期に額の確定を行うこととする。

○ 流動資産(繰越金)については、既に平成22年度から普通預金、定期預金、国庫短期証券等で管理している。

また、繰越金の額が単年度の予算額

ては、予算額（41,390,000円）をはるかに超える金額（131,242,472円）が無利子の決済性普通預金で管理されていた。事業費規模の見直し等も含め、資産の有効活用について検討されたい。

よりはるかに多いが、これは、基金の有効活用のため、満期以前の債券を有利な債券に預け替えを行ったことによる売買の差益が発生したためである。今後、現在のような低金利の状況が続いた場合、必要な事業費が単年度の運用収入だけでは賄えないことも考えられるため、相当額を保持しておく必要がある。

なお、平成22年度からは事業助成費に繰越金の一部が充当されている。

また、助成事業の募集についても、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞の活用、イベントへの参加等により、事業の拡充を図っている。

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県長寿社会振興財団<br>(佐賀県介護実習普及センター)   |
|--|--|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月22日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 手当の支給誤りで、補助金返還を要するものがあつた。</p> <p>① 扶養手当の認定月日の誤りで、過払いを生じているものがあつた。</p> <p>扶養手当の支給は、財団の職員給与規程では、佐賀県職員給与条例を準用すると規定されているが、職員1名の扶養親族届について、平成21年4月1日の事実発生、平成21年6月30日届出で、平成21年7月からの認定となるが、平成21年4月から認定されていたため、人件費、社会保険料及び雇用保険料で、57,200円の過払いが生じていた。</p> <p>② 期末手当の算定誤りで、過払い</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 長寿社会課】</b></p> <p>○ 指摘に従い、認定日を7月1日とし、扶養手当分を県に返還した。</p> <p>○ 指摘に従い、特例措置分を県に返還</p> |

を生じているものがあった。

期末手当については、財団の職員給与規程では、佐賀県職員給与条例を準用すると規定されているが、平成21年12月に支給された期末勤勉手当については、県で実施された平成21年12月支給の期末手当の特例措置が適用されていなかったため、過払いが生じていた。

財団職員人件費（補助金交付額）

実績報告額（A）

26,798,813円

修正報告額（B）

26,729,059円

補助金返還額（A－B）

69,754円

うち扶養手当に係る返還額

57,200円

うち12月支給期末手当に係る

返還額 12,554円

【公の施設：佐賀県介護実習普及センター関係】

(1) 光熱水費等の維持管理費の経費の按分方法について、適正でないものがあった。

維持管理費等の支出については、当施設に入居している財団、指定管理経費、県老人クラブ連合会で応分の負担をすることとなっているが、按分率に基づく支出がなされていなかった。

・財団で決定された按分率 支出の際の按分率

財団負担分 44% → 44%

指定管理分 46% → 56%

(決算上は、10%分が多めに計上)

県老ク連分 10% → 年度末に一括して

10%相当額

(426,380円)

した。

○ 指摘に従い、維持管理費等について、決定した按分率に基づいて支出を行い、適正な指定管理経費の実績報告を行うこととした。

を徴収し、財団の収入に受入れられ、適正な指定管理経費の実績報告とはなっていないかった。

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県臓器バンク  |
|--|---|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業報告書に、財団法人佐賀県臓器バンクの業務と社団法人日本臓器移植ネットワークの業務とが混在して記載されていた。</p> <p>事業報告書に(財)佐賀県臓器バンクの業務と(社)日本臓器移植ネットワークの業務とが混在して記載されており、どの記述が(財)佐賀県臓器バンクの業務なのか不明確であった。</p> <p>(財)佐賀県臓器バンクの業務と(社)日本臓器移植ネットワークの業務とは明確に区分して記載されたい。</p> <p>(2) 知事への届出・報告を要するもので、行われていないものがあつた。</p> <p>寄附行為第10条及び第12条で、事業計画、予算に関する書類、事業報告及び決算に関する書類は、知事に届出・報告をしなければならないとされているが、届出・報告が行われていなかった。</p> <p>(3) 理事会の在り方で、改善を要するものがあつた。</p> <p>議案が事前に理事に対し配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあつた。さ</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 健康増進課】</p> <p>○ (財)佐賀県臓器バンクに係る事業報告をする上で、コーディネート業務に関する情報が必要な点もあるが、平成22年度事業報告書においては、(財)佐賀県臓器バンクの事業報告の記載とは明確に区分し、参考資料として整理して必要な情報を掲載した。</p> <p>○ 平成23年3月24日付けで、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)の規定に則し、認可された変更後の定款では、事業計画及び予算に係る届出義務、事業報告及び決算に係る報告義務を削除した。</p> <p>○ 法人法の規定に即し、平成23年3月24日付けで認可された変更後の定款第36条第2項の規定により、「法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。」こ</p> |

らに、委任先及び委任の日付が、空欄のまま提出されているものがあつた。

(4) 電気料の支払方法について、適正でないものがあつた。

県からの受託事業実施のため別団体庁舎の1室を借り受けていたが、庁舎使用に伴う電気料の支払については、本来、別団体からの請求に基づき、電気料の負担分を別団体に支払うべきところ、支払先は九州電力(株)であるとし、別団体が九州電力(株)に支払う費用の一部として支払われていた。

別団体：財団法人  
佐賀県総合保健協会

(5) 県委託事業の会計処理について、適正でないものがあつた

県委託事業で、精算に伴う返還金が生じており、決算においてこの返還金は本来、未払金として計上すべきであつたが、次期繰越収支差額として計上されていた。

県委託料返還金

骨髄移植普及啓発事業業務委託

824,708円

臓器移植普及啓発事業業務委託

71,478円

合計 896,186円

財団決算計上

臓器バンクふるさと雇用特別

会計次期繰越収支差額

896,186円

ととなつた。

このため、今後は上記法律の規定に基づく手続を行うことになり、この場合は、事前の提案や適切な「同意の意思表示」を徴する等、的確な手続を行う。

○ (財)佐賀県臓器バンクが受託実施した平成22年度ふるさと雇用再生基金事業に要した電気料の経理処理については、(財)佐賀県総合保健協会からの当財団負担分の請求に基づいて、同協会に支払う処理に改めた。

○ 平成22年度委託事業の精算において、返還金が生じたため、決算において未払金として計上し、処理した。

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 7 月 2 3 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 理事会の委任の在り方で、改善を要するものがあった。</p> <p>理事会開催に当たって、欠席の場合は委任状の提出を求めているが、表決権の委任先が議長に特定されていた。委任先は理事の意思により記載されるべきものであり、委任の在り方を検討されたい。</p> <p>(2) 嘱託職員の就業規則で、是正すべきものがあった。</p> <p>常勤以外の職員として嘱託職員(検査担当)を雇用し、嘱託職員の就業規則として財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会嘱託職員の就業に関する要綱(以下「要綱」という。)が整備されている。労働基準法第39条第3項に基づき、短時間労働者についても、法定の要件を満たせば、年次有給休暇を与える必要があるが、要綱では、年次有給休暇の取得に関する規定が設けられていなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生活衛生課】</p> <p>○ 理事会開催通知の際に、欠席の場合に使用する委任状様式について、平成22年8月臨時理事会から、指摘の委任先は空欄として、送付するよう改善した。</p> <p>○ 「財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会嘱託職員の就業に関する要綱」を改正し、平成23年4月1日付けで施行した。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県地域産業支援センター<br>(佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)  |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 1 9 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 賛助会員加入促進活動で、不十分なものがあつた。</p> <p>賛助会員は、平成16年度当初412会員、767口であつたが、平成22年7月末現在では370会員、653口となっている。この間、組織的な新規加入促進依頼としては、解散した財団法人佐賀経済調査</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 新エネルギー・産業振興課(佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)、雇用労働課、商工課】</p> <p>○ 賛助会員加入促進のため、財団と関連のある企業に対して、賛助会員に加入していただくよう依頼を行った。</p> <p>その結果、平成22年度は11社</p> |

協会会員に対し、平成20年度に行った文書依頼程度となっており、平成16年度以降の新規賛助会員は、平成16年度1会員、平成20年度4会員のみとなっていた。賛助会費は当財団の貴重な財源であり、賛助会員加入促進に努められたい。

(2) 賛助会員加入申込書の保存方法について、不適切なものがあつた。

平成20年度の新規賛助会員の加入申込書は、賛助会員加入申込書綴に綴じずに賛助会員の一般文書に綴じ込み倉庫に保管されていた。加入申込書は、賛助会費の根拠になるものであり、申込書綴として適切に保管されたい。

#### 【佐賀県地域産業支援対策事業費補助金関係】

(1) 財務規程で、見直しの検討を要するものがあつた。

県補助金交付要綱第7条において、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこととし、一般の競争が困難若しくは不相当である場合は、指名競争又は随意契約によることができると規定されているが、財団の財務規程では一般競争入札の規定がなく、契約に当たっては、指名競争入札又は随意契約が実施されていた。より一層競争原理を働かせるため、財務規程の見直しを検討されたい。

#### 【佐賀県技術振興等補助金関係】

(1) 物品の管理事務手続きについて、適正でないものがあつた。

補助事業で実施した試験委託で取得した物品について、委託契約書第12条第3項に基づき、委託期間終了後も受託者に継続して使用させて

(23口) から加入していただいた。

平成23年度においても、既に7社に対して賛助会員に加入していただくよう依頼しているところである。

○ 不適切な保存方法の指摘を受け、当日、監査担当者に確認の上、平成18～20年度の賛助会員加入申込書を当該綴に綴っている。

今後は、この度の指摘を踏まえ、適切に保存する。

○ 一般競争入札の導入に当たっては、実施する上での課題等を整理し、検討を行う。

○ 委託期間終了後において、取得物件を継続して使用させる場合は、受託先より申請を受け、必要と認める場合は承認するようにする。

平成23年度より規定を作成。受託先より無償貸付申請を出してもらい、



いたが、受託者からの継続使用申請を徴しておらず、また、使用承諾の決裁を行っていないかった。

物品名 : 紫外可視分光光度計  
取得価格 : 770,000円(1台)

【中小企業勤労者福祉サービスセンター  
事業運営費負担金関係】

(1) 資金運用で、改善を要するものがあった。

年間のほとんどの期間で、2,000万円前後の資金が普通預金で管理されていた。

資産が有効に活用されているとは言い難い状況なので、資産の有効活用について検討されたい。

【公の施設：佐賀県地域産業支援センター  
関係】

(1) 仕様書に定める指定管理業務にかかる自己評価が、実施されていなかった。

仕様書では、業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見・要望等のアンケート調査を実施し、定期的な自己評価を実施することとされているが、実施されていなかった。

(2) 行政財産使用許可に係る維持管理費の負担方法について、適正でないものがあった。

財団法人佐賀県地域産業支援センターは、指定管理施設の一部(事務所等)を行政財産の使用許可を受けて使用している。使用料は免除であるが、使用物件の使用に伴う管理費については使用者負担となっている。使用に伴う管理費の負担について調査したところ、電気料のみが負

財団から必要に応じて承認する(承認は文書)。

なお、紫外可視分光光度計については、平成23年6月20日付けで継続使用申請を受け付けている。

○ サービスセンターの運営に支障をきたさない範囲で、定期預金等の運用を行う。

○ 意見聴取により得られた評価への対応は随時講じていたが、指摘後、平成21年度自己評価を実施し、県に対し平成22年9月22日付けで報告を行ったところである。なお、平成22年度の自己評価は、平成23年4月25日付けで報告を行った。

○ 使用物件の使用に伴う管理費負担については、光熱水費及び管理の項目毎に、負担基準(面積比又は人数比)を協議した結果、当財団が指定管理者に対して応分の負担をすることとなった。

年度協定書における管理委託料の額は、協議結果を踏まえ、平成22年度の金6,816,000円から、平成23年度では金3,804,984円となった。

担され、水道・下水道料、ガス代、建物の維持管理に要する経費（警備、清掃等）等が負担されていなかった。

施設管理については、指定管理者が実施していることから、使用に伴う管理費は、財団法人佐賀県地域産業支援センターが指定管理者に対して、応分の負担をすべきである。

(3) 施設の利用に関して、努力すべきものがあつた。

貸研究開発室6室のうち、平成22年3月末の利用は1室のみとなっている。

利用者の確保に努力されたい。

○ 事務監査当時（平成22年9月30日）の貸研究開発室の利用は2室であつたが、財団ホームページや年度当初の事業説明会などにおける広報の結果、平成23年1月に1室、平成23年6月に1室入居されたことにより、平成23年6月現在、4室入居、2室が空きの状況である。

今後とも、引き続き広報等を行い、利用促進に努めていく。

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 公益社団法人佐賀県農業公社（旧：社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社）   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年11月1日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 理事会の在り方で、改善を要するものがあつた。</p> <p>代理人が大半で、理事会が開催されていた。理事会の在り方について検討されたい。</p> <p><b>【佐賀県農地保有合理化促進対策費補助金関係】</b></p> <p>(1) 事業の実績確認が不十分なまま県へ実績報告書が提出されているものがあつた。</p> <p>農地保有合理化促進対策費補助金の実績報告書は、県に平成22年4月28日付けで提出されたが、同補助金を使用した公社から市町への農地保有合理化事業等業務委託で</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 農産課、農山漁村課（特定鉦害復旧事業）】</b></p> <p>○ 平成23年4月1日付けの公益法人への移行に伴い、理事会については本人の出席が必須となっている。</p> <p>○ 適正な事務を行うよう指導を行い、市町からの事業実績の確認後に県への事業実績報告を行うよう是正された。</p> |

は、平成22年5月10日付けで市から公社に実績が報告されたものがあり、事業の実績確認が不十分のまま、県へ実績報告書が提出されていた。

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県青年農業者育成センター   |
|---|--|
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年10月7日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 会計規程に定める取扱いをなされていないものがあった。<br/>           収支予算書及び収支決算書に記載している勘定科目の表記が、会計規程に定める勘定科目と一致していなかった。新公益法人制度改革への対応に向けて、会計規程を見直されたい。</p> <p>(2) 一般会計への繰出金の増額を検討されたい。<br/>           一般会計で計上されている就農支援資金貸付事務費の財源として、就農支援資金貸付金特別会計から貸付原資残額の運用益を繰り出されているが、貸付金特別会計で正味財産が増加していた。これは、貸付原資残額の運用益が、全額一般会計へ繰り入れられていないためである。特別会計で正味財産を増加させる必要がないことから、県からの補助金を減額できるよう特別会計の運用益から一般会計への繰出しの増を検討されたい。</p> <p>(3) 理事会の在り方で、改善を要するものがあった。<br/>           議案が事前に理事に対し配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 農産課】</p> <p>○ 新公益法人制度改革への対応も含め、平成20年公益法人会計基準に即した会計規程へと改正を行い、平成23年度から適用している。</p> <p>○ 平成23年度予算においては、就農支援資金貸付事務費に運用益の全額を使用するようにしている。</p> <p>○ 平成23年3月に開催した理事会から、開催1週間前までに理事に対し議案書等を配付するよう改めた。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(4) 理事に対する報償費及び旅費の支給の扱いを明確にされたい。</p> <p>財団では、佐賀県職員に準じて支給するとされているが、理事会出席に当たって、報償費と旅費が支給されている理事と支給されていない理事がいたので、支給の基準を明確にされたい。</p> <p>(5) 当法人の文書開示事務取扱要領第5に規定する検索資料が未作成であった。</p> <p>財団法人佐賀県青年農業者育成センター法人文書開示事務取扱要領第5 法人文書の検索資料の作成等</p> <p>1 検索資料の作成及び送付</p> <p>育成センターは、検索資料として管理する法人文書に係る文書分類表、文書分類表細別、完結文書目録、永久保存文書目録、永久保存文書件名目次集、保存文書引継目録、保存文書件名目次集及び電磁的記録簿を作成するものとする。</p> | <p>○ 通例的に農業者の理事にのみ、報償費及び旅費を支給し、その他の県職員及び農業関係機関・団体の理事については、支給をしていない。</p> <p>指摘のとおり、支給の基準を旅費規程に明記していないため、規程の改正を検討していきたい。</p> <p>○ 監査後直ちに、法人文書の検索資料を作成した。</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会<br>(旧：社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会)   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 9 月 2 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 理事会の在り方で、改善を要するものがあつた。</p> <p>議案が事前に役員に対し配付されていないにもかかわらず、書面議決書が提出されていた。</p> <p>また、理事の代理人が出席しているが、代理権を証する書面がなかつた。</p> <p>理事会の在り方について検討され</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 園芸課】</p> <p>○ 前もって資料を配付するなど、今後は必要なプロセスをとることとする。</p> <p>理事が出席できない場合は、議決権を代理人に委任する旨の書面を徴するなどして、代理権を明確とするよう改善する。</p> |

たい。

**【佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金関係】**

(1) 事業計画の提出について、遅れているものがあつた。

佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金で実施される契約特定野菜安定供給事業は、食品製造業等の実需者と取引契約を締結している共同出荷組織等に対し、対象出荷期間内に対象野菜の価格が著しく下落した場合に、共同出荷組織等が生産委託している生産者に、共同出荷組織等が補給金を交付するための補給交付金などを交付する事業である。県実施要領では、同事業を実施しようとするときは、あらかじめ、事業計画を提出するよう規定されているが、業務対象期間が事業計画提出日の前となっているものがあつた。

事業計画の提出日

平成21年6月25日

補給交付金対象出荷期間

平成21年4月～5月（いちご）

○ 事業計画書については、当協会の定款において、事業計画の制定が総会の議決事項となっていることから、これまでは、通常総会後の6月提出が慣例となっていたが、今後は、事業年度開始前に臨時総会を開催し、事業計画を制定することとする。

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県教育文化振興財団<br>(佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家)  |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月7日   |
| (監査の結果)<br><b>【公の施設：佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家関係】</b><br>(1) 利用料金の設定で、検討を要するものがあつた。<br>2期目の指定管理から利用料金制が導入され、利用料金は、宿泊利用料と日帰り利用者の施設利用料（体 | (措置の内容)<br><b>【所管課 社会教育・文化財課】</b><br>○ (設置目的外利用者に対する利用料金の設定について)<br>少年自然の家では、設置以来、開かれた施設として、青年団体の研修や企業研修等についても広く受け入れてき |

育館、研修室等）が設定されているが、宿泊者については施設利用料が徴収されていない。

しかしながら、利用者の中には、施設の設置目的に該当しない利用として、企業の職員研修等に利用する団体も含まれ、利用方法としては宿泊及び研修室等の長時間占有が多い。

設置目的外の利用者に対する利用料金の設定については、別料金(割増加算)等の利用料金の設定を検討されたい。(北山、黒髪、波戸岬の3施設)

また、施設利用者の増加を図るため、施設を活用した団体主催の自主事業が開催されているが、実施経費に見合う参加料が徴収されていない。参加者から応分の負担を求めるなど参加料算定を検討されたい。

(例) ○○参加料

- ・ 主催事業及び自主事業決算額  
1,336,177円(人件費を除く。)
- ・         〃                   に伴う収入額  
450,715円(事業充当率33.7%)

(2) 財団が指定管理業務を行っている施設で、異なった契約事務が行われているものがあつた。

財団の会計規程では、売買、賃貸借、請負、委託その他の契約については、佐賀県の例によると規定しているが、佐賀県北山少年自然の家と佐賀県黒髪少年自然の家とでは、清掃等委託業務における予定価格算定方法が異なっているなど、契約事務が異なっていた。

契約事務が各施設で異なることがないように指導されたい。

た経緯があり、指定管理者による運営として県から委託されてからも、こうした団体を受け入れている。

このような企業研修等の団体についても、少年団体と同じく、自然の家のプログラムである朝の集い、夕べの集いなどに参加することを前提としており、集いでは各団体との交流など、少年団体にとって社会人の話を聞ける貴重な場となっている。

こうした企業研修等団体の割増料金については、隣県の国立青少年自然の家、公立少年自然の家も設定しておらず、利用者減につながることも考えられ、現状のまま運営したい。

また、平成22年度から、学校行事の引率者以外の23歳以上の成人の料金を改定(210円から420円に変更)したばかりであり、料金改定については、利用状況を考慮し検討していきたい。

(自主事業の参加料の設定について)

自主事業の参加料については、実施経費に近づけるよう参加料算定を検討していきたい。

○ 担当国会議や研修により、各施設における契約事務等の事務の統一を図ることとした。

【公の施設：佐賀県北山少年自然の家  
関係】

(1) 施設利用者の増加に努力されたい。

事業計画書に記載されている利用者数及び利用料金とも、目標を達成されていなかった。

・目標延利用者数 56,200 人  
→実績利用者数 52,498 人  
(93.4%)

・目標利用料金額 5,282,000 円  
→利用料金実績額 4,922,060 円  
(93.2%)

(2) 事業計画書に記載されている自主事業で、実施されていないものがあった。

実施されていなかった事業  
北山出前講座

(3) 主催事業及び自主事業収入に係る現金出納簿の作成及び領収書が、発行されていなかった。

(4) 委託料の支払方法で、検討を要するものがあった。

施設管理業務委託については、清掃や空調設備維持管理など月毎に業務内容の異なるものが含まれているにもかかわらず、業務毎の経費内訳が明確にされないまま、毎月均等に委託料が支払われていた。委託期間や契約内容に変更が生じた場合に、過払いとなるおそれもあるので、委託料の経費内訳を明確にするよう検討されたい。

【公の施設：佐賀県黒髪少年自然の家  
関係】

(1) 管理運営業務で、事業計画どおり実施されていないものがあった。

○ 平成21年度は、新型インフルエンザの影響により、目標を達成できなかったが、平成22年度は、年度当初から、佐賀市以東の学校を中心に訪問して利用を呼びかけるとともに、11月以降には、県内大学及び久留米、福岡市の主な大学へも訪問し、サークル、スポーツクラブ等の利用についても広報を行うなどの取組を行った。

今後とも、利用者増に向けて、学校への働きかけを強化するなど、積極的な広報活動を行っていききたい。

○ 事業を実施していながら、事業報告書作成の際の記載漏れであった。今後は、このようなことがないように、適切な処理を行う。

○ 領収書を発行するとともに、現金の取扱については、経費精算書によって管理するよう改めた。

○ 委託料の支払いに当たっては、月毎の業務内容に応じた支払いとすることが可能か委託業者と協議しているところである。

○ パソコンの研修については、パソコン操作に精通している職員が個々に

協定書第20条第1項に基づき提出された事業計画書で、施設の管理運営に関する研修の1つとして、パソコン研修を実施する旨記載されていたが、実施されていなかった。

(2) 事業報告書の内容で、不十分なものや記載誤りがあった。

(事例)

・フィールドの開発・整備の項目の一部で記載漏れ

報告

平成21年8月施設点検業務実施なし  
実績

平成21年8月3日点検実施

・・・報告漏れ

・主催事業の実施日の記載誤り

事業名：黒髪自然体験事業「黒髪自然体験教室」(主催事業)

報告

実施日 平成22年3月25日  
～27日

実績

実施日 平成22年3月26日  
～28日

・施設の維持及び管理に関する業務の契約方法の記載誤り

委託名：施設利用予約システム  
開発業務

報告 コンペテーションによる随契

実績 単一業者との随契

(3) 委託仕様書の内容で、見直しを要するものがあった。

清掃業務のうち日常清掃業務については、県の管理運営仕様書では、清掃回数等は使用頻度に応じて、適切に設定することとされている。財団は、同業務において、委託料設計に用いた常駐作業員の人員では、実施困難な過剰な業務内容を記載し

指導しているため、集合研修は、実施しなかったが、今後は、事業計画書どおり、職員の資質向上のためにパソコン集合研修を実施するよう改めた。

○ 事業報告書で記載が不十分なものや記載誤りがあった事項については、直ちに訂正した。

○ 宿泊棟の清掃については、日常清掃業務仕様書では、1日1回実施としているが、利用者がいない場合には、他の場所を清掃するよう指示し、仕様書と業務内容が異なっていたため、仕様書を業務実態に応じた内容に改めた。



た委託仕様書を委託業者に示しており、実際には、必要な都度清掃を行うよう指示していた業務があった。また、財団は、この指示に基づいて実施された業務の報告書により、委託業務の履行確認を行っていた。日常業務の委託仕様書については、実態に応じた内容に見直されたい。

#### 事例

##### 業務内容：

宿泊棟のリネン庫・廊下・各室防塵（2段ベット含む）及びモップ拭き

仕様書では、日1回実施と記載されているが、実際は、利用前など必要な都度実施

(4) 契約方法について、適正でないものがあった。

財団の会計規程では、売買、賃貸借、請負、委託その他の契約については、佐賀県の例によると規定している。ホームページ作成業務については、企画コンペを実施し、受託業者を選定していたが、企画コンペの仕様書では、オンライン予約管理システムを含むとされているにもかかわらず、予約管理システムを含まない内容で企画提案した参加業者を失格とせずに、この業者と契約していた。

(5) 単価契約で、予定価格調書が作成されていないものがあった。

財団の会計規程では、売買、賃貸借、請負、委託その他の契約については、佐賀県の例によると規定しており、クリーニング業務については単価契約としていたため、平成20年度までは、予定価格調書を作成していたが、平成21年度においては、作成されていなかった。

○ ホームページ作成業務に関して、条件変更に伴い、コンペをやり直すなどの対応をせず、不適切な処理を行っていた。今後は、佐賀県教育文化振興財団会計規程を遵守するよう、担当者会議や研修により、周知を図った。

○ 今後は、佐賀県教育文化振興財団会計規程を遵守するよう、担当者会議や研修により、周知を図った。

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県体育協会（佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館）   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 資金調達の方針を決定していながら、取り組まれていないものがあった。</p> <p>賛助会員制度導入を平成 2 1 年 6 月の理事会で決定していながら、実現に向けて取り組まれていなかった。財団の自立のために必要であるため、その実現を図られたい。</p> <p>【(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 加盟競技団体育成補助金の交付要綱の規定で、検討を要するものがあった。</p> <p>当財団補助金は、県の(財)佐賀県体育協会運営事業費補助金の一部を原資にしたものである。</p> <p>しかしながら、当財団が、加盟競技団体育成補助金交付要綱第 7 条に規定する補助事業者から実績報告書等を求める最終期限と県補助金交付要綱第 5 条第 2 項に規定する当財団が県に実績報告書等を提出する期限が同日(翌年度の 4 月 1 0 日)となっているため、補助事業者から提出された実績報告書等を十分に審査する時間が確保できない状況にあることから、実績報告書の提出期限について検討されたい。</p> <p>(2) 選手強化費補助金交付要綱の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>当財団の選手強化費補助金交付要綱については、平成 1 5 年度に全面改定されていたが、平成 2 1 年度の</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 体育保健課】</p> <p>○ 賛助会員制度を導入するために、平成 2 2 年 6 月 8 日に第 1 回財務委員会を開催し協議を行ったが、具体的な行動に至らなかった。</p> <p>今後、自主財源確保のため、早急に体制づくりを行い、実現に努力する。</p> <p>○ 加盟競技団体補助金交付要綱第 7 条の提出期限を「3 月 3 1 日」に変更し、平成 2 2 年度補助金から適用することとした。</p> <p>○ 平成 1 5 年度に全面改正が行われた当該補助金交付要綱の起案を監査後に発見し、県体育保健課を通じ監査委員事務局へ報告した。</p> <p>補助金の執行については、今後このようなことがないように、適切に事務処理を</p> |

同要綱の一部改正の際に、平成14年度までに適用していた旧補助金交付要綱（平成15年度改定に併せ廃止）を元に改正を行い、その改正処理が誤っていた補助金交付要綱を元に補助事業を実施していた。

（ 表 略 ）

【公の施設：佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館関係】

(1) 備品の管理について、適正でないものがあつた。

管理運営に関する協定書第11条には、委託料により備品を購入した際は、県が定める備品台帳にその旨を記載するとともに、その所属は、県のものとする記載されているが、委託料により購入された備品について、備品台帳に記載されておらず、県の備品札も貼られていないものがあつた。

- ・ 平成21年8月19日購入  
パソコン用プリンター3台  
299,250円

(2) 再委託について、協議されていないものがあつた。

管理運営に関する協定書第9条の規定により、協定書別記2に定める第三者への委託が可能な業務以外の再委託は、あらかじめ県の承認が必要となるが、ホームページ保守、公認会計業務委託など、別記2に明確に記載されていないもので、再委託の協議がなされていなかった。

【公の施設：市村記念体育館関係】

(1) 施設利用許可日の記載について、誤っているものがあつた。

市村記念体育館の利用許可の記録で、利用日以後の日付が記載されて

行っていく。

○ 監査後、県へ報告させ、備品札を貼付した。

○ 県への協議が必要な再委託については、今後手続きを行わせ、適正に執行させる。

○ 今後は「施設の利用及び管理に関する規則」に基づき、事務処理を適切に行わせる。

いた。

事例

利用日

平成22年2月 4日

利用許可申請書の許可日の

欄の記載内容

平成22年2月10日

(2) 管理規則で、改正を要するものがあった。

財団の施設の利用及び管理に関する規則第5条第5項で市村記念体育館の施設利用料については、利用日の10日前までに納付しなければならないと規定されているが、利用日当日に申込があった場合は、利用日当日に施設利用料を納入させていた。実態に応じ、規則を改正されたい。

(3) 施設利用許可の決裁で、見直しを要するものがあった。

市村記念体育館の利用許可の決裁は、財団施設局長の専決事項となっているが、施設局長は、総合運動場及び総合体育館の管理も兼務されていることから、市村記念体育館には常駐していないため、利用日当日に申込があった場合の利用許可の決裁は、事後に行われていた。施設利用許可は、指定管理上、重要であることから、決裁規程について見直されたい。

○ 「施設利用及び管理に関する規則」第8条ただし書きを適用し、施設の有効活用を促進するため、申込期限後の申請に対して許可したものであり、利用料金については、当日徴収し、原符領収書を発行したものである。

平成22年11月1日に規則改正を行い、実態に即した事務処理を行わせることとした。

○ 財団法人佐賀県体育協会決裁規程を改正し、平成22年11月1日付けで市村記念体育館課長補佐の専決事項に改めた。

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター（旧：財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター）  |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 5 日  |
| <p>（監査の結果）</p> <p>（1）人件費（時間外勤務手当）の支出で、年度区分が誤っているものがあった。</p> <p>年度末（3月分）の時間外勤務手当の支出年度が翌年度で処理されていた。勤務実態に応じた年度で、適切に処理されたい。（決算年度で未払金計上すべきもの）</p> <p>平成 21 年 3 月分<br/>→平成 21 年 4 月（平成 21 年度処理）<br/>支給額 13,208 円</p> <p>平成 22 年 3 月分<br/>→平成 22 年 4 月（平成 22 年度処理）<br/>支給額 6,486 円</p> | <p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 組織犯罪対策課】</p> <p>○ 年度末の手当等の支出については、当該年度において未払金として計上することとした。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀陸上競技協会   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日   |
| <p>（監査の結果）</p> <p>【さがんアスリートジュニアサポート事業補助金関係】</p> <p>（1）団体の決算書が、適正な決算とはなっていなかった。</p> <p>佐賀陸上競技協会は暦年（1－12月）決算を採用しているが、当該補助事業に関して、未収であるのに収入に計上し、未払いであるのに支払予定額を支出に計上していた。また、これに対する監事の指摘はなく、監査も不十分であった。</p> | <p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 政策監グループ】</p> <p>○ 指摘を踏まえ、平成 2 2 年度決算においては、未収・未払い分を除いた仮締めした部分までの決算額を記載するよう改善を図った。</p> <p>ただし、前年決算において、1－3月分については、既に理事会で承認を得ていたことから、平成 2 2 年決算には計上しなかった。</p> <p>このため、1－3月分も含め、暦年での会計整理を行っているところである。</p> <p>なお、平成 2 4 年度からは、協会の会計年度を年度決算（4月－3月）に変更する予定である。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 委託契約に当たって、団体内部の決裁がなかった。<br/>スーパーバイザーと佐賀陸上競技協会との委託契約締結に当たって、協会内部の決裁がなかった。</p> <p>(3) 事務処理体制が、不十分であった。<br/>佐賀陸上競技協会への補助事業であるにもかかわらず、当該補助事業の競技指導者である学校教員が片手間に事務処理を行う等、13,537,000円もの補助金を処理するにあたっての事務処理体制がとられていなかった。</p> | <p>○ 契約締結を含め、決裁については、迅速、適正に行い、漏れがないよう、平成22年度より改善を図った。<br/>(契約決裁：平成22年4月1日)</p> <p>○ 今後、新たに事業を実施する場合は、事務量を考慮の上、県から随時、事務指導を受けながら、事務処理体制の整備をする。</p> |
|--|--|

| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県バレーボール協会  |
|--|--|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月22日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【さがんアスリートジュニアサポート事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金変更承認申請時期で、大幅に遅延しているものがあった。<br/>社会人チームの指導者派遣及び招聘が困難で、事業内容の変更が必要であるにもかかわらず、事業年度が終了する3月31日に、補助事業内容の変更承認申請書が提出されていた。</p> <p>(表 略 )</p> <p>(2) 報償費(トレーナー)の支出で、実績確認がなされていなかった。<br/>トレーナーへの報償費の支払いに際して、監督の実績確認検査が実施されていなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 政策監グループ】</b></p> <p>○ 今後、事業計画の変更が生じた場合には、速やかに報告するとともに、変更承認申請書を提出する。</p> <p>○ 平成22年度より、トレーナーの業務内容が確認できるよう書類整備し、監督による実績確認を行うように改善を図った。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県ラグビーフットボール協会   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【さがんアスリートジュニアサポート事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業について総会や理事会への報告が、事後となっていた。</p> <p>平成 2 1 年度は、当事業について、総会や理事会でも議題とされておらず、協会の予算にも計上されていなかった。</p> <p>当事業の財政的援助団体等監査での他協会への指摘があり、県の所管課から平成 2 2 年に入り機関決定等の指導が当協会に行われたことを受け、理事会へは、平成 2 2 年 4 月初旬に報告され、総会へは、平成 2 2 年 4 月の決算報告で決算額が計上され、報告されていた。平成 2 1 年度の当補助事業については、総会や理事会への報告が、事後となっていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 政策監グループ】</b></p> <p>○ 平成 2 2 年 4 月の総会から、事業費予算及び事業計画の報告を行うように改善を図った。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人光薫学園（あさひ幼稚園）  |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 8 月 1 8 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金の補助対象経費である人件費において、理事長の了解は得ていたものの、給与規程等に定めのない手当が支給されているものがあつた。</p> <p>事例：</p> <p>副園長等に対する役職手当<br/>定期券の額で支給された通勤手当<br/>基準が明確でないまま支給された特別業務手当</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 こども未来課】</b></p> <p>○ 実態に合わせ、給与規程等の改正を行った。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人鍋島学園<br>(新栄幼稚園・鍋島幼稚園)   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 8 月 9 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 教材費の中に、補助対象経費ではないものが含まれていた。<br/>事例：新栄幼稚園<br/>卒園式のマグカップ代<br/>22,140円<br/>月刊誌「チャイルドジュニア」代<br/>10,730円</p> <p>(2) 実績報告書の記載で、誤っているものがあつた。<br/>事例：鍋島幼稚園<br/>○○○○氏の1ヵ月分の人件費<br/>(実績) 45,000円<br/>(報告額) 42,000円<br/>新栄幼稚園<br/>7月の休業日預かり時間が記載されていなかった。</p> <p>(3) 平成20年度の春休み期間中の預かり保育に関する支出が、平成21年度の補助事業実績報告書に計上されていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 こども未来課】</b></p> <p>○ 教材費について、補助対象となるものかどうか確認を行ったうえで、交付申請を行うこととした。</p> <p>○ 記載事項に誤りがないう適正な事務処理を行う。</p> <p>○ 年度の変わり目である春休み期間中の支出については、特に注意し、誤りがないう適正な事務処理を行う。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人吉祥会 (湊保育園)   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 8 月 1 7 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の支出明細で、領収書</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 こども未来課】</b></p> <p>○ 補助事業に係る実績報告書を提出</p> |



と相違しているものがあつた。

(単位：円)

| 実績報告書記載内容      |            | 領収書記載内容               |            |
|----------------|------------|-----------------------|------------|
| 材料費            | 9,823,700  | 材料費                   | 9,348,500  |
| 工事費・<br>試運転調整費 | 2,976,300  | 工事費・<br>代行申請費・<br>諸経費 | 3,451,500  |
| 消費税            | 640,000    | 消費税                   | 640,000    |
| 合 計            | 13,440,000 | 合 計                   | 13,440,000 |

(2) 実績報告書の提出が、遅延していた。

実績報告書は、補助金交付要綱で事業を完了した日から起算して30日以内の提出を求められているが、遅延していた。

・請負事業者の完了届：

平成21年12月17日

・実績報告書提出日：

平成22年 3月 5日

(3) 補助事業の履行確認で、不十分なものがあつた。

太陽電池モジュールの数量等が誤った請求書を受領し、支払いを行っていた。

(正)

| 項 目            | 数 量 | 単 位 | 単価 (円)  | 金 額 (円)   |
|----------------|-----|-----|---------|-----------|
| 太陽電池モジュール 200W | 75  | 枚   | 100,512 | 7,538,400 |

(誤)

| 項 目            | 数 量 | 単 位 | 単価 (円)  | 金 額 (円)   |
|----------------|-----|-----|---------|-----------|
| 太陽電池モジュール 210W | 72  | 枚   | 104,700 | 7,538,400 |

する際には、報告書の記載内容が領収書などの根拠資料に基づき記載されているかどうかについて、複数体制（事務担当者・園長）による確認を徹底することで、同様の誤りが生じないようにする。

○ 補助事業が完了した場合は、補助金交付要綱に定める実績報告書の提出期限を遵守し、期限内に提出する。

○ 業者から請求書が提出された場合は、内容に誤りがないかどうか確認した上で、受理することとし、支出する際には、複数体制（事務担当者・園長）による審査を徹底することで、同様の誤りが生じないようにする。

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">監 査 対 象 機 関</p>  | <p style="text-align: center;">社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会<br/>(佐賀県立児童養護施設聖華園、佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮)</p>   |
| <p style="text-align: center;">監 査 執 行 年 月 日</p>  | <p style="text-align: center;">平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日</p>   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱に即した事務処理について、行われていないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第4条で、補助金の交付条件の1つとして、補助対象の職員及び常勤の役員の給与に関する規程を改正したときは、速やかに知事に報告するよう規定されているが、平成21年12月1日付けで施行した「社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会職員給与規程施行細則」の改正については、県に報告されていなかった。</p> <p>(細則の改正内容)</p> <p style="padding-left: 2em;">12月支給の期末手当、勤勉手当の支給率の改正</p> <p><b>【佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 委託契約書の内容で、検討を要するものがあった。</p> <p>当協議会は、県内20の市町社会福祉協議会とそれぞれ「生活福祉資金貸付事務委託契約書」と「臨時特例つなぎ資金貸付事務委託契約書」の2種類の契約を締結しているが、各契約書には金額の記載がなく、市町社会福祉協議会への委託金交付通知文書にも、両契約の金額区分がなかった。両契約は、種目の相違する契約であり、それぞれの委託金額を明確にするよう検討されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 地域福祉課、母子保健福祉課（佐賀県立児童養護施設聖華園、佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮）】</b></p> <p>○ 指摘を受け、直ちに報告を求めた。</p> <p>補助金事務については、適正な事務処理を行うよう指導する。</p> <p style="text-align: right;">報告書提出年月日<br/>平成22年7月30日</p> <p>○ 厚生労働省に確認のうえ、要領に基づく契約書を使用している。</p> <p>金額記載については、他県の状況を参考に、検討していきたい。</p> <p>なお、臨時特例つなぎ資金に係る市町社協事務委託費は、交付していないことから金額を掲載していない。</p> |

(2) 貸付金に係る収入未済額の解消に、努力されたい。

・生活福祉資金貸付金

平成21年度末収入未済額  
277,956,289円

・離職者支援資金貸付金

平成21年度末収入未済額  
59,617,877円

【公の施設：佐賀県立児童養護施設聖華園関係（平成23年4月1日民営化）】

(1) 事業計画書に、管理運営組織が記載されていなかった。

佐賀県立児童養護施設聖華園の管理運営に関する協定書第15条には、県に提出する事業計画書に管理運営組織の体制についても、記載することとなっているが、管理運営組織の体制について記載されていなかった。

(2) 仕様書に定める施設の管理状況が、事業計画書及び実績報告書に明記されていなかった。

施設の維持管理状況が、確認できる様式の作成を検討されたい。

(例) 固定資産の購入

自動車：3,099,644円

施設の保守点検状況

消防設備、浄化槽等

50万円以上の大規模修繕の状況

【公の施設：佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮関係（平成23年4月1日民営化）】

(1) 監査の指摘事項に対する不誠実な対応があった。

前回（平成19年度）の監査で指摘され「ご指摘を踏まえ経理規程を精査し、問題点を改善する。」と回答されていたにもかかわらず、一切改

○ 返済可能な債権者に対しては、面接を行うなどして、収入未済額の解消に一層努めるよう団体に要請していく。

また、債務者不在や返済困難と思われる債権については、免除処理を行うなどの対応も要請していく。

○ 事業計画書や事業報告書については、記載すべき内容等が明確にわかるように、担当課と十分に協議をし、様式を定めておくべきであった。

なお、平成22年度事業報告書については、施設の管理状況を記載し提出した。

○ (1) の措置内容と同じ。

○ 故意ではないにしろ、適切な改善をしていなかったことについては反省している。

善されていなかった。

(2) 年度当初の事業計画書及び収支予算書が、提出されていなかった。

管理運営仕様書では、「指定管理者は、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、県に提出すること。」と規定されているが、提出されていなかった。

(3) 仕様書及び協定書に定める業務で、事業計画書及び事業報告書に記載されていないものがあつた。

協定書第3条(2)には「施設の維持及び管理に関する業務」を行わせると規定されているが、県に提出した事業計画書及び事業報告書にはこの業務に関する記載がなかった。

(例示)

- ・施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務
- ・清掃業務
- ・警備業務

○ 基本協定書第15条の規定により前年度末には提出をしていたため、改めて提出する必要性はないと考えていた。改めて同じものを提出する必要性も含め、担当課と確認をしておくべきであった。

○ 事業計画書や事業報告書については、記載すべき内容等が明確にわかるように、担当課と十分に協議をし、様式を定めておくべきであった。

なお、平成22年度事業報告書については、施設の管理状況を記載し提出した。

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人聖母の騎士会<br>(児童養護施設聖母園)                                |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年 8月 9日  |
| (監査の結果)<br><b>【佐賀県安心子ども基金特別対策事業費補助金関係】</b><br>(1) 契約事務において、適正でないものがあつた。<br>社会福祉法人聖母の騎士会の経理規程で、100万円を超える契約については、契約書を作成するよう規定されているものの、契約書が作成されていなかった。<br><br>契約内容：<br>滑り台付ジャングルジム組立 | (措置の内容)<br><b>【所管課 母子保健福祉課】</b><br><br>○ 今後は、適正に契約事務を執行する。 |

据付及び既存ジャングルジム  
撤去（補助事業）  
契約金額：1,470,000円

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人松風会<br>(養護老人ホーム松風園)  |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年10月14日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の内容で、誤りがあるものがあつた。</p> <p>① 設置者の総事業費について、本来含めるべき解体費等を除外した金額で報告されていた。</p> <p>設置者の総事業費</p> <p>正当額 408,457,500円<br/>実績報告額(誤) 342,457,500円<br/>(解体費除く)</p> <p>② 工事事務費の支出済事業費の記載が、誤っていた。</p> <p>工事事務費</p> <p>正当額 25,200,000円<br/>実績報告額(誤) 25,600,000円</p> <p>(2) 補助金交付要綱に即した事務処理が行われていないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第8条第1項で、工事を着手したときは、着工した日から5日以内に工事着手報告書を、知事に提出するよう規定されているが、工事着工報告書の提出が遅れていた。</p> <p>提出期限</p> <p>着工した日から5日以内<br/>着工年月日<br/>平成21年10月 8日<br/>報告書提出日<br/>平成21年10月15日</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 長寿社会課】</b></p> <p>○ 今後、実績報告書を提出する前に法人内でのチェックを強化し、提出するようにする。</p> <p>○ 今後、交付要綱のとおり報告書を遅滞なく提出する。スケジュール管理表を作成し、提出書類を管理していくこととする。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人麗風会<br>(軽費老人ホーム (ケアハウス) 桜の園)   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金申請書及び実績報告書の内容に誤りのあるものがあつた。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金申請書及び実績報告書のうち、「1施設当たり職員平均勤続年数算定表」及び「職員の状況」の記載に誤りがあつた。</p> <p>① 「1施設当たり職員平均勤続年数算定表」の記載誤りの内容</p> <p>施設長の勤続年数<br/> 正当な勤続年数<br/> 2年5月<br/> 補助金申請記載の勤続年数<br/> 5年<br/> 実績報告書記載の勤続年数<br/> 5年10月</p> <p>1施設当たり平均勤続年数<br/> 正当な平均勤続年数<br/> 4年<br/> 補助金申請記載の平均勤続年数<br/> 5年<br/> 実績報告書記載の平均勤続年数<br/> 5年</p> <p>② 「職員の状況」(該当箇所抜すい)の記載誤りの内容</p> <p>その他職員の区分誤り<br/> (正) 兼任<br/> (誤) 専任・・・補助金申請書及び実績報告書記載内容</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 長寿社会課】</b></p> <p>○ 誤りのあつた施設長の勤続年数を、「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱」に基づき算定し、補助金交付申請書と実績報告書に記載した勤続年数を訂正した。</p> <p>また、職員の状況の記載は兼務で業務に従事していた職員を専任として報告していたため、業務内容と勤務割合を再度確認し兼務として内容を訂正した。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 特定非営利活動法人福祉コミュニティエル<br>(共同生活援助事業所 (グループホーム)<br>みやびホーム)   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 6 日   |
| (監査の結果)<br><b>【佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業<br/>補助金 (グループホーム等改修事業)<br/>関係】</b><br>(1) 事業実績報告書に、効果が記載されていなかった。<br>事業実績報告書には、「事業の目的及び効果」の記載が求められているが、目的のみ記載されていた。<br><br>(2) 団体の決算書と事業実績報告書とが、一致していなかった。<br>改修工事費が、団体の決算書では 4, 5 0 0, 0 0 0 円、事業実績報告書では 7, 3 0 0, 0 0 0 円と記載されていた。 | (措置の内容)<br><b>【所管課 障害福祉課】</b><br><br>○ 団体から事業を行ったことでどのような効果があったかの説明を受け、その内容を実績報告に記載するように依頼し、修正されたものを受領した。<br><br>○ 補助事業者から請負業者への支払いが年度内に完了していなかったものであるが、補助事業としては適正に完了していると認められたものである。<br>なお、監査時点において、団体の決算書では改修工事費に係る年度内支払額が 4, 5 0 0, 0 0 0 円と記載されていたが、確認の結果、4, 9 3 0, 0 0 0 円であることが分かったため、団体において決算書が修正され、当課にも報告が<br>あっている。 |

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関                                    | 社会福祉法人たちばな会 (共同生活介護事業所 (ケアホーム)・共同生活援助事業所 (グループホーム) メゾン高津原及びみかざきハイツ、障害福祉サービス事業所かがやきの丘、知的障害者更生施設たちばな学園、知的障害者通勤寮九千部学園及び金立寮、障害福祉サービス事業所チョコボラ鹿島店) |
| 監 査 執 行 年 月 日                                  | 平成 2 2 年 9 月 2 9 日   |
| (監査の結果)<br><b>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業<br/>助成金関係】</b> | (措置の内容)<br><b>【所管課 障害福祉課】</b>  |

(1) 実績報告書の内容で、誤りのあるものがあった。

佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金により実施した賃金改善所要額について、労災保険料の計上が漏れているなど、誤った額が報告されていた。

| 区 分     | 実績報告額<br>(誤) | 決算額         |
|---------|--------------|-------------|
| 賃金改善所要額 | 4,518,534 円  | 4,519,076 円 |

○ 実績報告書を修正させ、平成22年12月10日付け福法た第229号により提出させた。

監 査 対 象 機 関

社会福祉法人友悠会  
(精神障害者福祉工場サン・フレンド)

監 査 執 行 年 月 日

平成22年10月19日

(監査の結果)

(措置の内容)

【佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助金関係】

【所管課 障害福祉課】

(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。

○ 今後は、補助対象と対象外経費については、チェックを十分に行い間違いのない事務処理を行うよう努める。なお、補助対象外経費を除いても補助金額には影響がなかった。

本来、補助対象とならない補助対象外職員等に係る旅費や消耗品費を、補助対象経費に計上していた。

○対象経費支出額

| 種 別   | 実績報告額        | 正当額          |
|-------|--------------|--------------|
| 旅費    | 15,000 円     | 14,000 円     |
| 消耗品費  | 35,601 円     | 22,633 円     |
| その他経費 | 36,749,990 円 | 36,749,990 円 |
| 合 計   | 36,800,591 円 | 36,786,623 円 |



|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人天童会（知的障害児施設くろかみ学園、知的障害者更生施設すみよしの里、知的障害者更生施設いぶき村、天童会居宅介護事業所、くろかみ学園児童デイサービス事業所）   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 5 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金関係】</b></p> <p>(1) 助成金交付要綱に即した事務処理について、なされていないものがあった。</p> <p>佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金交付要綱第13条ただし書きで、助成金の交付額の増減を伴わない場合においても、福祉・介護職員の処遇改善に係る就業規則等を改正したときは、改正後の就業規則等を県に提出するよう規定されているが、平成22年3月に処遇改善に係る給与規程等の改正があったにもかかわらず、県に報告がなされていなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 障害福祉課】</b></p> <p>○ 平成22年11月24日付け社天童第162号にて、福祉・介護職員の処遇改善に係る就業規則等を提出させた。</p> <p>その際、「くろかみ学園・すみよしの里臨時職員等就業規則」及び「いぶき村臨時職員等就業規則」について労働基準監督署への届出がなされていなかったため指摘し、平成23年1月17日に届出を行った労働基準監督署の押印があるものを再提出させている。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県商工会連合会   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の記載で、誤っているものがあった。</p> <p>佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、提出された実績報告書の内容に、誤りがあった。</p> <p>収支決算の一部誤り<br/>指導事業費中の指導旅費<br/>(決算額) 3, 348, 904円<br/>(報告額) 3, 348, 238円</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 商工課】</b></p> <p>○ 実績報告書の修正したものを提出した。また、今後は記載誤りがないよう内容の確認を十分に行う。</p> |

指導事業費中の指導事務費  
 (決算額) 7, 432, 910円  
 (報告額) 7, 625, 360円

**【佐賀県経営支援緊急対策事業費補助金関係】**

(1) 経営改善サポーターの任命・変更で、知事へ届けられていないものがあった。

補助金交付要綱第8条(補助金の交付の条件)(6)に「経営改善サポーターの任命又は変更をしたときは、すみやかに知事に届けること。」と規定されているにもかかわらず、届けがなされていなかった。

(2) 経営改善サポーターの要件を満たすことを証する書類で、ないものがあった。

補助金交付要綱第4条(経営改善サポーターの要件)に規定する知識、資格等を証する書類で、ないものがあった。

○ 知事への届け出が漏れていたものについて、届け出を提出した。今後、漏れないよう留意する。

○ 経営改善サポーターを採用する際には履歴書等で要件の確認を行っているが、知事への報告はしていなかった。今回の指摘を受けて、履歴書の写しを提出した。

今後は、履歴書の写し等、要件の確認できる書類を知事に提出する。

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県中小企業団体中央会   |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月22日  |
| (監査の結果)  | (措置の内容)  |
| <b>【佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金関係】</b><br>(1) 給与規程で、不備のあるものがあった。<br>当中央会の職員給料表は、県の行政職給料表に準じて作成されているが、平成18年4月に、中央会の職員給料表の減額改定が行われ、それ以降、改定前の給料月額を保障するため、会長の決裁の上、改定前と改定後の給料月額の差額を給料月額に加算して支給することとしていたが、給与規程の改正が行われていな | <b>【所管課 商工課】</b><br>○ 当中央会の職員給料表級別標準職務表は、県の行政職給与表に準じて作成しており、平成18年4月に給料表の減額改定が行われた以降、改定前の給料月額を保障するため、会長の決裁の上、改定前と改定後の給料月額の差額を給料月額に加算して支給する(ただし、その者の受ける新給料が改定前に受けていた旧給料に達するまでの間)という経過措置について、平成18年3月30日開催の役員会に諮 |

かった。

(2) 扶養手当の取扱いで、見直しを要するものがあつた。

補助金の対象経費である扶養手当は、職員扶養親族認定要領により、職員からの届け出に基づき、扶養手当の支給対象となる扶養親族を認定し、支給されているが、届け出に当たって、認定基準に合致していることを確認するために必要な公的証明書類を提出するような規定がなかった。

認定基準の例：

勤労所得、事業所得、資産所得等の合計額が基準年額130万円以下であること。

り、承認を得た上で運用していたものである。

現在、差額支給の対象職員がいないため、今後、改めての差額支給に関する給与規程の条文改正は行わないが、今回の指摘を十分に認識し、常に明確な対応が図れるようにする。

○ 補助金の対象経費である扶養手当は、職員扶養親族認定要領により、職員からの届け出に基づき、扶養手当の支給対象となる扶養親族を認定し、支給している。届け出に当たって、認定基準に合致していることを確認するために必要な公的証明書類の提出を求めて運用しているが、規定がなかったため、職員扶養親族認定要領を改正し、公的証明書類の提出を義務付ける項目を挿入する。

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年 8月 2日  |
| (監査の結果)<br>【佐賀県玄海地区漁業協同組合合併促進事業費補助金関係】<br>(1) 事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものがあつた。<br>① 宛名、日付、使途の記載がない領収書があつた。<br>事例<br>・2009年6月16日<br>○○○[写真店]<br>(空欄)様 23,110円 | (措置の内容)<br>【所管課 生産者支援課】<br>○ 領収書の記載内容については、今後、記載漏れ等がないよう、事業担当と経理担当の双方で確認を行う。 |

|  |   |
|--|---|
| <p>但し、(空欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(日付なし) 有限会社△△△<br/>(空欄)様 840円<br/>旅客運賃 以上が3件</li> <li>・平成21年7月28日<br/>□□□ホテル<br/>(空欄)様 9,450円<br/>但(空欄)</li> </ul> <p>② 補助金の入金までの間、別組織である佐賀県玄海漁業協同組合連合会が、支払を立て替えていた。</p> <p>(2) 監事が、選任されていなかった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該年度(平成21年度)は、事業開始年度であったため、補助金等の申請等がスムーズに行かなかった事に加え、「協議会の事務局は連合会内に置く」という協議会の規定から、連合会が経費の立替を行っても問題ないという認識で実施していた。平成22年度事業からの支払いの立替は行っていない。</li> <li>○ 法令等による監事の設置義務はないものの、協議会から移行した設立委員会の業務が適正に行われているかを監査するために、この委員会には監事1名を選任している。</li> </ul> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会<br>(旧：社団法人佐賀県果実生産出荷安定基金協会)   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年 7月26日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県果実生産出荷安定基金造成事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付決定通知に付すべき条件で、記載されていないものがあった。</p> <p>県から当協会への補助金交付決定通知においては、協会は、補給金を交付する際は、交付対象者に対し、帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保存すること、実施要綱及び実施要領に従い適正に実施すること等の条件を付すことと</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 園芸課】</b></p> <p>○ 監査の指摘に従って、平成22年度実施分から、協会から交付対象者への交付決定通知書に交付決定条件を記載するよう指導していたが、平成22年度は事業が発動されず補給金も交付されなかった。</p> <p>平成23年度以降に事業の発動がなされた際は、上記の対応が確実になされているかどうか確認を行うこととする。</p> |

されているが、協会から交付対象者への交付決定通知書には、条件が付されていなかった。

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会   |
|---|---|
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 返還免除の案件について、返還免除の理由書の添付のないものがあった。</p> <p>対象面積の減少により、交付金が減額され、交付金返還となる案件について、返還免除が決定されていたが、返還免除の理由を電話で確認後、理由を記載した書類の提出を依頼していたものの、書類が提出されないまま、返還免除を承認していたものがあった。</p> <p>・〇〇〇会 平成 2 1 年 6 月 5 日<br/>返還免除決裁</p> <p>(2) 適正な管理が必要な機械及び備品について、協議会事務局では把握されていなかった。</p> <p>県の補助金交付要綱では、県補助金等交付規則の規定に基づく、財産の処分の制限の対象となる財産は、50万円以上の機械及び器具とする旨を定めているが、補助事業で取得した50万円以上の機械及び器具について、当協議会事務局では把握されていなかった。</p> <p>(3) 現金の管理について、適正でないものがあった。</p> <p>当協議会から活動組織に対し、申請に基づき交付された営農活動支援交付金については、年度末に残金が</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 園芸課（営農活動支援事業）、農山漁村課（共同活動支援事業）】</b></p> <p>○ 検査地区の平成 2 1 年度の返還免除の理由書を徴収し、採択変更承認申請書に添付した。</p> <p>○ 活動組織が50万円以上の機械等の購入一覧表を作成し、県協議会で管理することとした。</p> <p>○ 現金の取り扱いについては、佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程を一部改正した。<br/>(平成 2 3 年 7 月 1 5 日に県協議会総会で承認)</p> |

生じる場合は、協議会に対し残金が返還される。

交付金残金が現金で直接収納され、即日、協議会名義の金融機関口座に入金されていない場合があったが、協議会の会計規程には、こうした一時的に金庫に保管される現金の取り扱いについての規定がなかった。現金の管理について、規程の見直しを行われたい。

(4) 実績報告書記載の金額で、実績額と異なっているものがあった。

事業実績報告書の「補助事業に要した経費」及び「負担区分の備考」の欄については、実際に積み立てられた県補助金、国の交付金及び市町の補助金等の額とそれらの合計額を記載すべきであったにもかかわらず、補助金申請書記載の金額をそのまま記載されていた。

( 表 略 )

○ 平成22年度の実績報告から、「国、市町の当該年度に積み立てた資金額」＝「補助事業に要した金額」として対応している。

| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県農業協同組合   |
|--|---|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年 9月15日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県繁殖雌牛導入対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 繁殖雌牛導入対策事業実施要領に即した貸付を行われていないものがあった。</p> <p>佐賀県農業協同組合は、補助事業の実施に当たって、県補助金交付要綱第4条第1項第3号規定の「佐賀県繁殖雌牛導入対策事業実施基準」第3の規定に基づき、繁殖雌牛の貸付要領として実施要領を作成し、その中で、対象者の選定基準として、</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 畜産課】</b></p> <p>○ 当該実施要領については、「JAさが」の預託家畜の貸付要領等を基本として、国・県等の各導入事業に応じて制定しているものである。</p> <p>基本としている貸付要領については、「JAさが」発足時に旧JAで制定されていた要領等に基づき作成したものであり、既に終了している事業の内容が盛り込まれている等、一部実態に即していない部分も認められる。</p> |

経営農用地面積は、繁殖雌牛1頭当たりの飼料供給地面積を概ね6a以上であるよう規定していたが、貸付申込時の畜産経営計画で、この基準を満たしていない繁殖農家に、貸付を行っていた。

基準外の貸付の例

繁殖農家 : ○○○○氏  
 繁殖雌牛1頭当たり飼料供給地面積 :  
 4.91a

飼料供給地面積の規定に関して「耕畜連携」の上で自給飼料の取り組みは重要な指導項目であるが、近年経営規模の拡大(多頭化)に伴い十分な田畑を持たない大規模畜産農家も増えており、全ての貸付希望農家が自給飼料の生産を可能であるとは言えなくなっており、事業が必要な農家に対応できない事態になっている。

このため、監査指摘内容を踏まえた上で、平成23年度の繁殖雌牛導入対策事業のJAさがの実施要領の見直しを行い(平成23年4月25日組合長決裁)、実態に即した実施要領により、円滑な事業実施に取り組む。

〈見直しの内容〉

繁殖雌牛1頭当たりの飼料供給地面積(概ね6a以上)の条文については、実態に即していないため削除する。

| 監 査 対 象 機 関  | 富士大和森林組合  |
|--|---|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年 8月23日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱に即した事務処理について、行われていないものがあった。</p> <p>補助金交付を受けようとする施行主体が、申請事務を森林組合に委任する場合は、補助金交付申請書に、委任状及び精算依頼書の写しを添付する必要があるが、添付されていなかった。</p> <p>(2) 県造林事業実施要領に即した事務処理について、行われていないものがあった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 林業課】</b></p> <p>○ 監査直後に、是正するよう指導し、直近の申請から、「委任状及び精算依頼書の写し」は漏れなく添付されていることを確認した。</p> <p>○ 監査直後に、是正するよう指導し、監査後の直近の申請から「補助金交付完了報告」は提出されていることを確</p> |

|  |             |
|--|-------------|
| <p>補助金の申請事務の委任を受けた森林組合は、補助事業の施行主体への補助金交付完了後、速やかに知事へ補助金交付完了報告を提出すべきであったが、提出していなかった。</p> | <p>認した。</p> |
|--|-------------|

|  |   |
|--|---|
| <p>監 査 対 象 機 関</p>   | <p>第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会（旧：第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県準備委員会）</p>   |
| <p>監 査 執 行 年 月 日</p>   | <p>平成22年 7月30日</p>  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【平成21年度第62回全国人権・同和教育研究大会開催費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象経費の人件費において、事務局員（勤務時間1日6時間）に対し、事務局員取扱要綱で年次有給休暇を付与できない期間内に休暇を与え、また、同要綱に規定のない「夏季休暇」を与えるなど、事務局員取扱要綱に違反する取扱いがなされていたが、月額報酬は満額支払われていた。</p> <p>なお、他事業で支払った経費のうち、今回判明した補助対象外経費に相当する額で、県補助対象事業に該当する経費があり、修正実績報告書の提出がなされたため、補助金返還は生じていない。</p> <p>事務局員給与費</p> <p>(誤) 3,840,000円</p> <p>(正) 3,749,613円</p> <p>(2) 補助事業の執行について、適正でないものがあった。</p> <p>平成21年5月15日に、三重県で開催された「第57回全国同和教育研究協議会総会」に、次年度に本</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 学校教育課】</p> <p>○ 補助対象経費の取扱いで適正でないものについては、事業実績から除外し、修正実績報告書を提出させた。</p> <p>今後は、類似の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行う。</p> <p>○ 補助事業の執行について適正でないものについては、事業実績から除外し、修正実績報告書を提出させた。</p> <p>今後は、類似の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行う。</p> |



県で開催される全国大会のPRを兼ねて4名が出席され、出席旅費が全て補助対象経費として執行されていた。

この総会には、従来から2名が、別団体である佐賀県人権・同和教育研究協議会から出席してきた経緯があり、また、当準備委員会への補助金の算定基礎の中にも、総会出席旅費は積算されていない。少なくとも4名のうち準備委員会職員2名分を補助対象経費とし、残りの2名については、別団体である佐賀県人権・同和教育研究協議会から支出すべきであった。

補助対象外経費：

2名分旅費 86,480円

| 監 査 対 象 機 関  | 第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会   |
|--|---|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月7日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金関係】</b></p> <p>(1) 事業計画書に基づかないで経費支援の支出を行っているものがあった。</p> <p>地域実行委員会に、15万円の活動経費支援の支出を行っていたが、A町は10万円の事業計画書、B町は計画書の経費額未提出の段階で、それぞれ15万円の経費支援の支出を行っていた。事業計画書に基づいた支出をすべきであった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 暮らしの安全安心課】</b></p> <p>○ 実行委員会の重要事項について、事務局(県)だけで決定できる体制になっていたこと、また、内部監査体制も十分ではなかったことから、事務局内部の決裁手続きや実行委員会規約の予算、決算、監事の設置等、総会での議決事項について改正を行った。</p> |

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会  |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成 2 2 年 8 月 5 日   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会負担金関係】</b></p> <p>(1) 単一事業者からの見積りにより契約を締結する場合は、その理由を明確に記録すべきであった。</p> <p>(2) 補正予算の承認手続きについて、適正でないものがあつた。<br/>協議会規約第8条第5項(3)には、「予算及び事業計画、決算及び事業報告に関すること」は、委員会に附議するとされているが、平成21年度補正予算が、委員会の報告事項として処理されていた。</p> <p>(3) 会計主任が、任命されていなかった。<br/>協議会会計規程第11条第3項では、「会計主任は事務局長が任命する。」と規定されているが、事務局長が会計主任という認識で運営されており、任命行為がなされていなかった。</p> <p>(4) 50万円以下の契約の規定がなかった。<br/>協議会会計規程第20条では、<br/>次の場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において、次の(1)に該当する場合は、契約に必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、軽易なもの又は時価にて購入する農畜産物及び契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときについては、見積書又は納品書をこれに代えることができる。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 流通課】</b></p> <p>○ 今後は、同様の案件が発生しないよう、適正な事務処理を行う。</p> <p>○ 今後は、補正予算についても委員会に附議し、承認を得ることとする。<br/>なお、会計規程についても、予算の補正は委員会に附議しなければならない旨、改正した。</p> <p>○ 今後は、会計主任の任命を行うこととし、平成23年度は、佐賀県農業協同組合米穀課係長を会計主任に任命した。</p> <p>○ 会計規程を改正し、50万円以下の契約の規定を明記した。</p> |

(1) 契約金額が50万円を超え100万円を超えない契約を行うときと規定されているが、「次の場合」とは、どのような場合を指すのか不明確であった。

(5) イベント補助金で、不適切な事務処理をなされているものがあった。

「さがびより/佐賀日和」地域密着型イベント事業費補助の中で、不適切な事務をなされていたものがあった。

① 事業終了後に、補助金の事務処理がなされていた。

<事例>

補助金の実施伺

平成22年3月30日

補助事業実施者

県内20の大規模米麦共同乾燥調製施設利用組合

補助金総額

3,686,489円

実施期間

平成21年10月

～22年3月

② 補助金交付申請書で、日付、申請団体印のないものがあった。

○ 今後は、同様の案件が発生しないよう、適正な事務処理を行う。

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会                    |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年 9月 6日                                |
| (監査の結果)<br>【平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会負担金関係】<br>(1) 物品の管理で、不十分なものがあつた。<br>新体操競技で、ネックピースを1,246枚購入したが、参加者は | (措置の内容)<br>【所管課 体育保健課】<br>○ 今後、適正な管理を行わせる。 |

502人であった。在庫は、143枚（平成22年10月19日報告）であり、管理が不十分であった。

(2) 単一事業者からの見積りにより契約を締結する場合は、その理由を明確に記録すべきであった。

ソフトボール大会の会場の設営の一部を、佐賀県ソフトボール協会と単一業者との随意契約で行っていたものの、決定理由を記載した書類がなかった。

(3) 事業計画及び事業報告の承認について、改善を要するものがあった。

平成21年5月25日に、事業計画、予算等、同年11月26日に事業報告、決算等の総会が開催されているが、議事録を作成する等、承認の確認方法を明確にすべきであった。

○ 次回開催時には、学校事務職員の助言・指導を受けながら、見積もり合わせの結果や委託業者決定理由を記載した書類を作成し、適正な事務処理を行わせる。

○ 次回開催時には、総会開催の都度、議事録署名人を選任のうえ、速やかに議事録を作成させる。

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県市町村振興協会   |
|---|--|
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年 8月 3日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【市町村振興宝くじ交付金関係】</b></p> <p>(1) 基金積立運用規程で、不備なものがあった。</p> <p>当交付金で造成される基金の各年度の積立額は、市町村振興宝くじ発売要領に基づき、県交付金から財団法人全国市町村振興協会への納付金を差し引いて算定される。平成20年に、財団法人全国市町村振興協会において、納付金率が20/100から10/100に見直されたことに伴い、財団法人佐賀県市町村振興協会においても、平成20年度以降は、交付金の額の90/100に相当する額を積み立てていたが、財団</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 市町村課】</b></p> <p>○ 指摘を受けた後、平成23年2月に開催された理事会において、財団法人佐賀県市町村振興協会基金積立運用規程第2条の規定にある基金の積立額を、交付金の額の80/100から90/100に相当する額に改正する議題を提案し、承認を受けた後、平成23年3月1日付けで施行した。</p> |

法人佐賀県市町村振興協会基金積立運用規程第2条では、基金の積立額は、交付金の額の80/100に相当する額と規定されており、改正がされていなかった。

(2) 基金貸付事務で、適正でないものがあった。

基金による市町への貸付事業において、貸付決定の決裁文書がなかった。

また、同貸付事業は、財団法人佐賀県市町村振興協会基金貸付細則に基づき実施されているが、同細則第8条の規定に基づき、貸付先の市町から提出される借用証書については、貸付利率が記載されないまま受領し、そのまま保存していた。

(3) 市町村交付金事業実績の確認で、検討を要するものがあった。

財団法人佐賀県市町村振興協会は、財団法人佐賀県市町村振興協会市町村交付金交付規程に基づき、市町村交付金を県内市町に配分し、同規程第7条に基づき、配分を受ける市町から事業計画を提出させているが、事業実績については確認していなかった。市町村交付金事業の実績の確認について、検討されたい。

○ 指摘を受けた後、平成22年度貸付より貸付決定の決裁文書を作成した。今後、このようなことがないように、適正な事務処理を行う。

また、借用証書の貸付利率については、基金貸付細則の附則第2条（貸付利率の特例）により貸付日の財政融資資金利率より0.3%を減じた率で貸し付けると定めているため、借用証書提出時は空欄とし、確定後速やかに貸付利率を市町へ連絡するとともに、証書へ記載することとしていたが、記載漏れとなっていた。

今後は、貸付利率を記載した長期貸付決定通知書を市町へ送付するとともに、当該利率を借入証書に記載してもらうことを徹底することとした。

○ 平成22年度より、交付金を交付した市町に対し、事業終了後に事業実績報告書の提出を求めることとした。

さらに、平成23年度は、財団法人佐賀県市町村振興協会市町村交付金交付規程を改正し、「実績報告書の提出」の条項を定め、事業実績を確認することとした。

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人佐賀ライトハウス<br>(佐賀県立点字図書館)   |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立点字図書館関係】</b></p> <p>(1) 事業計画書の提出が、遅れていた。<br/>佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書で、指定管理者は、前年度の9月末日までに次年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)を、前年度の2月末日までに事業計画書を県へ提出することになっているが、次年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)が平成21年11月に、事業計画書が平成21年3月20日に提出されていた。</p> <p>(2) 施設の維持・管理に関する業務で、仕様書どおりに実施されていないものがあった。</p> <p>① 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書には、指定管理者は個人利用者の意見や満足度等を聴取する利用者モニタリングを実施することとされているが、実施されていなかった。</p> <p>② 施設の維持・管理業務で、仕様書どおりに実施されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務名：窓ガラスの特別清掃</li> <li>・清掃面積：仕様書 116㎡<br/>実績 72㎡</li> </ul> <p>(3) 指定管理者指定申請書に記載しながら実施されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営懇談会を3回開催するとしながら、実績は2回であった。</li> <li>・職員の内部研修</li> </ul> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 障害福祉課】</b></p> <p>○ 期日を守り提出するよう指導した。</p> <p>○ 仕様書どおりモニタリングを実施するよう指導した。</p> <p>○ 仕様書どおり特別清掃を実施するよう指導した。</p> <p>○ 指定管理者指定申請書に記載されているとおり、運営懇談会を3回開催するよう指導した。<br/>また、内部研修を実施するよう指導した。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(4) 運営懇談会で、不十分なものがあつた。</p> <p>利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、「点字図書館運営懇談会」が設置されているが、平成22年1月31日に開催された運営懇談会は、挨拶や講演の記録ばかりで、設置の趣旨に合致した内容ではなかつた。</p> <p>(5) 保守料金の支払いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>点字プリンター保守契約で、契約書第6条に基づいて、契約日から1か月以内に、指定管理者が支払うべき基本保守料金を、使用実態に応じたものとして、その契約額の半額を別団体に支払わせ、残り半分の額を、契約日の11か月後に支払っていた。</p> <p style="text-align: center;">契約上の基本保守料金<br/>346,500円<br/>指定管理者が支払った額<br/>173,250円</p> | <p>○ 設置の趣旨に合致した内容で運営懇談会を実施するよう指導した。</p> <p>○ 契約書どおり適切に支払いを行うよう指導した。</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関  | 特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会（佐賀県射撃研修センター）  |
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年10月19日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県射撃研修センター関係】</b></p> <p>(1) 備品の管理について、適正でないものがあつた。</p> <p>協定書第11条に基づき、管理委託料で備品を購入した場合は、県の所属とし、備品台帳に記載する必要があるが、備品台帳に記載されていない備品があつた。また、県の</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 生産者支援課】</b></p> <p>○ 備品として購入した背負いブロワー1台について、備品台帳への記載手続きを生産者支援課に依頼し、更新された備品台帳を佐賀県射撃研修センターに備え付けた。</p> <p>また、県の備品札を備品に貼付けた。今後、管理委託料で備品を購入する</p> |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <p>備品札も、貼られていなかった。<br/>         ・平成21年11月24日購入<br/>         背負いブロワー65,940円</p> | <p>際は、生産者支援課と打ち合わせの上、適切に処理する。</p> |
|--|-----------------------------------|

|  |  |
|--|--|
| <p>監 査 対 象 機 関</p>   | <p>川原建設株式会社<br/>         (佐賀県営住宅 (佐賀県西部地区))</p>  |
| <p>監 査 執 行 年 月 日</p>   | <p>平成22年7月20日</p>  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県営住宅（佐賀県西部地区）関係】</b></p> <p>(1) 個人情報の開示請求への対応に必要な規程が、整備されていなかった。<br/>         協定書では、指定管理者は、個人情報の開示請求の対応に必要な規程を整備するよう規定されているが、整備されていなかった。</p> <p>(2) 事業報告の内容に、誤りがあった。<br/>         協定書第16条に基づく管理業務の実施状況の報告内容に、誤りがあった。</p> <p>① 一般修繕件数の報告誤り<br/>         唐津管理室所管件数<br/>         (実績) 197 件<br/>         (報告) 199 件</p> <p>② 計画修繕の工期の報告誤り<br/>         伊万里管理室所管<br/>         工事名：平成21年度県営住宅岩栗ヶ丘第二団地RC1棟浴槽風呂釜新設工事<br/>         工 期：<br/>         (実績)<br/>         自 平成22年1月6日<br/>         至 平成22年1月31日<br/>         (報告)<br/>         自 平成21年12月1日<br/>         至 平成22年1月31日</p> <p>③ 施設の運営実績及び管理体制のうち、年間報酬額の報告誤り</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 建築住宅課】</b></p> <p>○ 指摘があった件については整備した。</p> <p>○ 一般修繕件数等の報告の誤りについては、平成22年7月29日に訂正箇所の修正を行っており、今後は、このような誤りがないよう十分に各管理室との調整を行う。</p> |



|   |                          |
|---|--------------------------|
| <p>(3) 財産の管理について、適正でないものがあつた。</p> <p>指定管理業務のために指定管理者の負担により調達した備品について、協定書第11条第4項に基づく備品管理簿が作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者が調達し指定管理業務に供した備品 <ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車 6台 <ul style="list-style-type: none"> <li>(指定管理者所有3台、</li> <li>リース車両3台)</li> </ul> </li> <li>小型自動車1台 <ul style="list-style-type: none"> <li>(指定管理者所有1台)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>計7台</p> | <p>○ 備品管理簿については作成した。</p> |
|---|--------------------------|

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人スマイルアース<br>(佐賀県立二十一世紀県民の森)   |
|--|--|
| 監 査 執 行 年 月 日  | 平成22年 9月29日  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立二十一世紀県民の森関係】</b></p> <p>(1) 施設等利用承諾書の様式について、定められていないものがあつた。</p> <p>仕様書では、森林学習展示館研修室、学習室は利用に際し施設等利用申込書を提出してもらい、利用を認める場合は、利用承諾書を交付することとなっているが、利用承諾書の様式が定められておらず、利用申込書の写しで代用されていた。</p> <p>(2) 事業報告の内容について、適正でないものがあつた。</p> <p>指定管理業務に係る委託費の報告額に、指定管理業務以外の財団運営に係る経費が含まれていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 森林整備課】</b></p> <p>○ 利用承諾書の様式を作成し、交付することとした。</p> <p>○ 事業報告書を訂正した。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 支出科目<br>草刈外部委託費<br>(正当額) 291,000円<br>(報告額) 337,918円 |  |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体<br>(佐賀県立宇宙科学館)  |
| 監 査 執 行 年 月 日   | 平成22年10月29日  |
| (監査の結果)<br><b>【公の施設：佐賀県立宇宙科学館関係】</b><br>(1) 事業体で購入された備品の管理簿が、作成されていなかった。<br>協定書第16条第4項では、事業体が事業体の負担により購入した備品については、県が定める備品台帳とは別の管理簿を作成し、管理することとされているが、事業体で購入されたミュージアムショップのレジ(約60万円、平成18年3月購入)の管理簿が、作成されていなかった。<br>(2) 管理運営業務の再委託で、県の承認を得ていないものがあつた。<br>協定書第9条では、「乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。」と規定されているが、財団から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。<br>・委託業務名<br>建築設備、特殊建築物定期報告業務<br>・委託金額 531,300円<br>(3) 規程に基づく領収書の様式が、定められていなかった。<br>入館料の徴収に当たって、佐賀県立宇宙科学館経理運用手引き第17 | (措置の内容)<br><b>【所管課 社会教育・文化財課】</b><br>○ 事業体で購入した備品について別途管理簿の作成を行った。<br>○ 「第三者に委託できる業務」(協定書第9条第2項別記3)以外については、事前に県の承認を得て再委託を行うようにした。<br>○ 規程に基づき、一連番号を付した領収書を所定の様式として管理することとした。 |

条に基づく領収証の様式が定められていなかった。実態を踏まえて、当運用手引きを見直されたい。

2-2 各所管課及び関係課に対するもの  
(出資団体等関係)

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団<br>(佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター)   |
|---|---|
| 所 管 課   | 男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター関係】</b></p> <p>(1) 指定管理者から提出された施設・設備の更新計画に対して、県の対応方針(回答)が示されていなかった。</p> <p>施設・設備の更新については、計画的な更新に努める必要があるが、指定管理者から提出された計画書に対する県の対応方針(回答)が示されていなかった。指定管理者の施設・設備の修繕計画に支障がないよう適切な対応を図られたい。</p> <p>(2) 備品管理簿の提示で、不十分なものがあつた。</p> <p>協定書第6条に基づき、所管課は、年度当初に、財団に対し、管理物件として財産台帳の写し及び備品管理簿を提示していたが、管理物件の備品の一部を処分した際に、修正した備品管理簿を改めて財団に提示していなかった。</p> <p>財産台帳や備品台帳の整備は、管理業務の基本的事項であり、指定管理者が管理対象物件を常時把握できるように、管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した管理簿等を適時財団に対し、提示されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 予算要求時に提示された財団からのアバンセ施設設備改修等に関する意見に対し、県の対応方針を示した。</p> <p>○ 今後、年度途中に備品等管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した管理簿等を財団に対し、提示する。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>処分した管理物件（備品）の例：<br/>テレビ、舞台</p> <p>(3) 利用料金設定に当たって、知事の承認が必要なものを明確にされたい。</p> <p>事例：プラスター 460円</p> | <p>○ プラスターについては、平成23年度から付属設備使用料から除外した。</p> |
|--|--|

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県環境クリーン財団  |
|---|--|
| 所 管 課   | 循 環 型 社 会 推 進 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p><b>【平成20年度佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱の規定で、不明確なものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第6条で、「(5) 工期の変更 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由その他必要な事項を記載した書面を知事に提出して、その指示を受けなければならない。」と規定されているが、当該書面の様式が示されていなかったため、必要性が不明な書類が、多数添付されていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 運営費補助は、平成21年度までの事業であり、廃止した。</p> <p>今後は、適正な交付要綱を制定する。</p> <p>○ 施設整備事業費補助は、平成20年度までの事業であり、廃止した。</p> <p>今後は、適正な交付要綱を制定する。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 補助金交付要綱に、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除規定が、設けられていなかった。</p> | <p>○ 施設整備事業費補助は、平成20年度までの事業であり、廃止した。今後は、適正な交付要綱を制定する。</p> |
|--|---|

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県地域福祉振興基金  |
|---|--|
| 所 管 課   | 地 域 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 団体の在り方について、検討されたい。</p> <p>当基金は、「外郭団体の見直し」で、「平成17年度中に県社会福祉協議会との統合の可能性について結論を出す。」としていながら、いまだ結論が出されていない。新公益法人制度改革への対応期限もあり、早急に団体の在り方について、検討されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘のとおり、新公益法人制度改革への対応期限が迫っていることから、早急に団体の在り方について検討を行いたい。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県地域福祉振興基金  |
|--|--|
| 所 管 課  | 長 寿 社 会 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 基金の管理について、指導を要するものがあつた。</p> <p>高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産の平成21年度残高については、予算額(41,390,000円)をはるかに超える金額(131,242,472円)が、無利子の決済性普通預金で管理されていた。事業費規模や基本財産の繰入、県への返納など検討し、基金の管理について、指導されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 流動資産については、ペイオフ対策を含め安全性を最優先と考えて決済性普通預金で管理してきたところであるが、平成22年度以降は、普通預金、定期預金、国庫短期証券等での管理を行っている。</p> <p>事業規模については、助成事業の募集において、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞の活用、イベントへの参加等により広く周知を行い、拡充を図っているところである。</p> <p>当該会計に係る原資を出資している県としては、今後の当該会計に係る適正な資金管理を含め、高齢者保健福祉推進事業の目的に沿った適切な事業執行が行われるよう法人を指導していきたいと考えている。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県長寿社会振興財団<br>(佐賀県介護実習普及センター)   |
|--|--|
| 所 管 課  | 長 寿 社 会 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。<br/> 実績報告書に補助金交付要綱規定の事業の効果の記載がないにもかかわらず、修正指示をすることなく受理し、額の確定を行っていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の内容について、適正でないものがあつた。<br/> 当事業は、県費だけを財源とした県単独補助事業であるが、補助金交付要綱では、補助事業で取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間については、「厚生労働大臣が別に定める期間と同等の期間とする。」と規定されていた。県単独補助事業に応じた規定に、見直されたい。</p> <p>(3) 補助金の実績報告書の提出時期について、適正でないものがあつた。<br/> 補助金交付要綱第5条第2項の規定で、全額概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を、翌年度の4月30日としているにもかかわらず、4月30日付けの実績報告書が、実際は5月28日頃に提出され受理していた。<br/> 所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付要綱の規定に基づき、事業の効果を記載するよう指導を行った。</p> <p>○ 平成22年8月24日付けで補助金交付要綱の一部改正を行い、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする」とした。</p> <p>○ 交付要綱の規定に基づき、期日までに提出するよう指導を行った。</p> |

【公の施設：佐賀県介護実習普及センター関係】

(1) 指定管理施設の利用で、検討を要するものがあった。

① 施設の一部（研修室、実習室）について、他の団体（福祉用具事業者、介護施設職員団体）に貸出されているが、「介護実習普及センター設置条例」及び施行規則には、他の団体等への貸出ができる規定とされていない。

② 当施設は、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通じて、高齢者の介護に関する県民の知識及び技術の向上並びに意識の啓発を目的に設置された施設であることから、広く県民が利用できるよう検討されたい。

③ 貸出に当たっては、指定管理者にインセンティブの働く利用料金制を検討されたい。

○ 次期、平成24年度以降の指定管理者の決定に当たっては、抜本的に施設の在り方見直しを検討するため、非公募で、1年間（平成24年度）、当財団を指定管理者として、従来と同様の条件で継続管理委託を行うこととしたところである。

今後、この見直しの中で、指摘の事項を含めた検討を行っていくこととする。

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県臓器バンク   |
|---|--|
| 所 管 課   | 健 康 増 進 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 委託先の実態の把握や検討について、不十分なまま、委託しているものがあった。<br/>骨髄移植普及啓発事業を受託した（財）佐賀県臓器バンクにおいては、急遽受託することになったため、指揮命令系統等の体制づくりなどの検討・準備がなされないまま、事業に着手し、その結果、法的に何ら権限のない別団体の佐賀県赤十字血液センターが時間外勤務命令を行うなど不適切な労務管理が行われていた。県は、委託先の課題等を確認し、十分な協議を行った上で委託すべきであった。</p> <p>(2) 当財団の在り方について、検討を要するものがあった。<br/>平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、同様の委託事業を委託する際は委託先と十分協議を行い、委託先の労務管理等の諸課題を検討した上で、委託すべきか否かを判断してすることとする。</p> <p>○ 指摘のとおり、（財）佐賀県総合保健協会との統合は断念したが、県の（財）佐賀県臓器バンクへの財政的支援による基金の取り崩しの解消、公益法人へ</p> |

郭団体の見直し」に当たって、見直しの方向性として「(財)佐賀県総合保健協会との統合の可能性について検討する。」、「経営状況は、特に問題なし。ただし、低金利のため基金からの運用益が低いことから、基金を一部取り崩して事業費に充てる。」等が示されているが、統合は断念され、基金も取り崩しを続ける状態が続いており、今後の当財団の在り方を早急に検討されたい。

- (3) 外郭団体の見直し内容の取組みで、不十分なものがあつた。

平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」内容で、「財務諸表を財団のホームページで公開する。」と掲げていながら、平成19年度までの分しか掲載されていなかった。

- (4) 知事への届出・報告を要するもので、行われていないものがあつた。

寄附行為第10条及び第12条で、事業計画、予算に関する書類、事業報告及び決算に関する書類は、知事に届出・報告をしなければならないと規定されているが、届出・報告をさせていなかった。

- (5) 理事及び副理事長を選任する理事会で、出席していない理事が議事録に署名していた。

県の人事異動に伴い、新任の理事及び副理事長の選任が書面表決でなされているが、当財団の寄附行為では「理事は、理事会において選任する。」、「理事は、互選により副理事長を選任する。」、「理事会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。」と規定されている。

当理事会は、理事1名のみでの出席で開催され、欠席した理事長及び理事が、議事録署名人欄に、記載、押印されていた。

の移行について、県内部で議論を行っているところである。

- 財団に対して指導を行い、平成21年度分までの財務諸表が(財)佐賀県臓器バンクのホームページに掲載された。

- 平成23年3月24日付けで「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定に即して認可した、変更後の定款では、事業計画及び予算に係る届出義務、事業報告及び決算に関する書類は、知事への届出・報告を要しないこととした。

- 今後、同様の事例が生じないように、定款に基づいた議事録の署名について(財)佐賀県臓器バンクに指導した。



(6) 社団法人日本臓器移植ネットワークの業務方法・体制について、検討されたい。

県から推薦依頼を受け、(財)佐賀県臓器バンクの職員1名が(社)日本臓器移植ネットワークの佐賀県臓器移植コーディネーターに委嘱され、当該コーディネーターとしても業務を行っているが、コーディネーター業務は、他県での臓器移植発生時の支援依頼などで多忙な実態にあり、当財団の業務の実施にも影響が出ている状況にある。

当財団と協議し、(社)日本臓器移植ネットワークの業務方法・体制について、検討されたい。

○ 社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の業務方法に基づき、県が、(財)佐賀県臓器バンクの職員を都道府県臓器移植コーディネーターとしてネットワークに推薦し、ネットワークから委嘱されていることについては、国通知(平成15年3月20日付け健増発第0320001号)や都道府県単位での臓器あっせんの実情等を勘案すればやむを得ず、業務方法自体は、(財)佐賀県臓器バンクと協議した結果、制度として合理性があるものと思われる。

しかしながら、ネットワークの体制については、(財)佐賀県臓器バンクに実情を確認し協議しているが、国予算の制約上、ネットワークのコーディネーターの必要人員が到底充足されている状況とは言えず、九州地区では2名しか確保されていないため、現実のコーディネーター業務はネットワークの十分な支援は期待できない状況である。

このため、県臓器移植コーディネーターに他県への支援依頼に応ずる等相当の負担が生じている状況で、対応に苦慮しているところであり、県としても(財)佐賀県臓器バンクと連携しながらネットワークの早期の体制強化を求めていくことを検討したい。

| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会   |
|---|--|
| 所 管 課   | 生 活 衛 生 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 久留米市の検査業務について、経理を区分するよう検討されたい。</p> <p>当協会の久留米市との検査業務の受託契約においては、契約書で、委託料の余剰が生じた場合は、久留米市に返還する旨の規定がある。</p> <p>また、平成20年度から平成24年度までの間は、この受託業務については、法人税法基本通達15-</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 久留米市との業務委託契約書に規定のある、「契約の変更及び委託料の余剰」について、その具体的ケース等を久留米市と(財)佐賀県食鳥肉衛生協会が協議確認し、その結果を踏まえ、経理区分について検討を行うこととした。</p> <p>(財)佐賀県食鳥肉衛生協会は平成23年度中に公益法人の認定を受ける</p> |

1-28（実費弁償による事務処理の受託等）に該当し、非収益事業であることを確認した旨の通知が、平成20年7月2日付けで、佐賀税務署からあっているが、この通知の中で、平成25年度以降の同受託業務については、平成24年度までに、同通達に基づき、佐賀税務署の再確認を受けなくてはならないこととされている。

しかしながら、久留米市との検査業務に関する支出が、他の業務と明確に区分されていないので、経理の区分について、検討するよう指導されたい。

(2) 会計処理規則の見直しについて、指導を要するものがあつた。

当協会の会計処理は、財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会会計処理規則に基づき、行われているが、同規則には、契約方法（入札、随意契約）など、契約事務に関する規定が設けられていない。平成21年度の工事契約では、複数業者による見積合せが行われるなど競争原理を働かせるよう努められていたが、経済性や公平性の確保を図るためには、明確な契約事務に係る基準の整備が必要であることから、協会の同規則の見直しについて、指導されたい。

予定であり、認定後は「実費弁償による事務処理の受託等」に係る佐賀税務署への再確認は不要となる。

○ 会計処理規則に契約事務に関する規定が設けられていなかったため、平成23年度末までに、諸規程の改定を行うこととしている。

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県地域産業支援センター<br>(佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)                     |
| 所 管 課  | 新エネルギー・産業振興課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、必要な改正が行われていないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱で、県派遣職員</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱について、平成22年3月17日付けで県派遣職員人件費を対象経費から除外する改正を行い、平成</p> |

人件費を補助対象経費としていたが、平成22年1月27日に締結した「派遣職員の取扱いに関する取決め書」により、平成22年2月以降の県派遣職員人件費については、補助対象経費から除外されることとなっていた。しかしながら、所管課は、補助金交付要綱の改正を行っていなかったため、財団においては、補助金変更申請等の事務処理が遅れ、誤った決算計上を行っていた。

#### 平成21年度財団決算

(該当分のみ記載)

(正) 未収金 5,495,650円

(未受領補助金分)

未払金 1,614,040円

(2月以降の県派遣職員人件費補助金の返還分)

(誤) 未収金 5,495,650円

(未受領補助金分)

…決算計上額

#### 【佐賀県技術振興等補助金関係】

(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。

佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。

#### 【さが農商工連携応援ファンド事業費貸付金関係】

(1) 基金事業計画実施要領の内容で、見直しを要するものがあつた。

県は、さが農商工連携応援基金事業の会計処理については、特別会計で行うよう県実施要領で規定しているが、実際には、当財団の一般会計の中で区分経理されている。所管する(独)中小企業基盤整備機構は、他の経理と明確に区分することが要件であり、特別会計の設置まで

22年度分は適正に処理されたことを確認した。

○ 実績報告書については、平成22年12月2日付けで佐賀県技術振興等補助金交付要綱の規定を見直し、支援事業の成果を記載する欄を設けることとし、平成22年度から適用を開始した。また、交付申請書については指摘を受け、平成23年8月1日付で同要綱を改正し、交付申請書中に事業の効果に記載する欄を追加した。

○ 実施要領の規定を下記のとおり見直した。

<改正前>

(基金事業における会計)

第5条 センターは、基金事業にかかる特別会計により事業を行い、基金の経理をセンターの他の経理と区分して整理するものとする。

要件とはされていない。したがって、実施要領の規定を見直されたい。

<改正後>  
 (基金事業における会計)  
 第5条 センターは、基金の経理をセンターの他の経理と区分して整理するものとする。

【公の施設：佐賀県地域産業支援センター関係】

(1) 協定書に定める管理物件で、除外すべきものがあつた。

① 財団法人佐賀県地域産業支援センターが、県から行政財産の使用許可を受けて使用している事務室等は、管理物件から除外すべきである。

・使用目的  
 (財) 佐賀県地域産業支援センターの事務所設置

・使用物件明細

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 1階事務室     | 227.105 m <sup>2</sup> |
| 2階事務室     | 96.50 m <sup>2</sup>   |
| 2階コンピュータ室 | 43.925 m <sup>2</sup>  |
| 計         | 367.53 m <sup>2</sup>  |

・使用期間  
 平成21年4月1日  
 ~平成23年3月31日

② 財団法人佐賀県地域産業支援センターで使用している備品(理事長室、事務室)については、管理備品から除外し、財団法人佐賀県地域産業支援センターと県で備品の貸借契約を締結されたい。

○ 佐賀県地域産業支援センターの管理運営に関する基本協定書の一部を変更する協定を財団と締結した。

- ・ 財団が行政財産の使用許可を受けて使用している事務室等を管理物件から除外
- ・ 財団が使用している備品を管理物件から除外

| 備品名               | 数量 | 金額(円)   |
|-------------------|----|---------|
| 事務用机(理事長室)        | 1  | 86,800  |
| 多機能肘付回転椅子(理事長室)   | 1  | 91,600  |
| 応接セット(理事長室)       | 1  | 129,000 |
| アコーディオンスクリーン(事務室) | 1  | 52,600  |
| パーテーション1式(事務室)    | 1  | 594,000 |
| 合計                | 5  | 954,000 |

(2) 事業報告書の様式で、検討を要するものがあつた。  
 実績報告書で、仕様書及び事業計

○ 事業報告書の様式について、財団と協議し、見直しを図つた。なお、平成22年度実績報告書は、仕様書に対応した

画書どおりに業務が履行されているか確認できないものがあった。報告書の様式を仕様書に対応した様式となるよう指定管理者と協議のうえ、様式を検討されたい。

(例)

施設の維持及び管理に関する業務については、実績報告書に施設の維持管理業者の実施報告書の一部が添付されているだけであった。

- ・警備業務：  
3月9日の警備報告書添付
- ・清掃業務：  
3月分の日常清掃完了報告書、  
定期清掃完了報告書（執務室内のワックス作業分）
- ・廃棄物収集業務：  
3月分の実績報告書 など

**【公の施設：佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター関係】**

(1) 管理委託料の支払いで、遅れているものがあった。

管理運営協定書第12条第4項では、管理委託料の支払いは、支払いの請求があったときは、その日から起算して30日以内に管理委託料を支払うとなっているが、管理委託料の請求が3月31日付けで、支払いが5月26日となっており、管理委託料の支払いが遅れていた。

様式に変更されている。

○ 職員に対して、事務処理を適切に行うよう注意喚起を促した。

今後は、このようなことがないように、適正な事務処理を行う。

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県地域産業支援センター   |
|--|---|
| 所 管 課  | 雇 用 労 働 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金関係】</b></p> <p>(1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の在り方について、検討されたい。</p> <p>当財団は、中小企業の福利厚生事業を、県内の中小企業者と共同で実施する中小企業勤労者福祉サービス</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、平成9年度のセンター発足時の目標を下回っているが、これまでの県内事業所等への周知等により微増ではあるものの、年々増加傾向にある。</p> |

センター事業に取り組んでいる。当事業の推進に当たっては、会員獲得目標20,000人の計画を掲げられているものの、開設当初から、営業職は1名で困難な営業が続いており、当事業の信用度合いも浸透していない。会員数は、平成21年度末で2,668人と目標を大きく下回っている。また、現会員のサービスの利用も、低調で、そのため繰越金だけが年々拡大している。この繰越金は、サービスの原資であり、当事業の運営に使うことはできず、運営経費は県の負担金だよりの状況にある。

このような状況を踏まえ、中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の在り方について、再度検討されたい。

昨年度は、佐賀県緊急雇用創出基金を活用して中小企業勤労者福祉向上推進事業を実施し、企業における福利厚生制度導入の効果・必要性の理解促進と、中小企業勤労者福祉サービスセンターの周知・加入を働きかけた。その結果、44事業所、301人の新規加入があった。

また、今年度は、会員のサービス利用を促進するために、会員ニーズ調査や他県に設置されているサービスセンターの状況調査等を実施し、サービス内容の見直しや新規企画などにより、サービスの充実を図ることとしている。

これらの事業による結果を踏まえた上で、将来の在り方について、あり方検討会などで検討することとしたい。

| 監 査 対 象 機 関  | 公益社団法人佐賀県農業公社（旧：社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社）   |
|--|---|
| 所 管 課  | 農 産 課   |
| <p>（監査の結果）</p> <p>（1）有明佐賀空港建設に伴う代替農地の長期保有の対応について、関係課に協議されたい。<br/>有明佐賀空港建設に伴う代替農地は、当公社で長期保有となっており、関係課（空港・交通課）に対応方針を決定するよう協議されたい。</p> <p>（2）公社から市町への委託契約日について、指導を要するものがあつた。<br/>当公社から市町への農地保有合理化事業等業務委託の委託期間の始期については、農地保有合理化事業等業務委託実施要領では契約締結の日となっていたが、農地保有合理化事業等業務委託契約書（8月20日</p> | <p>（措置の内容）</p> <p>○ 空港・交通課へ今後の対応方針を決定するよう協議した。（平成23年7月19日に空港・交通課より方針についての回答を受領）</p> <p>○ 適正な事務を行うよう指導した結果、委託期間について、実施要領及び契約書等の整合性が取れるよう、実施要領の改訂が行われている。</p> |

契約締結)では4月1日から契約締結日までの期間についても適用するとされていた。補助金の内示日、交付決定日、業務内容等も考慮し、早期の委託契約の実施、同要領や契約の規定の適用について、指導されたい。

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県青年農業者育成センター  |
|--|---|
| 所 管 課  | 農 産 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 外郭団体の見直し内容の取組みに、不十分なものがあつた。</p> <p>① 平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」内容で、「県職員の役員就任の見直し」を掲げていながら、役員は、平成16年度と同様の5名のままであつた。</p> <p>② 平成17年度から21年度までの5年間を見直し期間とする県の「外郭団体の見直し」内容で、「(社)佐賀県農地保有合理化事業公社との統合」を掲げていながら、検討が先送りにされていゝた。</p> <p>(2) 団体の在り方について、検討されたい。</p> <p>当センターは、所管課内にあり、理事長、常務理事、事務局長を県職員が兼務し、事務局は、非常勤嘱託職員5名(県職員OB)、日々雇用職員1名の体制で行つており、理事や監事に県職員、同OBが多数就任し、公益法人の指導監督基準も満たしてゐなかつた。新公益法人制度改革への対応を見据え、団体の在り方について、早急に検討されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 当法人については、現在、新公益法人制度改革への対応の検討を行つており、これに併せ、役員等の見直しについて、指導を行つていきたい。</p> <p>○ 上記のとおり、新公益法人制度改革への対応の検討を行つており、その中の一つの手法として、公益社団法人佐賀県農業公社(旧社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社)との統合も検討しているところである。</p> <p>○ 上記のとおり、新公益法人制度改革への対応の検討を行つており、これに併せ、役員等の見直しを行うこととしている。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(3) 県委託事業の契約内容で、検討を要するものがあった。</p> <p>地域就農促進員設置事業業務委託（県委託事業）が、委任契約（お願い委託）でなされているが、委託内容の確実な履行の確保を図るものは、請負契約を検討されたい。</p> | <p>○ 今後、類似の契約を締結することがある場合は、請負契約を検討したい。</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>監 査 対 象 機 関</p>   | <p>公益社団法人佐賀県農業公社（旧：社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社）</p>   |
| <p>関 係 課</p>   | <p>空 港 ・ 交 通 課</p>   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 有明佐賀空港建設に伴う代替農地の長期保有の対応方針をまとめられたい。</p> <p>県は社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社と覚書を締結して、有明佐賀空港建設に伴う代替農地として、当公社に昭和62年度から平成4年度にかけて約55.1ha（圃場整備後面積、以下同じ）の農地を取得させているが、代替農地として、約40.6haを平成5年度までに利用して以降、約14.5ha（簿価額663百万円）を、現在公社に保有させたままになっている。この農地については、農業が低迷する中で農地価格が下落し、実勢価格は簿価額を大きく下回っている。当公社が、当該代替農地を売却する際の簿価額との差額補填は、申合せに基づき県の責任となるが、県の今後の対応方針が明確に決定していないため、公社は処分もできず困惑している状況にある。</p> <p>有明佐賀空港建設に伴う代替農地の対応方針をまとめられるとともに、公社に負担を負わせることのないようにされたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 公社が保有する代替農地については、売却を行うことを基本とするが、東京便の増便（5便化）への取り組みとあわせて、現在、有明佐賀空港の国際化に向けて、LCC（格安航空会社）の誘致活動の取組を進めているところである。</p> <p>こうした中で、将来的に就航先の拡大や便数の充実などにより、滑走路等の空港施設の拡充の必要性が出てくることも想定されることから、このような動きを見ながら代替農地の売却の在り方について検討していきたいと考えている。</p> |



| 監 査 対 象 機 関   | 社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会<br>(旧：社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会)  |
|---|---|
| 所 管 課   | 園 芸 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 知事への報告を要するもので、行われていないものがあった。<br/>知事が所管する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱第4条及び知事が所管する出資法人等の個人情報保護に関する要綱第4条に基づき、所管課長は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する運用状況の報告を求めることになっているが、報告をさせていなかった。</p> <p>【佐賀県野菜出荷安定資金造成費補助金・佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金関係】</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。<br/>事業完了日については、県補助金の支払日を記載すべきであつたが、年度末日を事業完了日とした実績報告書を、修正指示を行うことなく受理していた。<br/>所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金実績報告書<br/>事業完了年月日<br/>(正) 平成21年10月16日<br/>(誤) 平成22年 3月31日</p> <p>佐賀県野菜生産出荷安定資金造成費補助事業実績報告書<br/>事業完了年月日<br/>(正) 平成22年 2月 1日<br/>(誤) 平成22年 3月31日</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 県の規程に基づき、毎年度報告するよう指導した。<br/>なお、平成21年度分は平成22年9月に報告を受けた。</p> <p>○ 今後、実績報告書の事業完了日には県補助金の支払日を記載すること及び事業完了後速やかに実績報告書を提出することを指導し、審査を徹底する。</p> |

**【佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金関係】**

(3) 事業実施計画の提出が遅れているなど補助金交付事務で、適正でないものがあった。

佐賀県野菜価格安定対策事業費補助金で実施される契約特定野菜安定供給事業について、所管課は、平成21年3月に、国実施要領に基づき、当協会の供給計画を承認し、平成21年度から事業が実施されている。県実施要領では、同事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画を提出させるよう規定しているにもかかわらず、計画提出前の期間が業務対象期間に含まれている事業計画をそのまま受理し、また、本来、補給交付金が交付される前に、協会に対し交付すべき県補助金交付の事務処理が遅れ、補給交付金交付後に、県補助金が交付されていた。

事業計画の提出日

平成21年6月25日

補給交付金対象出荷期間

平成21年4月～5月（いちご）

上記補給交付金交付年月日

平成21年 8月27日

(交付額809,385円)

県補助金交付日

平成21年10月16日

○ 事業計画書については、基金協会の定款において、事業計画の制定が総会の議決事項となっていることから、これまでは通常総会後の6月提出が慣例となっていたが、今後は、事業年度開始前に臨時総会を開催し、事業計画を制定することを指導する。

補給交付金が交付される前に協会に対し交付すべき県補助金交付の事務が遅れていたことについては、今後、このようなことがないように、事務処理を改善する。

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 財団法人佐賀県教育文化振興財団<br>(佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家) |
| 所 管 課   | 社 会 教 育 ・ 文 化 財 課   |
| (監査の結果)<br><b>【公の施設：佐賀県北山少年自然の家関係】</b><br>(1) 事業報告の審査で、不十分なもの | (措置の内容)<br>○ 事業の履行状況を具体的に記載する                             |

があった。

所管課は、平成21年度事業から事業の履行状況を確認するため、実績報告の様式を改正しているが、具体的な記載内容についての指導が不十分で、実績の記載がないものがあり、また、所管課は、不十分な内容の実績報告書を修正指示することなく受理していた。記載内容について指導されたい。

(例)

- ・施設点検日 (全て記載漏れ)
- ・フィールドの開発・整備  
(全て記載漏れ)
- ・研修等の実施 (救命講習、パソコン研修の実施記録  
記載漏れ)

(2) 財産台帳及び備品管理簿の提示で、不十分なものがあった。

協定書第6条に基づき、所管課は年度当初に、財団に対し、管理物件として財産台帳の写し及び備品管理簿を提示していたが、管理物件の施設の改修や備品の処分を行ったものがあったにもかかわらず、修正後の財産台帳や備品管理簿を、改めて財団に提示していなかった。

財産台帳や備品台帳の整備は、管理業務の基本的事項であり、指定管理者が管理対象物件を常時把握できるよう、管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した管理簿等を適時財団に対し、提示されたい。

(3) 備品の管理について、検討を要するものがあった。

使用が見込めない備品については、他施設での活用等を含め、今後の取り扱いについて検討されたい。

(例) 電子オルガン

(昭和62年4月1日取得)

ように指導するとともに、具体的に記載がない場合、修正指示をすることとした。

○ 管理物件の施設の改修や備品の処分を行うなど、管理対象物件に変更が生じた場合は、指定管理者が管理対象物件を常時把握できるよう、変更内容を記載した管理簿等を適時財団に対して提示することとした。

○ 北山少年自然の家プレイホール(体育館)の電子オルガンは、現在故障中のため、使用が見込めない状況であった。したがって、修理可能であれば、修理し使用に供するなど適切に措置することとした。

**【公の施設：佐賀県黒髪少年自然の家  
関係】**

(1) 実績報告の審査で、不十分なものがあつた。

平成21年度事業から、事業の履行状況を確認するため、実績報告の様式を改正しているが、具体的な記載内容についての指導が不十分で、実績の記載がないものがあるなど、不十分な実績報告書を受理していた。記載内容について指導されたい。

(例) 貯水槽清掃業務の点検日

(2) 備品の管理について、検討を要するものがあつた。

使用が見込めない備品については、処分を含め、今後の取り扱いについて検討されたい。

(例) 吊り縄

(昭和54年3月31日取得)  
滑降ロープ

(昭和54年3月31日取得)

○ 事業の履行状況を具体的に記載するように指導するとともに、具体的に記載がない場合、修正指示をすることとした。

○ 使用が見込めない備品については、他施設での活用やそれができない場合は、処分を含め今後の取り扱いについて検討することとした。

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県体育協会（佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館）  |
|--|---|
| 所 管 課  | 体 育 保 健 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 教育長への報告を要するもので、行われていないものがあつた。<br/>佐賀県体育協会個人情報保護に関する規程第34条及び佐賀県体育協会情報公開に関する規程第19条に基づく教育長への運用状況報告をさせていなかった。</p> <p><b>【(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金関係】</b></p> <p>(2) 加盟競技団体育成補助金交付要綱及び選手強化費補助金交付要綱について、見直しを要するものがあつた。<br/>(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱第4条で規定する補助金交付の条件として、(財) 佐賀県</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査後、ただちに(財) 佐賀県体育協会へ報告を求め、報告を行わせた。</p> <p>○ 県が付した交付の条件と同様の条件を付すよう指導し、加盟競技団体育成補助金等の交付要綱の改正を行わせた。</p> |

体育協会が加盟各種団体等への助成事業を行う場合には、(財)佐賀県体育協会は、県が付した交付の条件と同様の条件を付すべきことが、明記されていない。明記するよう指導されたい。

- (3) 補助金の実績報告書の提出時期について、適正でないものがあつた。

(財)佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱(県補助金)第5条第2項で全額概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を、翌年度の4月10日としているにもかかわらず、(財)佐賀県体育協会から平成22年4月9日付けの実績報告書が、実際は同年5月31日頃に提出され受理していた。

所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。

**【公の施設：佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館関係】**

- (4) 協定書に基づく財産台帳及び備品台帳が、提示されていない。

管理運営に関する協定書第6条には、管理物件は県が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおりとされているが、県から指定管理者である財団に対し、財産台帳及び備品台帳が提示されていない。

- (5) 監査調書で、誤った資料を提出しているものがあつた。

監査実施に際し、所管課は、監査調書の一部として指定管理に係る管理運営業務仕様書を県監査委員事務局に提出したが、誤って、施設管理上、重要な変更である利用料金制の導入が行われる前の平成20年度の仕様書を提出し、事務監査の際の監査委員事務局からの指摘で誤りに気づき、再提出した。監査調書は、監査の際の重要な資料であることから、適切な書類を提出されたい。

- 県から(財)佐賀県体育協会への補助金、(財)佐賀県体育協会から加盟団体等への補助金の実績報告書提出期限がそれぞれ同日の4月10日となっていたため、(財)佐賀県体育協会の事務負担の軽減並びに実績報告書の提出期限を遵守させるため、全額概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を4月30日と補助金要綱の改正を行い、改めて実績報告書の提出期限を遵守するよう指導した。

- 監査後、協定書に基づく財産台帳及び備品台帳を(財)佐賀県体育協会に対し提示した。

- 今後誤った資料の提出をしないようにするため、監査調書の提出が担当者任せとならないよう課内のチェック体制を高めていく。

| 監 査 対 象 機 関   | 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター（旧：財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター）  |
|---|---|
| 所 管 課   | 組 織 犯 罪 対 策 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(1) 県委託事業の契約種別で、検討を要するものがあった。</p> <p>不当要求防止責任者講習事務委託（県委託事業）は、委任（お願い委託）契約となっているが、長年、当財団に委託され、業務内容も熟知していることから、見積額が算定できるような仕様書の作成を行い、請負契約で締結されたい。</p> <p>委託契約額 2, 1 1 1, 9 2 8 円</p> <p>【財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター補助金関係】</p> <p>(2) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>県の補助金交付事務が遅れ、県から財団への補助申請可能額の通知が、平成21年5月19日となった。このため、県への補助金交付申請や補助金交付決定も遅れていた。当補助事業は県単独補助事業で、補助対象はほとんどが人件費であり、必要な時期に補助金が交付できるよう、補助限度額の通知は、年度当初に速やかに実施されたい。</p> <p>補助限度額通知日<br/>平成21年5月19日</p> <p>交付申請日<br/>平成21年5月20日</p> <p>交付決定日<br/>平成21年6月 9日</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年度からは、見積額が算出できるような仕様書を作成の上、請負契約で締結している。</p> <p>○ 財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター補助金交付要綱を改正し、平成23年度からは、県の当初予算確定後、補助金限度額通知を速やかに実施することとしており、平成23年度は、当初予算確定後の平成23年3月15日に実施した。</p> |

(補助金等交付団体関係)

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀陸上競技協会ほか3団体   |
|---|---|
| 所 管 課   | 政 策 監 グ ル ー プ   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【さがんアスリートジュニアサポート事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。<br/>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>&lt;佐賀陸上競技協会関係&gt;</p> <p>(1) 補助対象経費の確認で、不十分なものがあった。<br/>補助対象経費のうち指導者の交通費については、指導業務の従事時間に応じ、全日当又は半日当が支給されているが、所管課は、指導業務の従事時間を確認していなかった。実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>① 当補助事業は、補助金交付要綱第9条で補助金交付については、概算払を可能とする旨規定しており、平成21年7月28日及び同年12月8日に、事業実施に必要な補助金を概算払で交付していたにもかかわらず、第3回目の補助金交付において、平成22年4月11日に提出された実績報告書を同年3月31日付で提出されたものとして、同日付けで補助金の額の確定を行い、同年5月21日に完了払で補助金の交付を行っていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成22年度実施分からは、具体的な数値を盛り込むなど、事業の成果が具体的に把握できるよう指導を行い、改善を図った。(各種大会の順位、タイム等の成績を記載の上、成果分析を説明)</p> <p>○ 平成22年度実施分からは、指導者の業務時間が確認できるような書類を整備するよう指導、書類の確認を行い、改善を図った。</p> <p>○ 平成22年度実施分については、補助金を全額概算払で支払い、補助金交付要綱の規定により、実績報告書を4月10日までに提出させることで、日程的に無理のない事務処理を行った。</p> |

|                        | 交付年月日          | 交 付 額      |
|------------------------|----------------|------------|
| 第1回目<br>補助金交付<br>(概算払) | 平成21年<br>7月28日 | 7,000,000円 |
| 第2回目<br>補助金交付<br>(概算払) | 平成21年<br>12月8日 | 5,309,500円 |
| 第3回目<br>補助金交付<br>(完了払) | 平成22年<br>5月21日 | 1,227,500円 |

※さがんアスリートジュニアサポート  
事業補助金交付要綱

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度3月31日又は事業完了後1ヶ月以内のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、補助金が全額概算払で支払われた場合は、翌年度4月10日までとする。

第9条 この交付金は、知事が必要と認めた場合は、概算払で交付することができるものとする。

② 平成22年3月31日付けで行った補助金変更交付決定通知において、補助事業に要する経費については、変更承認申請書に正当な額が記載されていたにもかかわらず、誤った額で通知していた。

(正)

補助事業に要する経費

13,539,912円

(うち今回減少額

460,088円)

※自主財源2,912円

含んだ額

○ 今後このようなことがないように、チェックを強化するなど、再発防止を行う。



(誤)

補助事業に要する経費

13,537,000円

(うち今回減少額

463,000円)

(3) 交付先の事務処理体制を勘案した上で、補助金を交付されたい。

団体の財務処理が、杜撰になっていた。補助金の交付に当たっては、交付先の事務処理体制も勘案した上で、行われたい。

<佐賀県バレーボール協会関係>

(1) 補助事業成果の継承に当たって、改善を要するものがあった。

専門的知識を持つトレーナーに指導を受けたとされているが、何を学ばれているか、どのような指導を受けているか一切の記録がなかった。指導の成果が継承できるよう報告様式を定められたい。

(2) 補助金の交付事務について、適正でないものがあった。

平成22年4月に入ってから提出された実績報告書を、同年3月31日に、協会から県へ提出されたように書き直す等不適正な事務処理がなされていた。

(3) 補助事業の進行管理について、適正でないものがあった。

補助金交付要綱で、「知事は、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。」と規定しているが、補助事業等の遂行の状況についての確認が十分でなく、当初に計画していた指導者育成費(指導者派遣研修)及び選手強化費(指導者招聘)の600,000円の事業が、実

○ 当該団体が組織として適切な会計処理を行うよう指示し、事務処理については、県においても随時丁寧な指導を行う。

○ トレーナーの業務内容が確認できるよう書類整備を行うとともに、監督へは確実に実績確認を行うよう指導し、改善を図った。

○ 平成22年度実施分については、補助金を全額概算払で支払い、補助金交付要綱の規定により、実績報告書を4月10日までに提出させることで、日程的に無理のない事務処理を行った。

○ 事業計画の変更が生じた場合には、速やかに報告するとともに、変更承認申請書を提出するよう指導を行った。

施されていなかった。

事業計画に変更が生じた時点（7月）で、補助事業者から補助事業等の報告を求め、事業内容等の変更指示を行うべきであった。

<佐賀県ラグビーフットボール協会関係>

（1）補助事業について、関係団体との調整不足など不十分な処理があった。

県ラグビーフットボール協会会長の話では、「一番最初話があったのは、高校に話がいきっており、ラグビー協会に話はきていなくて、協会は関係ないという感覚であった。したがって、初年度は、計画にも、決算書にも上げていなかった。2年度目に監査の指摘を受けられ、県からラグビー協会に受け皿になってくれとのことだった。前年度総会で予算にも載せていない、それをどうするかということで、総会前の役員会で、事業計画になかった事業を受けざるを得なくなったと理事の方に承認をお願いし、決算書の中に、アスリート事業の県補助金ということで、入れさせていただいた。」とのことであった。

県ラグビーフットボール協会の中で、高校のラグビーがどう位置付けられ、どんな支援が得られるのかを適切に把握した上で、事業実施すべきであった。

（2）領収書記載の出張日について、誤っているものがあった。

指導者派遣研修で、1名が平成21年8月11日～17日に早稲田大学菅平グラウンド（長野県上田市）に出張しているが、領収書記載の出張日の日付は同年8月7日～11日となっており誤っていた。実際に出張した日を書類上、明らかにすべきであった。

○ 今後はこのようなことがないように、事業実施主体と事前調整を十分に行い、事業主体の状況等を十分把握した上で事業を組み立てる。

○ 当該領収書の不適切箇所の補正を行うとともに、証拠書類の確認・整理を適切に行うよう指導し、改善を図った。

< 社団法人佐賀県サッカー協会関係 >

(1) 補助事業について、関係団体との調整不足など不十分な処理があった。

当補助事業は、平成20年度から開始されているが、平成19年度末頃に、県サッカー協会事務局に当補助事業の説明があっており、その後、県サッカー協会関係者で協議が行われたが、当補助金の対象先や利用方法等について結論が出ず、平成20年度の当補助金は、県サッカー協会としては辞退された。

平成21年度は、県サッカー協会でも検討し、対象校2校が決定され、当補助金は、平成21年3月の総会で、県サッカー協会として事業申請することが提案、承認され、決算も、平成22年6月の総会で議案として報告されている。なお、県サッカー協会は、公益法人で、補助金は不特定多数のチームへの配分を基本とすることや、(財)日本サッカー協会との関係等があり、当補助金は、通常の一般会計とは別の特別の事業として審議され了承されている。

県サッカー協会に、会計上無理を強いているところもあり、県サッカー協会の中で、高校サッカーがどう位置付けられ、どんな支援が得られるのかを、適切に把握した上で、支援方法等も含め検討し、事業実施すべきであった。

○ 今後はこのようなことがないように、事業実施主体と事前調整を十分に行い、事業主体の状況等を十分把握した上で事業を組み立てる。

| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人佐賀龍谷学園ほか73団体  |
|--|---|
| 所 管 課  | こ ども 未 来 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の変更承認申請時の誤りで、補助金が過少に交付決定されているものがあつた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助の対象となる本務教員について、学校法人から提出される名簿及び給与台帳を確認し、疑問が生じた場合</p> |

補助金交付要綱で補助金額の算定は、均等割、園児数割、経費割、調整割となっている。そして、経費割については、「本務教員の当該年度における勤務期間により按分（幼稚園教諭免許を保有し、常勤雇用であり私学共済等に加入している者。ただし、園長は除く。）」となっているが、当初申請時点の本務教員（17人）の中から年度途中で園長に昇格したことから、変更承認申請時点で本務教員数の算定を誤り補助金交付申請額が過少となっていた。

補助事業者に不利益とならないよう補助金交付事務の審査を徹底されたい。

【経費割分】

正当な補助金交付申請額（A）

16,632,000円

実際の補助金交付申請額（B）

15,624,000円

過少交付となった補助金額（A-B）

1,008,000円

(2) 実績報告書の記載内容で、不十分なものがあつた。

「事業概要およびその成果」の欄には、「人格の育成と能力の開発に努めてまいりました」「日々の保育に努めました」とのみ記載されていた。

所管課においては、実績報告の審査を徹底されたい。

(3) 補助金の額の確定が、なされていなかった。

平成21年度補助金の額の確定が、監査日現在行われていなかった。

実績報告書提出日

平成22年4月30日付け

額の確定年月日

未了

(平成22年10月8日現在)

は、補助事業者と連絡を密にし、現状の把握を確実に行ったうえで、補助金の交付を行うこととした。

○ 実績報告書の記載事項について、内容審査を徹底することとし、不備があれば、修正を求めることとした。

○ 平成23年3月31日に、補助金の額の確定を行った。

(4) 補助金の変更承認事務で、遅延しているものがあった。

団体は、変更承認申請書を平成22年2月26日付けで提出していたが、所管課が同年3月15日付けと書き直していた。

変更交付決定通知は、平成22年3月15日付けとされているが、団体の收受日は同年4月14日であった。

(5) 実績報告書で、期限を過ぎて提出されていたものがあった。

補助金交付要綱に定める提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている実績報告書を期限後に受理していた。

・提出期限

平成22年4月30日

・実績報告書の日付

平成22年4月30日

・実際の提出日

平成22年5月11日以降

(団体内部の提出日は、

同年5月11日付け)

(6) 交付決定に当たって、不要な条件が付されていた。

補助金の交付団体が、学校法人であるにもかかわらず、補助金交付決定に当たって、学校法人化措置状況報告書の提出を求めるような条件を付していた。

○ 交付決定事務を速やかに行うこととする。

○ 補助金交付要綱に基づき、4月30日の提出期限を遵守するよう指導の徹底を行う。

○ 補助事業者に応じた条件内容となるよう、補助金交付決定通知書を見直した。

| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人光薫学園ほか34団体   |
|--|--|
| 所 管 課  | こ ども 未 来 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。<br/>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の内容について、適正でないものがあった。<br/>補助金交付申請時には、補助対象人件費の確認のため「障害児担当教職員に関する調書」を添付させているが、事業実績報告書には添付するよう規定してなかった。同調書に記載された給料年額は、補助対象経費の根拠を示したものであり、実績報告書の審査を行う上で不可欠であることから、提出させ、厳格な審査を実施されたい。</p> <p>(3) 補助金申請書の審査で、不十分なものがあった。<br/>平成21年度佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付申請書で、未記載や記載誤りがあった。所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児の年齢及び生年月日について、記載誤りがあった。</li> <li>・ 障害区分の判定資料区分について、記載誤りがあり、また、判定の基礎となった資料名が未記載であった。</li> </ul> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成22年度については、別紙にて「事業の効果」を提出させることとした。今後、交付要綱を改正し、様式を改めることとする。</p> <p>○ 平成22年度については、「障害児担当教職員に関する調書(実績)」を提出させることとした。今後、交付要綱を改正し、実績報告書に「障害児担当教職員に関する調書」を添付させることとする。</p> <p>○ 補助金交付申請書の記載事項の審査の徹底を図る。</p> |

- ・収支予算書について、園児納付金の額並びに補助対象人件費の額、積算基礎及び教育管理費の額に、誤りがあった。

(4) 実績報告書の記載の審査で、不十分なものがあった。

平成21年度佐賀県私立幼稚園特別支援教育事業実績報告書添付の収支決算書が実績額ではなく、補助金申請書添付の収支予算書と同じ内容で記載されていたにもかかわらず、受理し、補助金の額の確定を行っていた。所管課においては、審査を徹底されたい。

<事例>

(実績)

収入の部及び支出の部の計  
6, 206, 932円

(報告)

収入の部及び支出の部の計  
7, 871, 981円

(5) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。

補助事業者からは、補助金交付要綱規定の補助単価784,000円(限度額)により算定した補助金額で、交付要綱規定の提出期限(平成22年1月末日)までに交付申請されていた。所管課は、県補助金の財源である国庫補助金の減額に伴い、平成22年3月3日に交付決定の補助単価を766,000円とすることとしたが、本来、交付申請額は、そのまま、減額となった交付決定額により通知すべきところ、申請額を交付決定額に合わせるよう依頼し、必要のない申請書の差し替えを行わせていた。

<事例>

平成22年1月29日提出の申請

○ 実績報告書の記載事項の審査の徹底を図る。

○ 交付申請書提出後に国の補助単価の減額があったものであるが、このようなケースでは、今後は、交付申請書はそのまま減額となった額で交付決定を行うなど事務処理の簡素化を図る。

書に記載されていた交付申請額  
 6, 272, 000円（8名分）  
 平成22年3月3日に依頼して  
 差し替えさせた交付申請額  
 6, 128, 000円（8名分）

※佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金  
 交付要綱  
 第4条 補助金の交付の対象経費及びこれ  
 に対する補助金額は、次表のとおりとす  
 る。

| 補助対象経費  | 補助金額  |
|---|---|
| 障害児の教育の<br>ために必要な人件<br>費（役員報酬及び退<br>職金支出を除く。）<br>及び教育管理経費 | 定額補助とし、1<br>園あたりの障害児<br>数が1人の幼稚園<br>にあつては幼児1<br>人あたり392千<br>円、1園あたりの障<br>害児数が2人以上<br>の幼稚園にあつて<br>は幼児1人あたり<br>784千円を <u>限度</u><br>とする。 |

(6) 補助金の額の確定が遅れ、出納整  
理期間後に行われているものがあつ  
た。

実績報告書提出日：  
 平成22年4月30日  
 補助金の額の確定日：  
 平成22年6月 3日

○ 適切な事務処理を行うこととする。

| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人鍋島学園ほか71団体   |
|--|--|
| 所 管 課  | こ ども 未 来 課   |
| (監査の結果)<br><br>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業<br>費補助金関係】<br>(1) 補助金の交付決定時期で、検討を<br>要するものがあつた。<br>この補助事業は、財源として国庫 | (措置の内容)<br><br>○ 補助事業の効果の早期発現のため、<br>早期支払いに努めたいが、国の交付<br>決定前に国庫補助事業の一般財源相当 |



補助金を受けていることから、国からの交付内定通知（平成22年3月）後に、県の補助金交付決定がなされているため、補助金の交付が遅れていた。

補助事業を効果的に機能させ、補助事業者の負担軽減を図る上からも、国の通知を待たずに、県費相当額の補助金交付決定を行い、補助金の早期支払いができるよう検討されたい。

(2) 補助金の額の確定が、なされていなかった。

平成21年度補助金の額の確定が、監査日現在行われていなかった。

額の確定は速やかに（出納整理期間末までに）行われたい。

実績報告書提出日

平成22年4月23日

額の確定年月日

未了

（平成22年11月10日現在）

(3) 補助対象経費となる教材費の基準を明確にされたい。

新栄幼稚園の砂（1.5m<sup>3</sup>）代が、全額、佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の補助対象とされていたが、幼稚園の通常保育時にも使用されるものであるため、補助対象経費の計上基準を検討されたい。

分のみを交付決定することは、当該補助金が一般財源まで含めて補助事業として議会の承認を受けており、国の交付決定がない場合のリスクを考えると、困難と思われる。

○ 平成23年3月31日に、補助金の額の確定を行った。

○ 補助対象経費について、実施要領の記載がわかりにくい表現となっているので、具体的に例示して通知を行いたい。

| 監 査 対 象 機 関  | 学校法人佐賀龍谷学園ほか7団体                                     |
|--|---|
| 所 管 課  | こ ども 未 来 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助金交付要綱を改正し、様式を改めることとする。</p> |

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の額の確定が遅れ、出納整理期間後に行われているものがあった。</p> <p>実績報告書提出日：<br/>平成22年4月30日</p> <p>補助金の額の確定日：<br/>平成22年6月28日</p> | <p>○ 適切な事務処理を行うこととする。</p> |
|--|---------------------------|

| 監 査 対 象 機 関  | 「家族だんらん県民運動」みんなで食卓推進委員会  |
|--|--|
| 所 管 課  | くらしの安全安心課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【家族だんらん県民運動みんなで食卓推進委員会負担金関係】</b></p> <p>(1) 支出科目に、検討を要するものがあった。</p> <p>当推進委員会の事業としては、所管課の説明によれば、企業・団体からの協賛金を使った12回の啓発、県負担金3,000,000円による3回の啓発があり、この両事業を互いが持ち寄り、効果をあげる新しいしくみの県民協働の手法として、負担金で交付したとしているが、こうした手法で取り組むことが、推進委員会の理事会資料等では不明確であった。また、県の3回分の啓発分は県負担金のみで実施されており、県啓発分としては、委託料の業務内容であり、負担金の支出科目でよかったかについて疑義がある。県啓発分の実施のみであるならば、</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 県としては当推進委員会の事業は、企業・団体からの協賛金を使った12回の啓発、県負担金3百万円による3回の啓発があり、この両事業を互いが持ち寄り、効果をあげる新しいしくみの県民協働の手法として、負担金で交付したものである。</p> <p>しかし、結果的に県啓発事業は、委託料の業務内容といえる内容であり、支出科目は負担金だけでなく、委託料として検討する必要があると考えられる。</p> <p>今後、類似の例があった場合は、事業内容にあった適正な科目で支出してまいりたい。</p> |

支出科目は負担金以外で検討すべきであった。

| 監 査 対 象 機 関  | 相賀区自治会ほか1団体   |
|--|---|
| 所 管 課  | 循 環 型 社 会 推 進 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市湊地区地域振興特別助成金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>「事業の成果」の欄については、補助金交付申請書に記載の「事業の目的及び効果」と同じ内容が記載されており、事業成果が記載されていなかった。</p> <p>所管課においては、実績報告書の審査を徹底されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助事業完了後の実績報告書の審査を徹底するとともに、事業実績を適正に把握することとする。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 有限会社鳥栖環境開発総合センター<br>ほか1団体  |
|--|--|
| 所 管 課  | 循 環 型 社 会 推 進 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付決定通知書の補助金の交付条件の記載について、不十分なものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第11条の補助金の交付に関する条件に、4項目の条件が規定されているが、補助金交付決定通知には、そのうち3項目が記載されており、条件のうち、「出勤簿、賃金台帳、労働者名簿を整備していること。」という条件が、記載されていなかった。雇用者数は、補助金額の算定基礎となるものでもあり、交付決定通知書に、補助金の交付の条件として記載されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘のとおり、補助事業の交付決定通知において、すべての交付条件を記載するよう見直しを図った。</p> <p>なお、平成22年度より、本事業の補助金交付要綱を見直し、本事業の採択要件のうち「新規雇用」を削除したことから、改正補助金交付要綱第11条のとおり補助金の交付に関する条件のうち、「出勤簿、賃金台帳、労働者名簿を整備していること。」の記載を不要としている。</p> |

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 |          |        |       |        |       |       |       |        |       |       |        |        |        |        |       |  |
|---|------------------|----------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--|
| 所 管 課   | 地 域 福 祉 課        |          |        |       |        |       |       |       |        |       |       |        |        |        |        |       |  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>県の補助金交付事務が遅れ、また、9月議会で予算額の補正（県派遣職員1名増）があつたこともあり、県から協議会への補助基準額等の通知が、9月議会後の平成21年10月19日となつた。このため、県への補助金交付申請や補助金交付決定も遅れていた。当補助事業は、県単補助事業で、補助対象は、ほとんどが人件費であり、必要な時期に補助金が交付できるよう、内示通知に当たる補助基準額等の通知は、年度当初に、速やかに実施し、予算額の補正等がある場合は、補助金の変更手続きで対応されたい。</p> <table border="1" data-bbox="193 1285 783 1503"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額等通知</th> <th>交付申請日</th> <th>交付決定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5月25日</td> <td>5月28日</td> <td>6月11日</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>9月22日</td> <td>9月30日</td> <td>10月16日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>10月19日</td> <td>10月22日</td> <td>11月6日</td> </tr> </tbody> </table> |                  | 補助基準額等通知 | 交付申請日  | 交付決定日 | 平成19年度 | 5月25日 | 5月28日 | 6月11日 | 平成20年度 | 9月22日 | 9月30日 | 10月16日 | 平成21年度 | 10月19日 | 10月22日 | 11月6日 | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助基準額等の通知は、年度当初に、速やかに実施する。</p> |
|   | 補助基準額等通知         | 交付申請日    | 交付決定日  |       |        |       |       |       |        |       |       |        |        |        |        |       |  |
| 平成19年度  | 5月25日            | 5月28日    | 6月11日  |       |        |       |       |       |        |       |       |        |        |        |        |       |  |
| 平成20年度  | 9月22日            | 9月30日    | 10月16日 |       |        |       |       |       |        |       |       |        |        |        |        |       |  |
| 平成21年度  | 10月19日           | 10月22日   | 11月6日  |       |        |       |       |       |        |       |       |        |        |        |        |       |  |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会                                  |
| 所 管 課  | 地 域 福 祉 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金（地域福祉増進事業費及び住宅・生活支援対策事業費）関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付事務で、適正でないものがあつた。</p> <p>平成21年4月から事業を開始</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金の早期交付、早期支払いを実施することとする。</p> |

されているにもかかわらず、補助金が、平成22年1月27日及び同年3月31日に交付されていた。

補助事業を効果的に機能させ、補助事業者の負担軽減を図る上からも、補助金の早期支払いができるよう検討されたい。

| 交付<br>の状況 | 交付<br>年月日      | 交付金額（円）       |
|-----------|----------------|---------------|
| 1回目       | 平成22年<br>1月27日 | 1,007,610,000 |
| 2回目       | 平成22年<br>3月31日 | 32,758,000    |

(2) 補助金の返還通知が、なされていなかった。

平成22年4月30日付けで実績報告書が提出され、411,153円の返還が必要であるにもかかわらず、補助金の額の確定が未済で、返還事務がなされていなかった。

(3) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。

佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。

(4) 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。

補助金交付要綱に定める提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている実績報告書を、期限後に受理していた。

・提出期限

平成22年4月30日

○ 国庫補助金の額の確定通知を受けて、県補助金の額の確定を行うとともに、補助金返還事務を行った。

県補助金の額の確定年月日

平成23年2月 2日

県補助金の返還年月日

平成23年2月10日

○ 交付要綱に、事業の効果に記載するように規定した。

○ 今後、提出期限等は、遵守するよう指導する。

- ・実績報告書の日付  
平成22年4月30日
- ・実際の提出日  
平成22年6月 8日

(5) 補助金交付事務の標準処理期間短縮について、検討されたい。

補助金交付要綱には、補助金の交付申請が到達してから交付決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は90日とされているが、要綱上求められている書類から判断して90日も要するとは考えられない。

また、補助金の中には、多額の人件費も含まれており、標準処理期間の短縮について検討されたい。

(6) 緊急小口資金の貸付が、実施されていなかった。

生活福祉資金貸付事業の貸付原資を補助金として交付しているが、その事業メニューの一つである「緊急小口資金」の貸付が、実施されていなかった。

(7) 貸付実績が、あがっていなかった。

生活福祉資金貸付のために補助金が交付されているが、貸付の実績があがっていないので、補助事業の目的が達成されるよう団体を指導されたい。

○ 補助金交付事務の標準処理期間については、短縮する。

○ 平成22年11月から導入した。

○ 制度見直し等もあり、平成21年度は、73件、約3,500万円を貸し付けた。

今後も、適正な貸し付けを要請していく。

| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会   |
|--|--|
| 所 管 課  | 地 域 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県福祉施設経営指導事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>県の補助金交付事務が遅れ、県</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成22年度は、事業の見直しを行い、廃止した。</p> <p>人件費を伴う補助金については、</p> |

から協議会への補助限度額の通知が平成21年6月30日となっていた。このため、県への補助金交付申請や補助金交付決定も遅れていた。当補助事業は、県単独補助事業で、補助対象は、ほとんどが人件費であり、必要な時期に補助金が交付できるよう、内示通知に当たる補助限度額の通知は、年度当初に速やかに実施されたい。

補助限度額通知日

平成21年6月30日

交付申請日

平成21年7月21日

交付決定日

平成21年8月 5日

(2) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。

佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。

適正な交付を行うこととする。

○ 平成22年度は、事業の見直しを行い、廃止した。

今後は、適正な交付要綱を制定する。

| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人済昭園   |
|--|---|
| 所 管 課  | 母 子 保 健 福 祉 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県児童養護施設整備費補助金関係】</b></p> <p>(1) 児童養護施設整備費補助金で、交付要綱どおりに事業が実施されていないものがあった。</p> <p>補助金交付額の算定は、「対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額と、補助基準額により算出された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内の額を</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、事業実施に当たっては、事業の実情に応じた要綱に改正し、適正な事務処理を行う。</p> |

交付額とする。」となっているが、実態は、比較して少ない方の額に2分の1を県単独で加算して得た額の範囲内で予算化され、交付されていた。

補助金交付要綱どおりの事業実施（予算化）をするか、実情に応じた要綱に見直されたい。

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人聖母の騎士会ほか7団体  |
|---|--|
| 所 管 課   | 母 子 保 健 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る指導不足で、補助金申請をなされていないものがあった。</p> <p>この補助事業の財源の大半は、経済対策として造成された安心こども基金であり、基金の趣旨から、補助要件に合致するものについては、最大限、補助制度を活用すべきであったが、所管課の補助事業者に対する指導が十分でなかったため、冷凍庫及び製氷機の整備において、本来補助対象経費となる電気・配管工事費（281,768円）について、補助金申請がなされていなかった。所管課は、補助金申請が適切に行われ、安心こども基金が有効に活用されるよう、指導を徹底されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、事業実施に当たっては、補助金申請が適切に行われるよう事業者に対する指導を徹底する。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人麗風会ほか22団体   |
|--|---|
| 所 管 課  | 長 寿 社 会 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の改正を行い、事業の効果について補助金交付申請書及び実績報告書に</p> |



17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。

記載するよう規定した。

(2) 補助対象経費でないもので、事務費対象経費として算入されているものがあつた。

○ 説明会開催時に、指導を行った。また、補助対象となる事務費が総事業費のうちどの科目から算出されているのか明確になるよう様式を改めることで、算入誤りがないよう注意を促すこととした。

補助金額に影響はないものの、補助対象経費でないものが事務費対象経費に算入されていた。所管課は指導を徹底されたい。

(事例)

- ・平成20年度の佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金の返納金 301,000円
- ・親睦会賛助金 5,200円

| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人松風会ほか1団体  |
|--|---|
| 所 管 課  | 長 寿 社 会 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>設置者の総事業費や工事事務費の支出済事業費の記載が、誤っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の総事業費の記載誤り<br/>(正) 408,457,500円<br/>(誤) 342,457,500円<br/>(解体費除く)</li> <li>・工事事務費の記載誤り<br/>(正) 25,200,000円<br/>(誤) 25,600,000円</li> </ul> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 社会福祉法人松風会は、唐津市営だった老人福祉施設の移譲を受けて、養護老人ホームを運営している。指摘の件は、養護老人ホームを隣接地に建て替えるに当たり、旧養護老人ホームの解体費用を施設整備の総事業費に含めて申請していたものを実績報告時には、解体費が佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助の対象外であること、解体の事業年度が新施設の整備年度の翌年度であること及び解体費が法人自己負担のみで行うことから総事業費から除いて報告していたものである。</p> <p>老人福祉施設等施設整備費補助金額には影響ないものではあるが、今後、実績報告書の審査には十分注意を払い</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>事務を遂行したい。</p> <p>また、工事事務費の記載誤りを見逃<br/>ごすことなく審査する。</p> |
|--|--|

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人麗風会ほか9団体  |
|---|---|
| 所 管 課   | 長 寿 社 会 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>平成21年度9月議会で予算計上され、所管課の補助金内示が、平成21年11月18日付け、補助金交付決定が、平成21年12月17日付け、また、指令前着手承認が平成21年12月10日付けであり、施工期間が限られている中、設計監理費については、平成21年12月8日付けの補助金申請書及び平成22年2月18日付けの補助金変更申請書では、補助対象経費となっていたが、県の完了検査時に、指令前着手承認前の着手等として補助対象外と指摘され、平成22年3月25日の補助金変更申請では補助対象外経費とされていた。補助対象者に、当初申請時から、指令前着手承認や補助対象の考え方、指令前着手申請日等について、十分に指導すべきであつた。</p> <p>(2) 補助事業者への指導が不十分で、補助事業者に不利益を与えているものがあつた。</p> <p>補助金の内示事務（平成21年11月18日）が遅れ、補助金交付申請及び交付決定が遅れたことか</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該補助事業は、平成21年度の補正予算で成立した新規事業であるが、補助事業者が補助金事業に不慣れであり、県側の説明や指導が十分に理解してもらえない部分もあつた。</p> <p>補助金事業の説明・指導については注力して行っていたところであるが、今後は、更なる充実を図る。</p> <p>○ 指令前着手の承認申請に当たっては、承認前に設計業務を発注しないよう繰り返し指導を行っていたところであるが、こちらの指導内容を理解してもらえず指令前着手承認前に設計監理業務を発注した事業者があつた</p> |

ら、年度内の事業完了に向けて補助事業者は、事業の指令前着手承認申請書を知事に提出した。(申請日空欄)

県は、事業着手日を確認しないまま、工事の入札日を事業開始承認日としたことから、補助事業の対象経費である事業執行に伴う工事事務費(設計・施工監理費)が、補助対象外とされていた。

県は、指令前着手承認申請書が提出された時点で、事業着手日を確認の上指令前着手承認日を決定すべきであった。

また、補助事業者は、指令前着手承認申請書を提出したことから、工事事務費も、補助対象と理解していたが、県の完了検査(平成22年3月29日)時に、事業開始日(承認)前の設計委託料については、補助対象外として変更申請するよう県の指示を受け、処理されていた。さらに、補助事業者の設計・監理委託契約書が業務に応じた設計業務、監理業務ごとの請負額となっていなかったことから、監理委託料に相当する部分まで補助対象外として処理されていた。

ため、その部分については補助対象外と判断せざるを得なかった。

また、この場合にあっても、設計監理業務のうち監理業務については補助対象とすることが可能な場合がある旨説明を行い、監理業務に係る書類の提出を求めたところであるが、事業者側から当該書類を準備できないため、監理業務に係る補助金は要求しない旨の申し出があったので、補助事業の対象経費としなかったところである。

| 監 査 対 象 機 関  | 特定非営利活動法人福祉コミュニティエルほか4団体   |
|--|--|
| 所 管 課  | 障 害 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業補助金(グループホーム等改修事業)関係】</p> <p>(1) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業者に、事業を実施した平成21年度の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の課税事業者になっているかどうかを確認したところ、課税事業者ではないとのことであった。</p> |

補助金交付要綱では、「消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額確定した場合」に、この仕入控除税額の報告を求めており、申告が不要な場合については仕入税額が発生しないため仕入控除税額の報告を求めていない。

(2) 補助金の交付事務が、遅延していた。

国の県に対する国庫補助内示

平成21年 7月22日

工事着手

平成21年 8月23日

工事完成

平成21年11月30日

事業開始

平成21年12月 1日

県から団体への交付申請書提出  
期限の通知

平成21年12月15日

(提出期限：平成22年3月15日)

団体から県への交付申請書の提出

平成22年 2月 1日

県から団体への交付決定の通知

平成22年 3月25日

県から団体への補助金額の確定の  
通知

平成22年 3月31日

(3) 補助金の審査事務について、適正でないものがあった。

補助金交付申請書や実績報告書で、記載の不備、記載誤り及び添付書類の不足があるにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理し、補助金交付決定や補助金の額の確定を行っていた。

(補助金交付申請書の記載の不備の例)

補助金交付要綱で規定の敷地の所有関係が記載されていなかった。

○ 国からの内示後、団体からは交付申請書が提出されていたが、国からの交付決定が、平成22年3月16日であったため、債権が確定せず、補助金の交付ができなかった。しかしながら、国からの交付決定通知後は、速やかに処理を行っている。

国からの交付決定通知後は、速やかに団体への交付決定を行っており、県の事務処理が遅れたものではない。

○ 指摘のとおり、記載の不備や記載誤り等に気付かず、事務処理を進めていたが、今後は、このようなことがないように適正な事務処理を行う。

(実績報告書の記載の不備の例)

補助金交付要綱で規定の事業効果及び敷地の所有関係が記載されていなかった。

(実績報告書記載内容の誤りの例)

補助金交付要綱で規定の精算書に記載誤りがあった。

| 区分            | 実績報告額<br>(誤) | 正当額        |
|---------------|--------------|------------|
| 対象経費の<br>実支出額 | 7,300,000円   | 7,168,569円 |

(添付書類の漏れの例)

- ① 補助金交付申請の際の事業計画書に、工事費費目別内訳書が添付されていなかった。
- ② 実績報告書に、抵当権の設定を証明する書類（登記簿の写し等）が添付されていなかった。

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人たちばな会ほか1団体   |
|---|--|
| 所 管 課   | 障 害 福 祉 課  |
| (監査の結果)<br><br>【佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助金関係】<br>(1) 補助金交付要綱に、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除規定が、設けられていなかった。 | (措置の内容)<br><br>○ 指摘を受けて、平成21～22年度にこの事業による補助金を受けた4団体に確認したところ、3団体が消費税及び地方消費税の課税事業者であり、仮に仕入控除税額の報告規定があったとすれば報告の必要があったが、消費税等の仕入税額控除に伴う補助金の返還が生じるような事例はなかった。<br><br>この事業は、平成22年度で終了しているが、今後、新たに補助金交付要綱を作成する際には、このような規定漏れがないように、他の補助金交付要綱を十分に参照する。 |

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人たちばな会ほか60団体  |
|---|--|
| 所 管 課   | 障 害 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金関係】</b></p> <p>(1) 助成金の交付決定が、遅延していた。</p> <p>平成21年10月に、助成金交付申請書が提出されたものに対し、事務処理が遅れ、平成22年3月に、助成金の交付決定を行っていた。</p> <p>また、佐賀県補助金等交付規則第4条第3項で、「知事は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。」と規定されているが、標準的な期間について、助成金交付要綱に規定されていなかった。</p> <p>(2) 助成金交付要綱の内容について、適正でないものがあつた。</p> <p>助成金交付要綱第8条規定の助成金交付申請の様式で、助成金の額は、報酬等の総額にサービス毎に定められた交付率を乗じて得た額（基準額）と対象経費（賃金改善額）のいずれか低い額とするよう規定しているが、同交付要綱第7条では、交付額は、報酬等の総額に交付率を乗じて得た額とだけ規定していた。本来の取扱いどおりに、助成金交付要綱第7条の規定を改正されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の提出時期で、遅れているものがあつた。</p> <p>所管課は、助成金交付要綱で、実績報告書の提出期限を定め、助成金の交付団体に遵守を求めているにも</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付申請に対する事務処理が、遅延しないようにする。また、標準的な事務処理期間については、平成23年9月30日付けで交付要綱を改め、規定した。</p> <p>○ 助成金交付額の算定方法に関する交付要綱上の表現については、平成23年9月30日付けで交付要綱を改め、実際の取扱いどおりとなるよう規定した。</p> <p>○ 実績報告書の提出については、期限を遵守するよう補助事業者に対し指導を行う。</p> |

かかわらず、助成金の交付決定が遅れていたこともあり、期限内の日付となっている報告書を、期限後に受理していた。

所管課にあっては、助成金交付要綱の規定に基づき、実績報告書の提出期限を遵守するように団体への指導を徹底されたい。

(事例)

助成金交付申請日

平成21年10月22日

助成金交付決定日

平成22年 3月 5日

実績報告書の提出期限

平成22年 3月31日

実績報告書の文書の日付

平成22年 3月31日

実績報告書の実際の提出日

平成22年 4月28日

(4) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。

助成金交付要綱第5条で、助成金の交付対象職種が限定されているが、助成金の対象の賃金改善を実施した施設職員が対象職種に該当しているか確認されていなかった。

○ 今後、実績報告書には、助成金により賃金改善を行った職員の職種まで確認できる書類の添付を求めることとする。

| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人友悠会ほか2団体   |
|---|--|
| 所 管 課   | 障 害 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助】</b></p> <p>(1) 補助金交付事務が、遅延していた。</p> <p>平成21年8月10日に交付申請書が提出されているにもかかわらず、交付決定が平成22年1月13日になされていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成21年度の反省を踏まえ、平成22年度は、平成22年9月30日の申請書を、同年10月28日に交付決定するなど、事務の効率化に努力したところである。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p>  | <p>○ 補助事業者に、事業を実施した平成21年度の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税事業者になっているかどうかを確認したところ、課税事業者ではないとのことであった。</p> <p>補助金交付要綱では、「消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額確定した場合」に、この仕入控除税額の報告を求めており、申告が不要な場合については仕入税額が発生しないため仕入控除税額の報告を求めていない。</p> |
| <p>(3) 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出期限<br/>平成22年4月30日</li> <li>・ 実績報告書の日付<br/>平成22年4月30日</li> <li>・ 実際の提出日<br/>平成22年5月26日</li> </ul> | <p>○ (1) の措置内容と同様に、平成22年度は、平成23年4月30日に実績報告書を受け付けており、提出期限を遵守することができた。</p>   |
| <p>(4) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p>                 | <p>○ 平成23年7月1日付けで佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助金交付要綱を改正したところである。</p>  |

|   |                |
|---|----------------|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人天童会      |
| 所 管 課   | 障 害 福 祉 課      |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱の規定に、不備があった。</p> | <p>(措置の内容)</p> |



① 条項等で、整合性がとれていない箇所があった。

| 補助金交付要綱<br>記載内容  | 正当な記載  |
|--|--|
| (交付の対象経費及び補助率)<br>第2条第2項第3号<br>事業ごとに、 <u>ア</u> により選定された額と <u>イ</u> により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。 | (交付の対象経費及び補助率)<br>第2条第2項第3号<br>事業ごとに、 <u>(1)</u> により選定された額と <u>(2)</u> により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別記に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。 |
| (補助金の交付の条件)<br>第4条第1項第8号<br>第11条第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。                            | (補助金の交付の条件)<br>第4条第1項第8号<br>第8条第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。                               |

② 補助金交付要綱第4条で、「帳簿、証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。」と規定していながら、附則で「この要綱は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。」と規定されていた。

○ この部分は、平成21年度末の改正作業で誤りに気づき、平成22年度からの交付要綱では改正済みである。

| 平成21年度<br>交付要綱   | 平成22年度<br>交付要綱  |
|--|---|
| (交付の対象経費及び補助率)<br>第2条第2項第3号<br>事業ごとに、 <u>ア</u> により選定された額と <u>イ</u> により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。 | (交付の対象経費及び補助率)<br>第2条第2項第3号<br>事業ごとに、 <u>第1号</u> により選定された額と <u>前号</u> により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別記の1 (1) 及び2 (1) に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を補助金額とする。 |
| (補助金の交付の条件)<br>第4条第1項第8号<br>第11条第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。                            | (補助金の交付の条件)<br>第4条第1項第8号<br><u>省令</u> で定める期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。   |

(注) 省令とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号) のこと。

○ 附則の「この要綱は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。」は、既に交付決定を行った補助金や、当該補助金の交付の条件についてまで効力を失わせる趣旨ではないが、誤解を招くことがないように、その旨、補助金の交付決定を受けた法人に通知した。

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 補助金の審査事務で、不十分なものがあつた。<br/>補助金の交付申請、変更承認申請及び実績報告書に記載の延べ面積に、誤りがあつた。確認（審査）を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> | <p>○ 事業計画・実績の主要部分に係る記載誤りの確認（審査）漏れであり、結果として補助金額に影響はなかったものの、今後は、このようなことがないように、確認（審査）を徹底する。</p> <p>○ 指摘のあつた補助事業の補助事業者（社会福祉法人天童会）に、事業を実施した平成21年度の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税事業者になっているかどうかを確認したところ、課税事業者ではないとのことであつた。<br/>補助金交付要綱では、「消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に、この仕入控除税額の報告を求めており、申告が不要な場合については仕入控除税額が発生しないため仕入控除税額の報告を求めている。<br/>このように、消費税等の申告が不要で仕入控除税額が発生しないことが明らかかなケースにおいては、今後も、この報告書の提出は不要として取り扱うこととする。</p> |
|--|---|

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀大学医学部附属病院ほか1団体  |
|---|---|
| 所 管 課   | 地 域 医 療 体 制 整 備 室   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県ICT医療連携推進設備整備費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業が、遅延していた。<br/>補助金交付決定が、平成22年3月23日になされ、システムの導入が同年3月末となっていた。補助金の効果が、早期に発現できるよう事務を改善されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成21年度1月補正予算で遠隔診断機能システム整備補助を事業に追加したが、その際、申請者内部での検討に時間を要したために大幅に遅れたものである。<br/>今後は、事業計画を適正に管理し、遅延が発生しないようにする。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(2) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の内容で、不備なものがあった。<br/>補助金変更承認申請書（様式第2号）には、「経費の配分を変更」する場合について記載されているが、補助金交付要綱本文には、「経費の配分を変更」する場合に承認申請が必要だとは記載されていなかった。</p> <p>(4) 補助金の額の確定通知が、遅延していた。<br/>確定の日付が、平成22年3月31日付とされていたが、当該文書を施行したのは平成22年5月21日であった。</p> | <p>○ 明らかに消費税対象外の事業者であったため報告書を取らなかったものである。<br/>今後は、交付要綱を精査し、不必要な報告の徴取とならない様、除外規定を設ける。</p> <p>○ 交付要綱の内容と申請様式の整合性がとれていなかったものである。<br/>今後は、交付要綱等の内容について十分な精査を行う。</p> <p>○ 平成21年度1月補正予算で遠隔診断機能システム整備補助を事業に追加したが、その際、申請者内部での検討に時間を要し、補助事業の事務作業が大幅に遅れ、交付額の確定が遅延してしまいましたが、単年度事業であるため、年度末の日付で通知したものである。<br/>今後は、事業計画を適正に管理し、遅延が発生しないようにする。</p> |
|---|--|

| 監 査 対 象 機 関<br>所 管 課  | 株式会社日立物流<br>企 業 立 地 課   |
|---|---|
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県物流施設立地促進補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。<br/>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を改正し、交付申請書及び実績報告書に事業の効果に記載するようにした。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 雇用促進奨励金の対象者の住所確認で、不十分なものがあつた。</p> <p>雇用促進奨励金の対象者は、採用時及び補助金申請時に、佐賀県在住の常用労働者が要件であり、常用労働者の判断は、補助金取扱要領において、雇用保険一般保険者であることをもって行うとされている。このため、採用時は、社会保険事務所の資格取得等確認通知書等で、申請時は、社会保険事務所の事業所別被保険者台帳等で確認されていたが、事業所別被保険者台帳については、住所の記載がないため、申請者から別に雇用者名簿や住所変更届等の写の提出を受け、住所の確認が行われていた。住所の確認は、申請者作成資料のみではなく、公的機関書類の写しなど、第三者との関係書類で確認すべきである。</p> | <p>○ 公的機関書類の写しなど、第三者が発行する関係書類で確認することとした。</p> |
|--|--|

| 監 査 対 象 機 関  | 美光九州株式会社ほか6団体  |
|--|--|
| 所 管 課  | 企 業 立 地 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県工場等立地促進補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 雇用促進奨励金の対象者の住所確認で、不十分なものがあつた。</p> <p>雇用促進奨励金の対象者は、採用時及び補助金申請時に、佐賀県在住の常用労働者が要件であり、常用</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を改正し、交付申請書及び実績報告書に事業の効果に記載するようにした。</p> <p>○ 公的機関書類の写しなど、第三者が発行する関係書類で確認することとした。</p> |

労働者の判断は、補助金取扱要領において、雇用保険一般保険者であることをもって行うとされている。このため、採用時は、社会保険事務所の資格取得等確認通知書等で、申請時は、社会保険事務所の事業所別被保険者台帳等で確認されていたが、事業所別被保険者台帳については、住所の記載がないため、申請者から別に雇用保険加入者リストや通勤方法届変更書類等の写の提出を受け、住所の確認が行われていた。住所の確認は、申請者作成資料のみではなく、公的機関書類の写しなど、第三者との関係書類で確認すべきである。

| 監 査 対 象 機 関  | 職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会<br>ほか11団体   |
|--|---|
| 所 管 課  | 雇 用 労 働 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改善を要するものがあつた。</p> <p>① 補助金交付申請書、実施状況報告書及び実績報告書を2部提出するよう求めているが、1部で対応できるのであれば実態に即して改善されたい。</p> <p>② 標準処理期間を定めるよう検討されたい。</p> <p>③ 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示され</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年3月31日に交付要綱を改正し、2部提出を1部提出に変更した。</p> <p>○ 平成23年度末までに、交付要綱を改正することとしている。</p> <p>○ 平成23年度末までに、交付要綱を改正することとしている。</p> |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <p>ていたが、交付要綱では、事業の効果を記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の審査で、不十分なものがあつた。<br/>補助金変更承認申請書の変更理由が「経費の増のため」とのみ記載されていた。</p> | <p>○ 各補助事業者に申請書記載方法を通知し、指導した。</p> |
|--|-----------------------------------|

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県商工会連合会ほか28団体  |
|---|--|
| 所 管 課   | 商 工 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。<br/>実績報告書に記載誤りがあり、審査段階で把握可能であつたにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。<br/>また、商工会指導員の人件費は、補助対象経費となっているが、同指導員の活動実績の確認をなされていなかった。所管課は、審査を徹底されたい。</p> <p>実績報告書記載誤りの事例：<br/>指導旅費及び指導事務費の決算額</p> <p>(2) 補助金申請書の内容で、検討を要するものがあつた。<br/>補助金申請書の審査において、補助金交付要綱では、職員の資格取得状況の報告を求めているため、現行の補助金申請書では、補助対象職員の要件確認ができていなかった。要件審査に必要な書類の提出について検討されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書及び商工会指導員の人件費にかかる活動実績の確認など、今後、審査を徹底する。</p> <p>○ 補助金交付要綱には、「補助対象職員の変更をしたときは、すみやかに知事に届けること。」としており、届け出には新たに任命した者の履歴書を添付することとしているが、提出書類の確認ができていなかった。要件審査に必要な書類の提出について、指導を徹底する。</p> |

事例：記帳専任職員の要件の確認

(3) 補助金交付要綱の規定について、見直しを要するものがあつた。

補助対象職員の勤勉手当については、補助金交付要綱第3条別表規定の補助対象経費の一つである期末手当の一部として取り扱われていたが、交付要綱の補助対象経費の規定と事業主体の給与規程が一致しておらず、事務処理に誤りを招くおそれがあることから、事業主体の給与規程に合わせて、補助対象経費の規定を見直されたい。

(4) 補助金交付要綱に即した事務処理について、なされていないものがあつた。

補助対象経費の福利環境整備費等について、知事の承認を得ないで、事業費の変更が行われていた。所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、変更承認申請の規定を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。

知事の承認が必要であつた経費の変更の事例

福利環境整備費の補助事業に要する経費

補助金申請額

64,121,687円

実績報告額

69,871,607円

(5) 補助事業の経費の配分についての変更基準の妥当性を検討されたい。

知事の承認が必要な補助事業の変更の対象について、補助金交付要綱第11条(2)ロでは、「各経費区分ごとに配分された経費のうち、俸給、扶養手当、通勤手当、期末手

○ 平成23年3月31日付けで補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の規定を「期末手当」から「期末及び勤勉手当」に改めた。

○ 事業費の変更を行う際には、変更承認申請書を提出し、知事の承認を得るよう、団体に対し指導を徹底する。

○ 平成23年3月31日付けで補助金交付要綱を改正し、知事の承認が必要な補助事業の変更の対象を「各経費区分ごと」から「各補助事業の区分ごと」に改め、要件を緩和した。

当、役職加算、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費、福利環境整備費、記帳指導員謝金等、情報化オペレーター設置費若しくは事務局長設置に係る経費の変更又はこれらの経費区分以外の経費の30%を超える変更となっているが、各経費の項目ごとの変更まで変更申請が必要かどうかについて、他商工団体との整合性も考慮しつつ、その妥当性を検討されたい。

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県商工会連合会ほか7団体   |
|---|--|
| 所 管 課   | 商 工 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県経営支援緊急対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付申請書及び実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。<br/>提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている補助金交付申請書及び実績報告書を期限後に受理していた。</p> <p>① 補助金交付申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出期限<br/>平成21年 6月 1日</li> <li>・ 交付申請書の日付<br/>平成21年 6月 1日</li> <li>・ 実際の提出日<br/>平成21年 6月 4日</li> </ul> <p>② 補助金実績報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出期限<br/>平成22年 3月31日</li> <li>・ 実績報告書の日付<br/>平成22年 3月31日</li> <li>・ 実際の提出日</li> </ul> | <p>(措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、報告書の提出を依頼する。</li> <li>○ 補助事業者には提出期限を厳守するように指導するとともに、事務処理の適正化に取り組む。</li> </ul> |



| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県中小企業団体中央会 |             |       |            |             |             |            |             |             |   |
|--|--------------|-------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|---|
| 所 管 課  | 商 工 課        |             |       |            |             |             |            |             |             |   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県中小企業連携組織対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の内示の在り方について、検討を要するものがあった。</p> <p>中小企業連携組織対策事業費補助金については、補助対象職員の設置費に係る人件費及び人当庁費と指導事業に係る事業費補助金となっているが、内示に当たって、人件費は金額のみの内示額となっている。補助金の根拠となる職員数も含めて内示するよう検討されたい。</p> <p>また、事業費の内示については、各事業費の経費区分まで細かに内示されているが、補助金交付要綱で事業内容を示していることから、団体の自主性を尊重して各事業費総額に対する補助金内示額とするよう検討されたい。</p> <p>(2) 補助対象でないものについて、補助対象事業費に計上されているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で、補助対象経費の規定がない石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を福利厚生費の補助対象経費の一部として計上されていた。補助対象経費の取扱いについて指導を徹底されたい。</p> <p>福利厚生費</p> <table border="1" data-bbox="209 1861 783 2098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績報告額</th> <th>正 当 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助事業に要した経費</td> <td>9,919,716 円</td> <td>9,915,973 円</td> </tr> <tr> <td>中央会が支出した経費</td> <td>9,919,716 円</td> <td>9,915,973 円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分           | 実績報告額       | 正 当 額 | 補助事業に要した経費 | 9,919,716 円 | 9,915,973 円 | 中央会が支出した経費 | 9,919,716 円 | 9,915,973 円 | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年度補助金から職員数も含めて内示を行っている。</p> <p>また、事業費の内示は、各事業費の経費区分まで細かに内示することなく、各事業費総額に対する補助金内示額とした。</p> <p>○ 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金については、福利厚生費の補助対象経費には含まれないことを指導し、平成22年度の補助金検査時から徹底した。</p> |
| 区分   | 実績報告額        | 正 当 額       |       |            |             |             |            |             |             |   |
| 補助事業に要した経費   | 9,919,716 円  | 9,915,973 円 |       |            |             |             |            |             |             |   |
| 中央会が支出した経費   | 9,919,716 円  | 9,915,973 円 |       |            |             |             |            |             |             |   |

|       |             |             |
|-------|-------------|-------------|
| 補助金の額 | 4,422,000 円 | 4,422,000 円 |
| 自己負担額 | 5,497,716 円 | 5,493,973 円 |

(3) 補助金交付要綱で、見直しを要するものがあった。

財産の管理及び処分の規定で、財産の単価が5,000円以上となっているが、税法及び団体の経理規程を勘案して、単価の見直しを検討されたい。

○ 平成23年3月31日付けで補助金交付要綱を改正し、財産の管理及び処分の規定の単価を「5,000円以上」から「50,000円以上」に改めた。

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県玄海地区漁業協同組合合併推進協議会  |
|---|---|
| 所 管 課   | 生 産 者 支 援 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県玄海地区漁業協同組合合併促進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の額の確定で、適正でないものがあった。</p> <p>① 視察時の飲酒代が、補助対象経費とされているものがあった。</p> <p>② 領収書のない支出があった。</p> <p>(事例)</p> <p>合併幹事会の島根県視察研修時<br/>11,710円<br/>バス賃及び電車賃</p> <p>(2) 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <p>補助金交付要綱に定める提出期限を過ぎているにもかかわらず、期限内の日付となっている実績報告書を、期限後に受理していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限<br/>平成22年3月31日</li> <li>・実績報告書の日付<br/>平成22年3月31日</li> <li>・実際の提出日<br/>平成22年4月16日</li> </ul> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の確認が不十分であったので、今後は、実績報告書の確認を十分に行い、再発防止に取り組む。</p> <p>○ 今後、このようなことがないように補助金交付要綱を遵守する等、適正な事務処理を行う。</p> |

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県玄海漁業協同組合連合会  |
|---|---|
| 所 管 課   | 生 産 者 支 援 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県玄海地区漁業協同組合事業連携・新事業開発事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査事務で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、連携して事業を実施した漁業協同組合名の記載が誤っていたにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。</p> <p>(例)</p> <p>事業名：新規水産物流通促進モデル事業（介類集荷力強化）</p> <p>組合名</p> <p>(誤) A漁協、B漁協、C漁協、D漁協</p> <p>(正) A漁協、B漁協、C漁協、D漁協、E漁協、F漁協、G漁協</p> <p>(2) 連合会の実施要領で、見直しの必要なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条で補助金交付の条件として、佐賀県玄海漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が、玄海地区の漁業協同組合に対する補助事業を行う場合には、連合会の補助金の交付条件として、県が付した交付条件と同様の条件を付すよう規定されているが、連合会補助金の交付に係る連合会の実施要領には、それらの補助条件について規定されていなかった。実施要領に、県補助金交付要綱に基づく交付要件を明記するよう指導されたい。</p> <p>(3) 補助金の額の確定通知が、遅れていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の確認不足により、記載が誤つた実績報告書を受理していた。今後は、実績報告書の確認を十分に行い、再発防止に取り組む。</p> <p>○ 平成23年度事業の実施要領において、県補助金交付要綱に基づく交付要件を明記するよう指導を行った。</p> <p>○ 今後、このようなことがないように補助金交付要綱を遵守する等、適正な</p> |

|   |                 |
|---|-----------------|
| <p>補助金の額の確定後、補助金を支出する場合の補助金の額の確定通知は、補助金交付の会計年度末までに行うこととされたい。</p> <p>実績報告書提出日<br/>平成22年3月31日</p> <p>額の確定通知年月日<br/>平成22年4月28日</p> <p>補助金支払日（最終分）<br/>平成22年5月21日</p> | <p>事務処理を行う。</p> |
|---|-----------------|

| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県農業会議                                       |
|--|---|
| 所 管 課  | 農 産 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県農業委員会交付金等関係】</b></p> <p>(1) 交付対象事業変更承認申請に対する交付決定が、遅れていた。</p> <p>交付金等交付要綱第3条第3項では、補助金の交付の申請が到着してから、当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とされているが、平成21年5月27日の変更承認申請に対する交付決定が7月31日となっており、変更承認申請の交付決定ではあるものの60日間を超えていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 適正に事務を執行するよう、指導を徹底した。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会<br>(旧：社団法人佐賀県果実生産出荷安定基金協会)       |
|--|--|
| 所 管 課  | 園 芸 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県果実生産出荷安定基金造成事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書の審査事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請書の事業の内容及び経費配分に</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査の指摘に従って、平成22年度実施分から対応した。</p> |

係る資料に、造成残額の算定資料を添付し、また、備考欄に県補助金の算定基礎を記載する旨規定しているが、造成残額の算定資料が添付されておらず、また、県補助金の算定基礎の記載がない不十分な補助金申請書をそのまま受理し、補助金交付決定を行っていた。

(2) 実績報告書の提出時期で、適正でないものがあった。

補助事業の完了時期は、県補助金の支出が終了した平成21年12月9日であるが、補助金交付要綱第5条で実績報告書は補助事業完了後30日以内に提出するよう規定されており、本来は、平成22年1月8日までに提出させるべきであったが、平成22年3月16日に提出された実績報告書をそのまま受理し、補助金の額の確定を行っていた。

○ 監査の指摘に従って、平成22年度実施分から対応した。

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会ほか8団体  |
|---|---|
| 所 管 課   | 園 芸 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助金（営農活動支援事業）関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付事務で、検討を要するものがあった。</p> <p>営農活動支援事業のうち、先進的営農支援に係る県補助金については、補助金交付要綱第7条に基づき、営農活動支援交付金の算定基礎である営農活動実施面積が概ね確定すると見込まれる12月に全額概算払で交付されていたが、協議会の活動組織への交付金の支払時期については、実際は、3月が多くなっていた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成22年11月26日に開催した市町担当者説明会において、県協議会が県及び市町補助金を受け入れてから活動組織へ交付するまでの滞留期間がなくなるよう、営農活動実施面積を確定するまでの事務手続きの流れについて、改めて説明を行った。</p> <p>また、平成21年度は、平成21年12月18日に全額概算払いしていたが、平成22年度は資金の需要期に合わせ平成23年1月21日に概算払いを</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>県補助金が、協議会で滞留しないよう検討されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定について、出納整理期間後まで遅れているものがあった。</p> <p>実績報告書提出日：<br/>平成22年4月30日</p> <p>補助金の額の確定日：<br/>平成22年6月18日</p> | <p>行い、滞留期間が短くなるようにした。</p> <p>○ 平成22年度の額の確定は、出納整理期間内に確定している。</p> <p>実績報告書提出日<br/>平成23年4月28日</p> <p>補助金の額の確定日<br/>平成23年5月31日</p> |
|--|--|

| 監 査 対 象 機 関   | 佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会ほか19団体   |
|---|---|
| 所 管 課   | 農 山 漁 村 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助金（共同活動支援事業）関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書及び実績報告書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> <p>(2) 補助金の額の確定について、出納整理期間後まで遅れているものがあった。</p> <p>実績報告書提出日：<br/>平成22年4月30日</p> <p>補助金の額の確定日：<br/>平成22年6月18日</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助金交付要綱を、平成22年12月10日付け農漁第1106号、園第1555号で一部改正し、申請書及び実績報告書の様式に「事業の効果」の項目を設けた。</p> <p>○ 平成22年度の額の確定は、出納整理期間内に確定している。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県鶏卵販売農業協同組合ほか1団体  |
|--|---|
| 所 管 課  | 畜 産 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県鶏卵価格安定対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の支払いで、完了払を検討されたい。</p> <p>補助金の対象が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの鶏卵の出荷契約数量に基づくものであることから、現状の支払方法(全額概算払)では、生産者が途中で廃業等した場合に、補助金返還の可能性も想定される。よって、完了払を検討されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 県から事業主体(鶏卵販売農協)に交付した補助金については、事業主体が農家から徴収する生産者積立金の一部に充当し、県からの補助金(0.5円/kg)と生産者からの積立金(5.25円/kg)とを合わせて基金(5.75円/kg)に積み立てることとし、万一、生産者が途中で廃業等をした場合でも、県の補助金はそのまま事業主体に残るようにして、生産者からの補助金返還がないように見直す。</p> <p>また、鶏卵価格安定対策事業については、国の要綱等により、事前に必要額を積み立てておく必要があり、県の補助金もその一部に充当されていることから、生産者の負担軽減のためには完了払いは難しいと考える。</p> <p>なお、県補助金の最終の支払い時期については、できるだけ補助金額が確定した後の支払いとなるよう、第4四半期の積立金納付時(12月)とする。</p> |

| 監 査 対 象 機 関  | 佐賀県農業協同組合ほか1団体   |
|--|--|
| 所 管 課  | 畜 産 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県繁殖雌牛導入対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱の見直しを要するものがあつた。</p> <p>当補助事業においては、子牛の販売価格の低迷などが要因で、当初見込んでいた年間300頭の繁殖雌牛の導入計画に対し、実績は、計画</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を見直し、補助事業者から四半期ごとに事業の遂行状況の報告を受け、進行管理を行うこととした。</p> |

の47%に当たる141頭の導入にとどまったところである。そのような中、所管課の事業の進行管理としては、繁殖農家等との意見交換などは実施していたものの、補助金の交付決定後に、進行管理に必要な導入実績等について調査を行ったのは、2月補正予算に係る調査の1回（平成21年12月実施）だけで、進行管理の方法としては不十分であった。

補助金交付要綱には、佐賀県補助金等交付規則第10条規定の事業の状況報告及び調査に係る規定がないので、規定整備の上、事業の進行管理を的確に実施されたい。

(2) 補助事業採択要件の履行確認方法を検討されたい。

補助金交付要綱では、事業の採択要件を提示し、補助事業が実施されているが、事業期間が3年から5年と数年間に及ぶことから、補助事業者に対する事業実施期間中の要件の遵守規定は設置されているが、県での事業実施の確認方法が規定されていない。

補助事業採択要件の履行確認については、対象とする家畜の貸付期間が終了する年度まで補助事業者の履行確認ができるよう実施方法を検討されたい。

※繁殖雌牛導入対策事業費補助金交付要綱

(事業の採択要件)

第2条 この補助金に係る事業の要件は次のとおりとし（中略）

(1) 繁殖雌牛の貸付対象者は、繁殖雌牛の飼養頭数を本事業により貸付を受けた頭数分増加させ、貸付期間中は増頭後の

補助金交付要綱の見直しの内容  
(事業の遂行状況の報告)

第6条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、補助金の交付決定に係る年度の各四半期末日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月10日までに知事に報告しなければならない。

○ 補助金交付要綱を見直し、補助事業者から対象家畜の貸付期間中、毎年度の事業実施状況報告を受け、履行確認を行うこととした。

補助金交付要綱の見直しの内容  
(事業の実施状況報告)

第10条 補助事業者は、様式第7号により事業実施期間中（対象牛の貸付期間中）の事業実施状況報告書を作成し、毎年度、5月末までに知事に報告するものとする。



|   |  |
|---|--|
| <p>頭数以上の経営規模を維持する繁殖農家であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対象とする家畜の貸付期間は、貸し付けた日から起算して次の期間とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 育成雌牛 5年間</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 成雌牛 3年間</p> |  |
|---|--|

| 監 査 対 象 機 関   | 富士大和森林組合ほか22団体  |
|---|---|
| 所 管 課   | 林 業 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金交付要綱や事業実施要領の規定どおり行われているか確認を行っていなかった。</p> <p style="margin-left: 20px;">(適正でなかった事務の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請事務の受任を行う際に必要な委任状及び精算依頼書が、補助金申請書に添付されていなかった。</li> <li>・補助金の申請事務の受任を行った場合に、委任者への補助金交付完了後に提出すべき補助金交付完了報告が提出されていなかった。</li> </ul> <p>(2) 補助金交付申請書に、事業の効果の記載がなかった。</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金等交付規則及び平成17年3月25日に通知された補助金等交付要綱準則で、「事業の効果」を補助金交付申請書に記載するよう示されていたが、交付要綱では、事業の効果に記載するよう規定されていなかった。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査直後に、是正するよう指導し、監査後の直近の申請から、「委任状及び精算依頼書」の整備及び「補助金交付完了報告」が提出されていることを確認した。</p> <p>○ 平成23年3月17日付けで佐賀県造林事業実施要領の一部を改正し、記載するよう規定した。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 株式会社 J T B 西日本メディア販売事業部<br>ほか7団体  |
| 所 管 課   | 空 港 ・ 交 通 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成21年度佐賀県誘客連携促進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱の内容について、適正でないものがあった。</p> <p>有明佐賀空港の利用促進を図るとともに、県内への観光客の誘致促進を図るため、有明佐賀空港発着便を利用した団体旅行を企画募集する国内旅行社に対して、補助を実施している。</p> <p>補助金申請書の提出期限は、会計年度末までと規定すべきところ、平成22年1月1日から同年3月31日の間の利用便について申請書は、同年4月30日まで提出できるよう規定されていた。</p> <p>また、補助金交付要綱規定の正規の補助対象期間が、前年度補助事業の正規の補助対象期間と重複していた。年度内に申請できるよう、また、前年度と重複しないように正規の補助対象期間及び申請書提出時期について、規定を見直されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年度交付要綱では、補助金交付申請書の提出期限を対象事業実施前、実績報告書の提出期限を平成24年3月31日とし、また、補助対象期間については、前年度と重複しないよう規定を見直した。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人佐賀県市町村振興協会  |
| 所 管 課  | 市 町 村 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【市町村振興宝くじ交付金関係】</b></p> <p>(1) 交付金交付要綱の策定について、検討されたい。</p> <p>市町村振興宝くじ交付金については、県から当協会への交付金の交付方法や実績確認方法などを規定した交付要綱の策定について、検討されたい。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査後、速やかに市町村振興宝くじ交付金の交付要綱策定状況を調査したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の状況は約3割の制定に留まっているものの、現に交付要綱を制定している都県があること</li> <li>・ 宝くじ収益金の使途や交付について</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>て、更なる明確性が求められつつあること</p> <p>などの状況を踏まえ、佐賀県市町村振興宝くじ交付金交付要綱を制定した。</p> <p>(平成22年8月26日施行)</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 監 査 対 象 機 関   | 第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県実行委員会（旧第62回全国人権・同和教育研究大会佐賀県準備委員会）   |
| 所 管 課   | 学 校 教 育 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【平成21年度第62回全国人権・同和教育研究大会開催費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条に規定の補助事業に要する経費の配分の変更について、知事の承認がなされないまま、事業が実施された事業実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p>※平成21年度第62回全国人権・同和教育研究大会開催費補助金交付要綱</p> <p>第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、<u>知事の承認</u>を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない次に規定する軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>ア. <u>配分した経費の項目ごとの事業費の20%以内の変更。</u></p> <p>イ. 補助事業の目的及び</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、補助金交付要綱に従い、適正な事務処理を行う。</p> <p>また、補助事業者に対しても、補助金交付要綱に定める変更が生じた場合は、速やかに知事への協議を行い、承認を得るよう指導した。</p> |

計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更

経費の配分

(単位：円)

| 対象項目    | 補助対象経費    | 補助金額      | 実績額       |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| ①人件費    | 4,372,000 |           | 4,365,274 |
| ②事務局運営費 | 3,038,000 |           | 1,673,832 |
| 計       | 7,410,000 | 5,500,000 | 6,039,106 |

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人筑後川昇開橋観光財団<br>ほか21団体   |
|--|--|
| 所 管 課  | 社会教育・文化財課  |
| (監査の結果)<br><b>【佐賀県文化財保存事業補助金関係】</b><br>(1) 補助金の交付決定について、遅延しているものがあった。<br>補助金交付要綱で定めた、補助金の交付の決定をするまでに要すべき標準処理期間を過ぎて、交付決定されているものがあった。<br><b>【当初交付決定】</b><br>補助金交付申請日<br>平成21年6月10日<br>支出負担行発議日<br>平成21年6月27日<br>補助金交付決定日<br>平成21年9月14日<br>標準処理期間 30日 | (措置の内容)<br>○ 会計課など合議先を含め支出負担行為決裁処理状況の確認をより密に行い、標準処理期間に即した適正な事務処理を行う。 |

| 監 査 対 象 機 関  | 市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット世界選手権大会実行委員会 |
|--|------------------------------------|
| 所 管 課  | 体育保健課                              |
| (監査の結果)<br><b>【平成21年度市民がつくる2009年レーザーラジアルヨット世界選手権大会開催費補助金関係】</b><br>(1) 実行委員会予算の執行について、 | (措置の内容)<br>○ 今後は、当課職員が実行委員会委員      |

適正でないものがあった。

当実行委員会では、実行委員会規則第12条第1項の規定に基づき、実行委員会総会での議決を要する予算の増額及び流用について、特に緊急を要するとして、委員長の専決処分が行われていたが、同条第2項で規定の専決処分を報告すべき総会が開催されていなかった。また、平成21年度決算認定や実行委員会解散のための総会も、開催されていなかった。所管課長は、実行委員会委員で、また、所管課職員が監事であったことから、指導すべきであった。

(予算総額変更の状況)

実行委員会総会 (H21.5.11) で  
決定した平成21年度予算総額  
35,121,000円  
平成21年度決算総額  
44,333,969円

(予算の流用の状況)

事例：競技運営準備費

実行委員会総会決定予算額  
20,450,000円  
流用予算額  
2,748,340円  
決算額  
23,198,340円

又は監事等となっているものについては、事務局にすべてを任せるのではなく、県としての立場から指導・助言を行っていく。

|  |   |
|--|---|
| 監 査 対 象 機 関  | 平成21年度全国中学校体育大会佐賀県<br>実行委員会   |
| 所 管 課  | 体 育 保 健 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【平成21年度全国中学校体育大会佐賀県実行委員会負担金関係】</p> <p>(1) 負担金の支出時期について、適正でないものがあった。</p> <p>総会の審議(機関決定)がなされる前に、負担金を支出していた。し</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、事務局員と兼務していない職員が機関決定がなされているかの確認を行い、適正な時期に支出する。</p> |

かも、当実行委員会の役員及び事務局員は、県職員が兼務していた。

負担金支出額

15,000,000円

負担金支出日

平成21年5月 1日

総会開催日

平成21年5月25日

(公の施設の指定管理団体関係)

| 監 査 対 象 機 関  | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会<br>(佐賀県立児童養護施設聖華園、佐賀県立婦人保護施設佐賀婦人寮)  |
|--|--|
| 所 管 課  | 母 子 保 健 福 祉 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立児童養護施設聖華園関係（平成23年4月1日民営化）】</p> <p>(1) 仕様書に記載された事業計画書及び収支予算書の提出方法と実際が、異なっていた。</p> <p>佐賀県立児童養護施設管理運営仕様書の第4で、前年度末日までに次年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）を、年度当初に事業計画書及び収支予算書を提出することとなっていたが、所管課からの電話指示により前年度末に事業計画書及び収支予算書が1回のみ提出されており、仕様書に記載された提出方法と実際が異なっていた。</p> <p>(2) 仕様書に基づく事業計画書及び実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>施設の維持管理については、仕様書で定められているが、事業計画書及び実績報告書に管理状況が明記されていないものをそのまま受理していた。指定管理者と協議の上、管理状況が確認できる様式の作成を検討されたい。</p> <p>(例) 固定資産の購入<br/>自動車：3,099,644円<br/>施設の保守点検状況<br/>消防設備、浄化槽等</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業計画書及び収支予算書が仕様書の規定に基づき、提出されているかどうかについて、県において審査を徹底した上で、受理すべきであった。</p> <p>今後、このようなことがないよう適正な事務処理を行う。</p> <p>○ 事業計画書及び事業報告書が仕様書の規定に基づき、提出されているかどうかについて、県において審査を徹底した上で、受理すべきであった。</p> <p>今後、このようなことがないよう適正な事務処理を行う。</p> <p>なお、監査時の指摘を踏まえ、平成22年度については、施設の維持及び管理に関する業務の実施状況を明記した事業報告書を受理した。</p> |

50万円以上の大規模修繕の状況

【公の施設：佐賀県立婦人保護施設佐賀 婦人寮関係（平成23年4月1日民営化）】

(1) 協定書に定める事業計画書及び事業報告書の審査を徹底されたい。

協定書第3条(2)には「施設の維持及び管理に関する業務」を行わせると規定されているが、団体から県に提出された事業計画書及び事業報告書には、この業務に関する記載がないにもかかわらず、そのまま受理していた。

(例示)

- ・施設及び備品等の管理、維持及び修繕業務
- ・清掃業務
- ・警備業務

(2) 協定書で、不備なものがあった。

① 協定書第14条第1項に、「管理運営経費に充てるべき積立金・繰越金については別表1のとおりとする。」と規定していながら、別表1が存在しなかった。

② 協定書第6条(2)に管理させる物件として、「対象物件 甲(佐賀県)が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおり」と規定していながら、県は指定管理者に台帳を渡していなかった。

○ 事業計画書及び事業報告書が協定書の規定に基づき、提出されているかどうかについて、県において審査を徹底した上で、受理すべきであった。

今後、このようなことがないように、適正な事務処理を行う。

なお、監査時の指摘を踏まえ、平成22年度については、施設の維持及び管理に関する業務の実施状況を明記した事業報告書を受理した。

○ 当初協定書の締結時や変更協定書の締結時などに、書類に不備がないかどうか、指定管理者とよく確認をしておくべきであった。

今後、このようなことがないように、適正な事務処理を行う。

○ 当初協定書の締結時や変更協定書の締結時などに、書類に不備がないかどうか、指定管理者とよく確認をしておくべきであった。

|   |  |
|---|--|
| 監 査 対 象 機 関   | 社会福祉法人佐賀ライトハウス<br>(佐賀県立点字図書館)  |
| 所 管 課   | 障 害 福 祉 課  |
| (監査の結果)   | (措置の内容)  |
| <p>【公の施設：佐賀県立点字図書館関係】</p> <p>(1) 点字図書館の指定管理業務の一部について、他の事業でも委託しているものがあった。</p> <p>県立点字図書館管理運営業務仕様</p> | <p>○ 「朗読奉仕員養成事業」及び「点訳奉仕員養成事業」については、平成22年度から、社会参加推進事業では、実施しないこととした。</p> |

書で、点字図書館の運営に関する業務として、

- ① 点字図書及び録音テープ等の製作及び刊行並びに受入れ
- ② 点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施
- ③ 視覚障害者に対する点字講習等の実施

が規定され、指定管理業務が実施されているが、県が別事業として、県から佐賀県障害者社会参加推進センター（以下、「センター」という。）に、「朗読奉仕員養成事業」及び「点訳奉仕員養成事業」を委託し、センターが、この業務を指定管理団体である社会福祉法人佐賀ライトハウスに、再委託していた。

この別事業で委託された業務は、点字図書館の本来業務であり、別事業で委託すべきものではなく、指定管理業務の中で実施すべきものである。

(2) 施設の維持・管理に関する業務で、仕様書どおりに実施されていないものがあった。

- ① 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書には、指定管理者は、個人利用者の意見や満足度等を聴取する利用者モニタリングを実施し、その聴取する意見や満足度等の項目は、県と協議して定めることとされているが、協議されていないかった。

- ② 窓ガラスの特別清掃の実施面積が、仕様書で指示した面積を下回っていた。

(3) 指定管理者指定申請書に記載しながら、実施されていないものがあった。

○ 仕様書どおりに実施するよう指導した。

○ モニタリングについては、意見や満足度等の項目内容を事前に協議し、利用者等へモニタリングを行うよう指導した。また、適宜、実施状況の確認を行う。

○ 仕様書どおりの面積で特別清掃をするよう指導した。また、実施状況の確認を行う。

○ 指定管理者指定申請書に基づき事業を実施するよう指導した。また、適宜実施状況の確認を行う。



|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営懇談会を3回開催するとしながら、実績は2回であった。</li> <li>・ 職員の内部研修</li> </ul> <p>(4) 事業報告書の審査で、不十分なものがあつた。<br/>     県に提出された事業計画書には、視覚障害者（中途失明者を含む。）の更生相談に応じる業務が記載されているが、事業実績報告書には記載がなかつた。</p> <p>(5) 事業計画書が、期限を過ぎて提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出期限<br/>                 平成21年2月28日</li> <li>・ 事業計画書の日付<br/>                 平成21年2月27日</li> <li>・ 実際の提出日<br/>                 平成21年3月20日</li> </ul> <p>(6) 管理運営業務仕様書の内容で、適正でないものがあつた。<br/>     管理運営業務仕様書第1で規定の管理対象施設のうち、発送室については、県は、他団体に対し目的外使用許可を行っており、指定管理者の管理業務としては、本来、清掃等に限定することとしていたが、仕様書で、管理業務を限定する旨記載していなかつた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画書に記載された業務について、実施内容を事業実績報告書に記載するよう指導した。<br/>                 今後、事業報告書の審査の際には、十分な確認を行う。</li> <li>○ 期限内に提出するよう指導した。</li> <li>○ 平成23年度の業務仕様書から、目的外使用許可する団体、目的外使用許可期間及び管理業務について明記した。</li> </ul> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| 監 査 対 象 機 関  | 特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会（佐賀射撃研修センター）                           |
| 所 管 課  | 生 産 者 支 援 課  |
| (監査の結果)<br><b>【公の施設：佐賀射撃研修センター関係】</b><br>(1) 事業計画の変更手続きの指導で、不適切なものがあつた。<br>指定管理者指定申請書には、実包 | (措置の内容)<br>○ 施設の管理運営について、指定管理者制度に基づき、指定管理者への適切な指導を行うこととする。 |

販売と前売り利用券は、自主事業として記載されていたが、平成21年度の事業計画書には、記載されていなかった。また、誘客対策として実施されている1ラウンド券、サービス券（無料ラウンド券）も、事業計画書に予算計上されていなかった。いずれも事業計画の変更手続が必要であったが行われていなかった。

指定管理者が、事業計画の変更手続をせず運用していたのは、所管課が制度自体を十分理解しておらず、指導が不適切であったためである。指定管理者制度について、十分に理解をされた上で、指定管理者への指導を適切に行われたい。

- (2) 実績報告書の決算関係資料で、不十分なものがあつた。

実績報告書の決算関係資料としては、収入・支出状況のみが提出されているが、事業実施内容の把握には不十分であり、貸借対照表についても提出を求められたい。

- (3) 指定管理経費の見直しを検討されたい。

平成21年度の指定管理経費の積算（2期目）では、週休2日の勤務体制を導入し、施設の開場日を削減（50日程度）して人件費及び管理費が削減されている。一方、利用料金収入については、1期目の3か年の平均額で算定し、施設開場日削減に伴う施設利用料の減額は、算定されていない。

これでは、県が一方的に指定管理経費を削減するために、指定管理者に過度の負担を強いたような積算となっている。また、平成22年度については、災害による施設閉場も継続していることから、再度、利用

- 指定管理者に貸借対照表を添付するよう指導し、既に提出済である。

- 平成21年度の指定管理費については、指定管理者に過度の負担を強いるようなことがないよう、前期間（平成18年度～平成20年度）の状況を踏まえ、積算したところである。

また、平成22年度の指定管理料については、閉場に伴う利用料収入の減、及び人件費や施設の管理運営費等の減等に関して指定管理者と早急に打合せを行い、十分協議を行った。なお、協議の結果、施設の管理運営への影響がなかったことから、指定管理料の見直しは行わないこととした。

料金収入の見直しを行い、安心して運営ができるよう指定管理経費の算定を見直されたい。

【指定管理経費の算定根拠】

(単位：円)

| 項目           | 1期目<br>(A) | 2期目<br>(B) | 比較増減<br>(B-A) | 備考      |
|--------------|------------|------------|---------------|---------|
| 人件費          | 11,450,345 | 8,633,000  | △2,817,345    | 開場日の削減  |
| 管理費          | 10,228,510 | 8,640,000  | △1,588,510    | 1期目の実績額 |
| 支出合計<br>①    | 21,678,855 | 17,273,000 | △4,405,855    | 管理経費削減額 |
| 施設使用料<br>②   | 13,819,695 | 13,405,000 | △414,695      | 1期目の平均額 |
| 委託料<br>(①-②) | 7,859,160  | 3,868,000  | △3,991,160    | 委託経費削減額 |

| 監 査 対 象 機 関   | マベック・松尾建設共同企業体<br>(佐賀県営住宅(佐賀県東部地区))   |
|---|---|
| 所 管 課   | 建 築 住 宅 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県営住宅(佐賀県東部地区)関係】</p> <p>(1) 財産台帳等が、指定管理者に通知されていなかった。<br/>協定書第6条で、県が指定管理者に管理業務を行わせるに当たって、管理させる物件を明記し、対象物件を県が別に定める財産台帳及び備品台帳を通知することとなっているが、通知されていなかった。</p> <p>(2) 事業報告の内容確認で、不十分なものがあつた。<br/>指定管理業務が、仕様書どおり実施されたどうか、事業報告書において確認できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、修正させないまま報告書を受理していた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 協定書第6条に規定する財産台帳及び備品台帳については、指定管理者に対して、平成23年4月1日付で通知した。</p> <p>○ 「県発行の督促状等未送達書類」の配布実績については、平成22年度第2四半期以降、指定管理者からの事業報告の際に報告を受けている。</p> |

(報告がなかった業務)

「県発行の督促状等未送達書類」の配布

(3) 指定管理者の公募に際し、示した管理物件の数量に誤りのあるものがあった。

平成20年度に行った公募の際に、申請者に示した「県営住宅樹木データ」については、現状の実績数量と異なっていた。

(佐賀地区県営住宅樹木データ)

| 種 別 |           | 公募時            | 現場      |         |
|-----|-----------|----------------|---------|---------|
| 高 さ | 幹 周       | 提示数量           | 実測数量    |         |
| 樹   | 3m以上      | 0.1m<br>~0.29m | 990本    | 308本    |
|     |           | 0.3m<br>~0.59m | 737本    | 666本    |
|     |           | 0.6m<br>~0.89m | 226本    | 475本    |
|     |           | 0.9m<br>~1.19m | 297本    | 299本    |
|     |           | 1.2m~          | 64本     | 97本     |
|     |           | 2.1m~2.9m      | 2,638本  | 18,858㎡ |
| 木   | 1.1m~2.0m | 5,555㎡         | 22,109㎡ |         |
|     | ~1.0m     | 7,509㎡         | 10,718㎡ |         |
|     | その他(除草面積) | 3,294㎡         | 8,294㎡  |         |

(4) 事業報告書で、期限後に提出されているものがあった。

協定書第16条第1項第1号で、「管理業務の実施状況」については、年度終了後速やかに県に提出することとされているが、「管理業務に要した経費の収支決算」と一緒に平成22年6月に提出されており、所管課はそのまま受理していた。

所管課にあつては、協定書に基づき提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。

○ 県営住宅の樹木のデータについては、現状を確認し、数量を変更した。次期指定管理者選定の際は、誤りがないようにする。

○ 事業報告書の提出については、1事業者については、平成22年度報告を4月末までに経理状況を除き提出させたが、他の業者は5月中旬となった。引き続き、今後とも、期間内に提出するよう指導する。

| 監 査 対 象 機 関   | 川原建設株式会社<br>(佐賀県営住宅 (佐賀県西部地区))  |
|---|---|
| 所 管 課   | 建 築 住 宅 課   |
| <p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県営住宅（佐賀県西部地区）関係】</p> <p>(1) 防火管理者としての業務実施について、指導されたい。</p> <p>消防法に基づき、1棟当たりの収容人員が50人以上の県営住宅については、防火管理者及び消防計画を定めて消防署長に届け出るとともに、消防計画を作成することが義務づけられている。</p> <p>消防計画の作成は、1地区1団地の作成にとどまっており、県が業務仕様書で示した防火管理者としての業務実施について、指導されたい。</p> <p>(委託業務)</p> <p>防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練等の実施、消火施設の点検・整備、入居者への指導等</p> <p>(2) 事業報告の内容確認で、不十分なものがあつた。</p> <p>指定管理業務が、仕様書どおり実施されたどうか、事業報告書において確認できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、修正させないまま報告書を受理していた。</p> <p>(報告がなかつた業務)</p> <p>「県発行の督促状等未送達書類」の配布</p> <p>(3) 指定管理者の公募に際し、示した管理物件の数量に誤りのあるものがあつた。</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 消防計画は、対象となる県営住宅全団地について作成、提出が完了している。</p> <p>防火管理者としてのその他の事業実施についても、状況を把握しており、指導を行っている。</p> <p>○ 「県発行の督促状等未送達書類」の配布実績については、平成22年度第2四半期以降、指定管理者からの事業報告の際に報告を受けている。</p> <p>○ 次期指定管理者選定の際は、誤りがないようにする。</p> |

平成20年度に行った公募の際に、申請者に示した「昇降機」の数量で、現状と異なっているものがあった。

(昇降機設置台数)

唐津地区栄町団地

(正) 1基

(誤) 2基・・・提示数量

| 監 査 対 象 機 関  | 財団法人スマイルアース<br>(佐賀県立二十一世紀県民の森)   |
|--|--|
| 所 管 課  | 森 林 整 備 課  |
| <p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立二十一世紀県民の森関係】</b></p> <p>(1) 財産台帳が、提示されていなかった。</p> <p>協定書第6条に定める財産台帳が、県から財団に提示されていなかった。指定管理を行う物件が、明確でない面があり、指定管理の管理物件を明示した財産台帳を提示されたい。</p> <p>(2) 施設の維持・管理業務で、仕様書どおり実施されていないものがあった。</p> <p>指定管理業務である遊具等の維持管理業務で定期点検の回数が、実際行った回数と県が定めた仕様書の回数と異なっていた。所管課においては適正な回数を判断し、指導及び修正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際行われた回数 毎月1回</li> <li>・ 仕様書の回数 毎月3回</li> </ul> <p>(3) 前回監査の指摘について、改善されていなかったものがあった。</p> <p>前回監査(平成19年11月2日)</p> | <p>(措置の内容)</p> <p>○ 財産台帳を指定管理者に提示した。</p> <p>○ 仕様書の記載が誤っていたため、仕様書を月1回に訂正した。</p> <p>○ 佐賀市富士町において、インターネットを活用し、地元の情報等を提供する「情報化ビレッジ形成プロジェクト</p> |

で、木工芸センターの遊休化、多目的広場のテニスコートの利用できない状況を指摘し、木工芸センターは、指定管理者が行う森林環境教育、イベント活動で用いる資材準備に活用し、テニスコートは、どんぐりからの苗木づくりの場として活用するとの回答があっていたが、木工芸センターは、遊休化が続いており、テニスコートには、苗木はあったものの、雑草に覆われ、利用されている状況ではなかった。前回監査で指摘していたにもかかわらず、改善されていなかったものがあった。県と財団で今後の施設の在り方について、再度協議、検討し、適切な管理を行われたい。

事業」が実施されている。当事業において、地域資源を活かした体験型観光メニュー（木工芸体験・自家菜園等）が計画されており、木工芸センター及びテニスコートの利活用についても、検討されていることから、今後、関係者で協議の上、適切な活用を図りたい。

※ 平成23年4月1日付け機構改革に伴い、所管課が移管したものや所管課の名称が変更となったものについては、機構改革後の所管課名で記載している。